				貝
第	2 2	号議案	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	·113
第	2 3	号議案	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	·142
第	2 4	号議案	埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·143
第	2 5	号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·147
第	2 6	号議案	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	·176
第	2 7	号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·181
第	2 8	号議案	埼玉県土採取条例を廃止する条例	·184

第二十二号議

玉 早 手 数 料 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

正する 埼 玉 県 手 数 料 例 棄 成 +二年 埼 玉 県 条 例 第 九 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} よう 改

六号」 第二十三号 七 第三条 九号] に改 改 第 Ø 中 8 を 九 「第 同条 同条第二十 八十五号」 号 八十二号」 中 **常二十** +第 号 七 - - 号 六号 Ľ. に +に 改 を 八 中 中 8 改 号 第 め 第 第 八 同条第二十 同 八 八 -四号」 +条 第 第二十 八号 一 号 八 に 五. 号 号 を 改 を め、 中 に 「第 「第 中 改 第 九十号」 同条 八十三号」 め 八十 第 八 同 兀 条 号 号 第 に 兀 改 号 改 を + \otimes 中 \otimes 中 第八 同 八 八 条

别 表農林 部 \mathcal{O} 項第三十三号 金 額 \mathcal{O} を 次 0 う 改 8 る

 \exists · ネ病 \mathcal{O} 検査

清学 的 検査

(2)及び = ン 査

 \exists

八百 円

(2)以 \mathcal{O} 検 查

五. 百 百 円 円

平方 加 七号 0 える 別 1 イ 中 表都 同 に 改 中 \Diamond 市 IJ É 同 百 備 「七千 ヌ 部 とし、 · 九 号 「三百平 ハ \mathcal{O} 中 円 項 イ及 第 二万四 を 一号中 ホ び第 方メ カュ 5 千円 百二十四 千 チ 円 次 ま こでを _ 号 ル に _ を に、 「三万四 改 号イ」 \mathcal{O} \sim カュ \otimes 下 5 に \equiv を IJ 同 万千 千 及 ま 欄 「第百 でと 円 口 び 円 中 第 三 十 三号 に $\overline{}$ を 改 万四 8 = \equiv 一号イ及 を \mathcal{O} 一万六千円 1千円」 加え、 次 同 欄二 に 次 び を 中 同 \mathcal{O} 百二十 号金 二二万 ょ 五百 う 改 額

ホ 面 積 \mathcal{O} 合 が三百平 方 メ ル を超え 五. 百 亚 方 メ ル 以 内 \mathcal{O} t \mathcal{O}

成二十 別 表 都 年 市 玉 整 土 備 一交通 部 \mathcal{O} 省 項 第二号 令第 五号) 中 IJ 第十 を 条」 「ヌ」 を に 「第十三条」 改 8 同 項 第 に改 百 二十 め、 三万 八号 九千 号 中 金 Щ 額 棄 \mathcal{O}

係 て得た金 る特 定建 行 為を行 おうとする \mathcal{O} 建 築物ごとに 次に 掲 げ る 額 中

 \mathcal{O}

前

に

次

 \mathcal{O}

ょ

う

加

える。

別表都市 \mathcal{O} 項 第百 八 金 額 \mathcal{O} を 次 \mathcal{O} う に改 \otimes る

定 又 定 する 定 は 同 す 法 建 る \mathcal{O} 第三十 築物 他 工 ネ \mathcal{O} エ 建 ル ネ 築物 ギ 条 ル ギ 第 に 消 0 費 項 消 V 性 て、 費 \mathcal{O} 能 性 \mathcal{O} 能 更 向 \mathcal{O} 該 向 上 認 箬 上 建 築物 計 定を受け に 関 画 が す が 記 る 同 た 法 法 載 第三十 さ ことを示す 第 た 同 二十 -条第 条第 九 項 類 項 が \mathcal{O} 提 認 12 項

. さ れ た場合

(1) 戸 建 7 \mathcal{O} 住 宅

- 二千 五.
- に 定め 宅用 途を含 る 額 む 建 築物 \mathcal{O} 住 宅 部 分 次に掲 げる区分に応じそ ħ ぞれ円
- 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 三百 平 方 メ ル 未 満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

五.

千

五.

百

- が 三百 平 方 メ
- $(\underline{})$ 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 ル 以 人上二千平 方 メ ル 未満 \mathcal{O}

万千

五.

百

円

 \mathcal{O}

- (\equiv) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が <u>二</u>千 ·平方 メ ル 以 Ĺ 五. 千 平 方 メ ル 未 \mathcal{O} 4
- \mathcal{O} 二万六千 円

(四)

床

面

積

 \mathcal{O}

合

計

が

五

千

平

方

メ

ル

以

上

 \mathcal{O}

\$

 \mathcal{O}

兀

万

七千

円

- (3)宅 用途 を含 む 建築 物 \mathcal{O} 非 住 宅 部 分 次 に 掲 げ る 区 分 に 応じ そ れ
- ぞれ 次 . 定 め る 額
- 面 積 \mathcal{O} 合 計 が三百 平 方 X \vdash ル 未 満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} Ξ. 千 五 百 Н
- (\Box) 床 面 \mathcal{O} 合 計 が 三百 平 方 メ 1 ル 以 上千 亚 方 メ ル 未満 \mathcal{O} t \mathcal{O}
- 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 千平 方 メ ル 以上二千平 方 メ ル 未満 のも \mathcal{O}

九千五

百

Н

 (Ξ)

床

- 万五千五 百 円
- (四) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二千平 方 メ \vdash ル 以 上 五. 千平 方 メ ル \mathcal{O} \$
- (五) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 五. 平 方 メ ル 以 上 ___ 万 平 方 メ ル 未満 \mathcal{O} ŧ
- (六) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 万 平方 メ ル 以 上二万五 千平方 メ ル 未 満

七

万

兀

千

五.

百

円

兀

万

七

千

円

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

- \mathcal{O} ŧ 万 兀 千
- (七) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 二万 五 千 ·平方 メ ル 以 上 0) ŧ 0

別表都 市 整備 部 \mathcal{O} 項 第百二十 八 号 金 額 \mathcal{O} 欄 中 ハ を へとし、 口 をホとし、 1 \emptyset 次

万七千五

百

円

に次の よう に 加 える

- 口 第一項第二号イ(1) 以外 \mathcal{O} 場合で、 及 建築 び 物 \Box (1) に 工 ネ 定 ル \otimes ギ る 基 消 準 往能 に 適 合す 基準 る 等 ŧ を $\bar{\mathcal{O}}$ 定 \Diamond る省令 第
- (1) 一戸建 て \mathcal{O} 住 宅 次に 掲げ る 区 分に 応じそれ ぞ れ 次 (Z 定 め る
- が二百 平方メ ル 未満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

 (\longrightarrow)

床面

積

0

合

計

- (\Box) 面 積 0 計 が 百 平 方 メ ル 以 上 \mathcal{O} 区 に応じそれぞれ二万二千円
- (2)次 に 住 宅 定 \otimes 用 途を含 る 額 む 建 築物 \mathcal{O} 住 宅 部 分 次 に げ る 分に

	四 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十二万八千円
日 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四万 に 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の の	八万七千五百
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの □	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四万 に 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の の	五万
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの □ 下面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満の □ 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の □ 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十一万五千四 中床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十一万五千四 中床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十一万五千四 中床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万千 □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万千 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万九千 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万九千 □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万九千 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 九万千五百 □ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が二百平方メートルよ満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万六千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万六千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートル表満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートル表満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万九千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 下五千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 下五千五百 □ 下五千五百 □ 下面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 下五百 □ 下面積の合計が三百平方メートルは □ 下面積の合計が三面積の合計が一面積の合計が三面積の合計が三面積の合計が三面積の合計が三面積の合計が三面積の合計が三面積の合計が三面積の合計が三面積の合計が一面	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満の □ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の □ 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの 十一万五千四 床面積の合計が二百平方メートルよ満のもの 中華 「	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二万九千五百
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 下方五百の □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 下方五百の □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 下方五百の □ 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの □ 下方五百の □ 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの □ 下方五百百の □ 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの □ 下方五百百の □ 下方建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額令第	に定める
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 下五千 □ □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの □ 下五千 □ □ 床面積の合計が五千平方メートルよ満のもの □ 下五百 □ □ 床面積の合計が五千平方メートル未満のもの □ 下五百 □ □ 床面積の合計が五千平方メートル未満のもの □ □ 床面積の合計が五千平方メートルよ満のもの □ □ 下五百 □ □ 床面積の合計が五千平方メートル未満のもの □ □ 下五百 □ □ 床面積の合計が五千平方メートル未満のもの □ □ 下五百 □ □ □ 床面積の合計が五千平方メートル未満のもの □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞ
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満ののの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満ののの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満ののの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 下方五千の □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの □ 下方五千の □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの □ 下方五千の □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの □ 下方五百回 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの □ 下方五百回 □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 下方五百回 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの □ 下方五百回 □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 下方五百回 □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 下方五百回 □ 床面積の合計が三百平方メートル表満のもの □ 下方五百回 □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 下方五百回 □ 下方五百回 □ 下方五百回 □ 下方五百回 □ 下方型での住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適け上のに応じるれ次に定める基準に適け上のに応じるれ次に定める額	面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万六千五百
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満ので、床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十六万五千四 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十六万五千四 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 十六万五千四 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 十六万五千四 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万八 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万千万五千四 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 元万五千四 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 京面積の合計が三百平方メートル未満のもの 京面積の合計が三百平方メートル以上のもの 下面積の合計が三百平方メートル未満のもの 京面積の合計が三百平方メートル未満のもの 元万五百四 床面積の合計が五千平方メートル未満のもの ホ面積の合計が五千平方メートル未満のもの 元万五百 の 京第二号イ(1)及び口(2)又は同号イ(2)及び口(1)に定める基準に適するもの 第二号イ(1)及び口(2)又は同号イ(2)及び口(1)に定める基準に適するもの 第二号イ(1)及び口(2)又は同号イ(2)及び口(1)に定める基準に適するもの 第二号イ(1)及び口(2)とのもの 九万千五百 元万五百 一月建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千五百
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のの □ 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満のの □ 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 十六万五千円 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万千一万五千円 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万千一万 中 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万千一万 中 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万千元百の 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 元万五百の 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 元万五百 中 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 元万五百 の 京面積の合計が五千平方メートルよ満のもの 元万五百 の 京面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 元万五百 の 京面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートルよ満のもの 元万五百 の 京面積の合計が五千平方メートル表満のもの 元万五百 の 京面積の合計が五千平方メートル表満のもの 元万五百 の 京面積の合計が五千平方メートルよ満のもの ホートル未満の 京面積の合計が五千平方メートル表満のもの ホートル表満のもの 京面積の合計が五千平方メートル表満のもの 京面積の合計が五千平方メートル表満のもの 京面積の合計が五千平方メートル表満のもの 京面積の合計が三千平方メートル表満のもの 京面積の合計が三千平方メートル表満のもの 京面積の合計が三千平方メートル表満のもの 京面積の合計が三千平方メートル表満のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満の □ 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の の 株面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の 条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ・ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 十六万五千 □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万九千 □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万九千 □ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万九千 □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満の の に定める額 ・ 大に定める額 ・ 大に定める額 ・ 大に定める額 ・ 大に定める額 ・ 大下五百平方メートル以上のもの 九万千五百 の よ面積の合計が三百平方メートル以上のもの 九万千五百 の よ面積の合計が三百平方メートル以上のもの 九万千五百 の よ面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万千五百 の カカ千五百百のの ホーカチュートル未満のもの 九万千五百 の た下五百百のの カカ千五百百のの カカ千五百のの カカ千五百のの カカ千五百のの カカ千五百のの カカ千五百のの カカ千五百のの カカ千五百のの カカ千五百のの カカチュ百	ŧ
 ○ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの ○ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のに ○ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のの ○ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のの ○ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の ○ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の ○ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの ○ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの ○ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの ○ 下面積の合計が三百平方メートル以上のもの ○ 下面積の合計が三百平方メートル以上のもの ○ 下面積の合計が三百平方メートル以上のもの ○ 下面積の合計が三百平方メートル以上のもの ○ 下五百のの ○ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの ○ 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの ○ 下五百のの ○ 下五百個人合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの ○ 下五百日の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 	一項第二号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適
□ 床面積の合計が三百平方メートル共満のもの	イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
□ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万 に 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の に 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の に 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの 十六万五千 で	床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万千五百
□ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万 に 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の □ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満の □ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の ○ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の ○ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 十六万五千 ○ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万九千 ○ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千 ○ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千 ○ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千 ○ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの ○ 三万三千 ○ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の ○ 定	六万五百
□ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万 に 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の の	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の
□ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の □ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の □ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の ※第一項第二号イ2及びロ2に定める基準に適合するもの ※第一項第二号イ2及びロ2に定める基準に適合するもの 一万五千年末面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万五千年末面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千年でに定める額 一方千年末面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万千年末面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万千年末面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千年面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千年面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万三千
□ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □万九千に □ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のの □ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の で 乗第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 十六万五千 中 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 十六万五千 下 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千 で 床面積の合計が二百平方メートルよ満のもの 一万千 下 床面積の合計が二百平方メートルよ満のもの 一万千 下 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千 下 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千 下 床面積の合計が二百平方メートルよ満のもの 一万千 下 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万千 下 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万九千 下 床面積の合計が三百平方メートル 下 本 市 で 下 た に 定める額	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の
□ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの □ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のの □ 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のの 「1 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 十六万五千円 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千円 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万千円 たっぱい 一方計が二百平方メートルは上のもの 一万千円 たっぱい 一方音 で 一方	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千
(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞ(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれぞ (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じるれぞれ次に定める額 (4) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 十六万五千円 (5) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 十六万五千円 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万千円	に定める
□ 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万千に 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の 条第一項第二号イ2及びロ2に定める基準に適合するもの 十六万五千 「一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める省令第条 作面積の合計が二百平方メートル以上のもの 十六万五千 「一 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 十六万五千 「一 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 十六万五千 「一 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万五千 「一 床面積の合計が二百平方メートル表 「一 下面積の合計が二百平方メートル表 「一 下面積の合計が二百平方メートル表 「一 下面積の合計が二百平方メートル表 「一 下面積の合計が二百平方メートル表 「一 下面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千 「一 下面積の合計が三百平方メートル以上のもの 一万千 「一 下面積の合計が三百平方メートル表 「一 下面積の合計が三百平方メートル表 「一 下面 市積の合計が三百平方メートル 「一 下面 市積の合計が三百平方メートル 「一 下面積の合計が三百平方メートル表 「一 下面積 「 下面積 「 下面積 「 下面積 下面積 「 下面積 「 下面積 「 下面積 下面積 「 下面積 「 下面積 「 下面積 下面積 「 下面積 下面積 「 下面積 「 下面積 「 下面積 下面 「 下面積 「 下面積 下面 「 下面積 「 下面積 下面積 「 下面積 下面積 「 下面積 下面積 「 下面積 下面 「 下面積 「 下面積 「 下面積 下	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞ
 (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの (1) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のの (2) 床面積の合計が三千平方メートル以上五千平方メートル未満のの (3) 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の内面積の合計が五千平方メートル以上のもの (4) 大万七千五百年年期 (5) 株面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の中の (6) 株面積の合計が五千平方メートル以上のもの (7) 大万七千五百年月期 (8) 株面積の合計が三百平方メートル未満のもの (9) 株面積の合計が三百平方メートル未満のもの (10) 大万七千五百年月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千
(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の (2) 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の (3) 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十六万五千 イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの (4) 中戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (5) 中戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (6) 中戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7) 中戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7) 中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
 ○ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の ○ 床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満の ○ 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の ・ 木万七千五百の ・ 木万五千平方メートル以上のもの ・ 十一万五千四万五千四万 ・ 本面積の合計が三百平方メートル以上のもの ・ 十十万五千四万五千四万 ・ 本面積の合計が三百平方メートル以上のもの ・ 十六万五千四万五千四万 ・ 本面積の合計が三百平方メートル未満のもの ・ 本面積の合計が三百平方メートルは上のもの ・ 十六万五千四万五千四万 ・ 本面積の合計が三百平方メートルは上のもの ・ 十六万五千四万五千四万 ・ 本面積の合計が三百平方メートルは上のもの ・ 十六万五千四万五千四万五千四万 ・ 本面積の合計が三百平方メートルは上のもの ・ 十六万五千四万五千四万 ・ 本面積の合計が三百平方メートルは上のもの ・ 十六万五千四万五千四万 ・ 本面積の合計が三百平方メートルは上のもの ・ 十六万五千四万五千四万 ・ 本面積の合計が三百平方メートルは上のもの ・ 十六万五千四万五千四万 ・ ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める
○ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の○ 床面積の合計が三千平方メートル以上五千平方メートル未満の○ 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満の・ 大万七千五百の・ 大万七十二十五十五十五十十十二十五十十十十五十十十十十五十十十十十十十十十十十十十	一項第二号イ⑵及び口⑵に定める基準に適合するも
床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十六万五千の 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の 六万七千五百の 市積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の カードル 大石 で かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七千五百の大万七十五百の大万七十五百の大万七十五百の大万七十五百の大万七十五百五百の大万七十五百の大万七十五百四大万七十五百四大万七十五百四大万七十五百四大万十二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十	床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十六万五千
床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の ・	十一万五千
の	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の
床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万	六万七千五百
床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の
	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万

別表都市整備部の項中第百二十八号を第百三十号とし、第百二十七号を削り、

同 五 を同 項第 \emptyset 条第二項 欄 」を「第三十条第一項各号」 項 百二十 口 ハ 0 第 からニまで」に、 次に 項」に、 百二十九号とし、 \mathcal{O} を 六 号中 次 イ 「第三十 \mathcal{O} ように 「第百二十三号 「第三十六条第 条第二 「第百 加える。 当 同 項第 三十 項 該 口 に、 に改 」を「第百二十 又は 兀 百二十五号 項 8 ハ」を「当該 「第百 額 を 同号金 \mathcal{O} 「第三十 中 「第三十六条第一項」 口 六号 額 又 兀 は 号 \mathcal{O} 口 こに、 条第 欄中 から 金額 ホをへとし、 = を \mathcal{O} まで」に改 項 第 「第三十 イ 百二十 を 五 か、 ニをホ 「第三 百二 司

- \mathcal{O} 条第二号イ 以外 の場合 (1) 及 で、 び 口 建築物 (2)又 は 同 エ ネ 号 1 ル (2)ギ 及 び 消 口 費 (1) 性 に定 能基 8 準 る基 等 を定め 準 に 適合す る省 令 る 第
- (1) \mathcal{O} 住 宅 に げ る X. 分 そ n n 次 に 定
- (-)面 \mathcal{O} 合計 が 二百 平 方 メ ル \mathcal{O} £ \mathcal{O} 万四 千 五. 百 円
- (\Box) 床 面 積 \mathcal{O} 合計 が二百平 方 メ ル 以 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 万六千 五. 百 円
- (2)次に定め 住 宅 用 る 途 を 建 \mathcal{O} 住 宅 部 分 掲 げ る 区 分 に . 応 じ そ れ ħ
- 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 三百 亚 方 メ ル 未 満 \mathcal{O} t \mathcal{O} 万 九 千 五. 百
- (\Box) 床 面 積 \mathcal{O} 合計 が三百 平 方 メ 1 ル 以上二千 平 方 メ 1 ル 未 \mathcal{O}
- (Ξ) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二千平 方 メ ル 以 上 五. 千 平 方 メ Τ. \mathcal{O} 万 ŧ 円

面 積 \mathcal{O} 合計 が五千平 方 ル 以 \mathcal{O} 万七千 十二万 八千円 五 百 円

三十条第二項」 「第三十四条第一項」 イ 円 (3)を を「三百平 中 都市 「八千 二万 整備部 に、 方メ 四千円」を「三万四千円」 (5)0 カュ 「又は 項中第百二十五号を第百二十八号とし、 5 に改め、 トル」 を「第二十 (8)までを ハ」を に、 同欄 $(\overline{6})$ 「からニまで」 九条第一項」 カュ 1 「三万千円」 (<u>2</u>) 中 ら(9)までとし、 · 「一万 に改 を に、 に改め Ø, 四千 三万 (4)同欄 H 「第三十五条第二項」 0) 次に次 六千円」 イ 同 (4)「二万円」 号 中 同項第百二十四号中 金 0) 「五百平方メ 額 に改 よう \mathcal{O} に改 に Ø イ 加 (\mathbf{i}) 司 え 中 「第 七 Ь 同

(5)面 積の 合計が三百平 方 メ ルを超え五百平方 メ 三万 ル以 九千 内

加える。 表 都 市 備 \mathcal{O} 項 第 百 + 兀 号 金 額 \mathcal{O} を ニと 口 0) 次に 次 \emptyset ように

建 築 物 0 エ ネ ル ギ 消 性 能 \mathcal{O} 向 等 関 す る法 律第十 一条第 項た

ごとに 定建 た 築行 だ 次に掲げる 同 条第二 \mathcal{O} 同 場 合 条 項 区 一分に 申 12 請 項 お に応じそ に係 V お 7 進 る V ħ 用 7 ぞ 定 す る場合 れ 建 用 次 築行 す る場 に定める を含 為 を行 合 む。 を 額 おうとす 含 to 又 は る 第 規 \mathcal{O} 定 する 建 築 第 特 物

- (1) を除 建 項 築 第 \mathcal{O} エネ 1 又は ル ギ 口 消 に 定 費 \emptyset 性 能 る基 \mathcal{O} 向 準 に 上 . 適 合 等 に Iするも 関 する \bigcirc 法 律 $\widehat{(2)}$ 施 12 行 掲 規 げ 則 るも 第 \mathcal{O} 条
- て \mathcal{O} 住 宅 次 に 掲 げ る 区 分 に 応 じそ れ ぞ n 次 定 \otimes
- (ロ) (イ) 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 二百 亚 方 メ ル 未満 \mathcal{O} ŧ 0 万 兀 千 円

床

面

積

 \mathcal{O}

合

計

が二百

平

方

メ

ル

以

上

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

万

六

千

円

- 住 宅 用途を含む 建 築 物 \mathcal{O} 住 宅 部 分 次 に 掲 げ る 区 分 15 応 そ n ぞ
- (\Box) れ 次に定め る
- (口) (イ) 床 面 穑 \mathcal{O} 合 計 が三百 亚 方 X ル 未 満 \mathcal{O} t \mathcal{O} 万 七 千
- \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 三百 亚 方 メ ル 以 上 三千 亚 方 メ 兀 万 三千 Н \mathcal{O}
- (N) ŧ 床 \mathcal{O} 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二千 平 方 メ ル 以 上 五. 千 莝 方 メ 六万 ル 八千 円 \mathcal{O}
- (2)第 ギ 建 (=)項第 築 消 費 物 床 性能 一号イ \mathcal{O} 面 エ 穑 \mathcal{O} ネ \mathcal{O} 又は 向 ル 計 一等に関 口 が に定 五. 費 千 民する法 め 性 亚 る基 能 方 \mathcal{O} メ 律 準 向 第 上 に 適合 等 +ル 一条第二 に 以 1するも 関 H. す \mathcal{O} る t 項 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} 及 建 U 施 第 築 行 十二条第三 物 規 万 \mathcal{O} 則 八千 第 エ ネ 円 条 ル
- $\left(\longrightarrow \right)$ 戸建 て \mathcal{O} 住 宅 次 に 掲 げる 区 分 に 応 じそ れ ぞ n 次 に 定 \otimes る額

項

 \mathcal{O}

規定に

基

づ

 \mathcal{O}

限

る。

- (口) (1) 面 積 \mathcal{O} 計 が 二百 亚 方 メ ル 未満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 七千 円
- 面 穑 \mathcal{O} 計 が 二百 平 方 \text{\ti}\}\\ \text{\tin}\}\\ \text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\texit{\texit{\texi}\ti}\text{\texi}\text{\texitit{\text{\texi}\text{\texi}\text{\texi}\text{\texit{\texi}\text{ \vdash ル 以 £ \emptyset ŧ \mathcal{O} 八千

円

- (\Box) 住 に 宅 定める 用途を含む 建 築 物 \mathcal{O} 住 宅 部 分 次に 掲 げ る 区 分に応じ そ れ ぞ
- (ロ) (イ) 面 積 \mathcal{O} 計 が 三百 亚 方 メ ル 未 満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 万三千 五. 百
- \$ \mathcal{O} 床 積 \mathcal{O} 合 計 が三百 平 方 メ ル 以 上二千 平 方 メ 万 千 ル 五. 百 円 \mathcal{O}
- (N) \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二千平 方 メ ル 以 上 五. 千平 方 メ 三万 ル 兀 未 千 満 円 \mathcal{O}
- 表 市 (=)整備 床 部 面 \mathcal{O} 積 項 \mathcal{O} 中第百二十四号を第百二十七号とし、 合 計 が 五千平方 ル 以 上 \mathcal{O} ŧ $\bar{\mathcal{O}}$ 同項 第百二十三号中 万 兀 千 円

別

ホをへとし、 口 「第三十 (2)第三十四 及 び = 条 (2) 並 第 条 ニをホとし、 _ 第 項 び --- 項 各号」に、 に第百二十 \subseteq を 「第二十九条第一項」 八号 \mathcal{O} 及 次に次 び イ(2) 口 (2) 並 0 ように加える。 口 びに第百二十五号イ(2)及び (2)及 に、 びニ (2) 「第三十五条第一 に改め、 同 号 口 項各 金 (2) 額 \mathcal{O} 欄中

- \mathcal{O} 条第二号イ イ以外の場合で、 ·(1) 及び 口 建築物 ②又は同号イ②及 エネ ル ギ 消 びロ(1)に 費 性能基準 定 \otimes る基 等 を 準 定 に \emptyset 適合する る 省 令 第 +
- (1) て \mathcal{O} 住 宅 掲 げ る 区 分 に 応じ そ れ ぞ れ 次 定める
- (--)面 積 0 合 計 が二百 平方 メ 1 ル 未満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 二万 九千 円
- (\Box) 床面 積 0 合 計 が二百平方メ ル 以 上 $_{\mathcal{O}}$ ₽ \mathcal{O} 三万三千円 れ
- 次に 住 定め 宅 用 途を る 含 む 建 築物 \mathcal{O} 住 宅 部 分 次 に 掲 げる 区 分 に 応じそれ ぞ
- (-)床面 積 0 合 計 が三百 平 方 メ 1 ル 未 満 \mathcal{O} ŧ, \mathcal{O} 五. 万 九 千
- (\Box) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が三百 平 方 メ ル 以 上二千 苸 方 メ ル 未満 \mathcal{O} B
- (Ξ) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二千平 方 メ 1 ル 以 上五 千平 方 X 1 ル 未 \mathcal{O} \$

面 \mathcal{O} 計 が 五千平 方 メ ル 以 上 \mathcal{O} ŧ, \mathcal{O} 二十五万六千 円

別表

都市

整

備

部

 \mathcal{O}

項

中

第

百二十三号を第百二十

六号とし、

第百二十二号を

削り、

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

同 第百 当該 項第百二十 ロ又は 十九号金 ハ」を · 一 号 中 額 \mathcal{O} 欄 当該 第 口 「又はハ」 百十 口からニまで」に改め、 九 号金額 を「第百二十一号金額 0 欄 イ」を 「第百二十一 同号を同項第百二十三号とし \mathcal{O} 欄 口 号金額 か 5 = \mathcal{O} まで」 欄 イ に、

同号の次に次の二号を加える。

百 合 項 は に 建 第 関 \mathcal{O} 性 性 $\overline{}$ エ 規定に 十二条 築物 条第 する ネ 能 兀 \mathcal{O} 一項又 性 エ 法 向 ギ 基づ 第二 ネ 律 谪 ル 等 消 物 定 適 消 ネ 建 手数 ル 築 費 性 性 ギ 物 判 能 工 た 1 \mathcal{O} 申 載さ る に 金 建 請 項 ル 関 築 第 他 0 建 に ギ 変 れ す 築 係 \mathcal{O} 物ごとに 項 た 建 更 る 物 る 消 同 築 法 特 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} . 条第 認定を受け 費 物 律 認 エ 定 定 性能 に :第二十 次に ネ 建 又 0 築 ル は 向 項に ギ 掲 行 同 上 て 九 げ 為 規定 たことを示 法第三十 計 条第三項 消 る を 画 当 費 額 行 する 該 が 性 を合算 お 同 建 能 う 建 法 に لح __ 築 \mathcal{O} 条 第三十 す 築 す 規 l 向 書 第 物 て得 定 が 上 る 記 エ す

七

万

五.

千

円

万

円

(2)(1) が に定める (\Box) $\left(\longrightarrow \right)$ (__) める (Ξ) 次 (Ξ) 上二千平 非住宅 以 上 積を除 建築物に に掲げ 未満 以 出 以 C_{i} = (2)に 宅用 上五 上千 床面 床面 次に 上五 上二千 床面 (2) 並 びニ 額 床 床 戸 さ 床 建 面 面 \mathcal{O} \mathcal{O} 面 面 れ 面 \vdash 掲げ (2) 並 千 平 積 ŧ 積 額 用 Ł 千 積 びに第百三十号イ(2)、 途 て た 積 積 ル 積 る 積 未満 を含 平 方 方 0 途 平 平 おい 区 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} の合計が三百 0 \mathcal{O} \mathcal{O} を含 以 下 分に 方 合 メ 合 メ 合 合 る区分に応じそれぞれ 合 方 合 方 α V 合 住 to に メ 計 計 1 計 計 計 メ 計 メ 0 て て 計 宅 同じ。) に応じそ が三百 が三百 建 が は が二千平方 \vdash \vdash む が が Ł 次 建築物 五千平 三千 千 トル 号 築物 ル カン 知 \vdash ル \mathcal{O} 未満 平 未 5 共 ル ル イ 事 未満 未満 未満 平方 (2) 用部 方 満 平 平 平 (四) れ \mathcal{O} が 方 方 が三百平方 ぞれ 住 方 ま \bigcirc \mathcal{O} 方 \mathcal{O} 五. 別 九 メ 九 一万三千 で、 三万 ŧ 非 住 万二 の も 宅 メ 万 九 ŧ 万 四 メ メ 0 メ メ メ 口 分 万 \mathcal{O} _ _ に ŧ 万 万 口 (2)定 次 部 兀 ŧ \mathcal{O} 五. \mathcal{O} れ次部 千 千円 のト 千円 (2) 及 及 千 千 のト 千 ルチ 千 \mathcal{O} 1 1 床 分 1 \Diamond \Box 円 ル円 以 円 円 円 ル 円 (2)定 ル ル ル ル U

口 第二号、 (1) するもの 第二号イ める額 応じそ (\Box) 次に掲げ 性能 (\Box) 性能基準 (Ξ) (七) (<u>Fi</u>) _ 未満 以上 未満 以 以 以上二千平 住宅用途を含 戸建て 基準 上五 床面積 床面積 外 上二万 外 上 床 床 1 床 床 床 ル (1) 及 (2) \mathcal{O} \mathcal{O} 面 \mathcal{O} 面 \mathcal{O} 面 \mathcal{O} れ \mathcal{O} 以 面 面 面 面 場合で、 及び 場 千 ŧ ぞ 等 積 等を定める省令第 積 ŧ, る 積 上 積 積 積 ₽ 積 万 を定め 合 平 \mathcal{O} 区 \mathcal{O} れ Ţ 五. \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 平 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} ŧ ロ (2) に で、 方 方メ 合計 分に応じそ 合計 次 住 合 千 合 合 合 合 合 口 合 方 . 計 が メ 計 む建 (Z 宅 (1) \mathcal{O} 計 平 計 メ 計 計 計 が 建築物 だが二百 定 建 が が が に る省令第 が 方 が が 二千平方 三百 三百 築物 二百 トル 8 五. 定める基準 築 五. 1 次 定める基準 二万五千 メ 千平方 二十三万 物 る 万 ル に ル これぞれ 未満 平方 未満 平 平 平 掲 工 平 額 平 工 十三万五 \mathcal{O} 一条第 ネ 三 十 三 一条第 ネ 方 住 方 方 二十三万 几 げ 八 兀 方 方 ル のも Ź 宅 平 メ 万 ル 万 \mathcal{O} 未 メ 万 ル X メ X メ る \mathcal{O} メ ギ ギ 部 兀 五. 方 次 兀 区 九 \$ 万 千 メ 千 適 千 千 \vdash 万 分 1 千 \mathcal{O} に 万 分 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} \vdash --- \mathcal{O} \vdash ŧ 消 円 円 ル円 円 定 円 消 円 円 円 ル 項 ル ル ル 円

ホ 次に掲 第一 (2)(7)(6)(5)(4)(1) る 二 千 平 上二万 性能 (\Box) 上千 イ ル 上 上 1 (\equiv) 床面 号 床面 床面 床面 以 以 床 _ 五. 床 \mathcal{O} 床 以 以 以上二千平 外 万平 千平 平 **え** 基準 外 上五 上 b 上 床 満 面 げ 床 面 面 積の \mathcal{O} 積 Ŧi. 積 積 積 方 積 方 \mathcal{O} 積 る に \mathcal{O} \mathcal{O} 面 面 面 の場合で、 \mathcal{O} 定定め 千 区 等 千 \mathcal{O} \mathcal{O} 方 \mathcal{O} 場合で、 ŧ 積 積 積 Ł \mathcal{O} 方 メ \mathcal{O} メ \mathcal{O} 平 合計 を定 亚 \mathcal{O} 合 合 メ メ 合] 合 合 合 分に応じそれぞれ \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 方 計 計 計 計 る基準に適合するも 方 合 方 合 計 1 1 計 合 が メ が が \vdash が ル が ル が 8 計 メ 計 メ 計 1 が三百平 二千平 产千平方 三百平 る省令 未満 が三百 建 建 ル 五. ル 未 が が __ 万 平 千平 築物 万五 未満 未満 満の 築物 五千 <u>-</u> 千 二十六 三十三万 二 十 五 六十 \mathcal{O} ル 兀 ル 千平 未満 未満 エネ 方 +方 方 十 三 × 方 第 工 平 平 \mathcal{O} ŧ 方 平 \mathcal{O} t 未 百 ŧ ネ メ メ 九 五. ŧ \mathcal{O} 方 方 方 メ メ \mathcal{O} メ 七 五. ĺ 条第 万 Ď 万五 ル 方 \mathcal{O} 万 万 Ō 万 ルギ 万 万 次 万六千円 メ \mathcal{O} 万 メ \mathcal{O} メ ギ 兀 メ 八 ŧ 九 六 兀 七 に 九 卜 ル ŧ ŧ \vdash \vdash 千 千 千 千 千 千 千 定 Ď 万円 千 ル 千 以 \mathcal{O} ル \mathcal{O} \mathcal{O} ル ル ル _ 1 \vdash 円 円 以 円 上 円 円 消 円 円 \vdash 以 円 以 以 ル 円 \otimes ル ル

が提出された場合 「おことを対す書類」		<i>会</i> 性 生
の変更の忍官を受けることが計事第一項の認定又は同法第三十一条第		生 消
ネルギー消費性能向上計画が同法第三十		く建築物エネル
載された同条第一項に規定する建築物エ	定手数料	項の規定に基づ
る他の建築物について、当該建築物が記	適合性判	は第十二条第三
に関する法律第二十九条第三項に規定す	消費性能	十一条第二項又
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等	ネルギー	に関する法律第
た金額	建築物工	費性能の向上等
の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得	更に係る	のエネルギー消
申請に係る特定建築行為を行おうとする一	計画の変	百二十五 建築物
ル以上のもの 五十一万円		
(7) 床面積の合計が二万五千平方メート		
四十三万五千円		
上二万五千平方メートル未満のもの		
⑥ 床面積の合計が一万平方メートル以		
三十六万二千円		
上一万平方メートル未満のもの		
⑤ 床面積の合計が五千平方メートル以		
二十七万七千円		
上五千平方メートル未満のもの		
4 床面積の合計が二千平方メートル以		
十七万千円		
二千平方メートル未満のもの		
(3) 床面積の合計が千平方メートル以上		
十三万円		
上千平方メートル未満のもの		
② 床面積の合計が三百平方メートル以		
満のもの十万二千円		
(1) 床面積の合計が三百平方メートル未		
る額		
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め		
第一号口に定める基準に適合するもの		
費性能基準等を定める省令第一条第一項		

口 するも 第二号 するも 第二号イ (1) (2)(1) 応じ 性能 める額 応じそれ 性能 (-)次に掲 (--) (\longrightarrow) (\Box) (Ξ) (七) 住宅用 未満 以 未 以上二千平 そ 戸建 $\tilde{\mathcal{O}}$ 1 基準 外 床面 満 Ŀ 戸 Ō 外 床 上 上 床 床 床 基 床 ル 面 建 準 面 面 れ (2) \mathcal{O} 面 五. 面 \mathcal{O} 面 げ \mathcal{O} \mathcal{O} 面 (1) 以 面 \mathcal{O} \mathcal{O} 途を含 場合で、 t 積 ぞ て 及 等 場 ₽ 千 積 ŧ る ŧ, 積 ŧ ぞ 等 積 積 積 積 7 及 上 積 積 を定 0 れ \mathcal{O} U を 合 平 0 \mathcal{O} 区 \mathcal{O} 0 れ \mathcal{O} び \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} ロ (2) に 定 で、 合 合 合 次 住 合 方 方 合 分に 合 合 次 住 ŧ 合 合 口 8 íz 8 計 12 宅 計 メ 計 メ 計 計 to 計 計 宅 (1) 0) 計 が三百 建築物 建築物 が三百 が二百 定 応 定 る省 が が る が が が に 建 が 二百平 三百 省令 二千平 . 定 め トル じそ 8 二百 85 次 定 築 次 五. \vdash 二万五千 物 る 令 る 千 六 ル に掲 \otimes に _ これぞれ 平 掲 第 平 未 万 平 第 万 る エ 平 \mathcal{O} 平 平 る 工 満 二万二 基 基 ネ 六 住 方 ネ 方 方 一条第 方 方 方 七 方 げ げ 条第 宅部 ·平 方 万五 準 ル 万 メ 千 準 ル 千 メ メ メ \mathcal{O} \mathcal{O} メ メ る メ メ る ギ t 次に ギ に 五 五 に 五. 区 ŧ 区 兀 千 千 万円 千 万 適 分 適 \mathcal{O} 1 百 分 分 百 メ 1 \mathcal{O} 1 万 1 項 消 円 円 円 円 定 円 円 合 項 消 円 ル ル ル ル ル

ホ る 額 次に掲 次に掲 (1) (7)(6)(5)(4)(2)(1) る 性能 <u>二</u>千 1 上千 性 1 上五千平 ル 上二万五 号 床 号 以 床 能 床 床 床 _ 床 \mathcal{O} 床 口 基準 外 万平 平 基準 外の ŧ げ 上 面 平 Ł げ 上 面 面 面 面 面 1 面 面 積の 積 る に \mathcal{O} \mathcal{O} 積 積 積 方 積 方 \mathcal{O} 積 る に \mathcal{O} 面 場合で、 定め 定め 区 等を定め 場 ŧ 千 方 方 \mathcal{O} 区分に応じそれぞれ t 積 \mathcal{O} \mathcal{O} 等を定める 0 \mathcal{O} メ \mathcal{O} メ \mathcal{O} Ż 合 合 平 合 メ 合 合計 合計 0 合 \mathcal{O} 合 合 分に応じそ る基準 合計が 計 計 る基準に適合す 計 方 計 1 計 1 が が メ が が \vdash が ル が が が 二万五 三百平 建築物 二千平 三百平 三百 建築物 ル未満 千平方 る省令第 万平 三十 ル 五. 未 未 未満 千平 省 満 に適合す 満 十三万三千五 五. <u>二</u> 十 平 令 れ ル 0 千 五. 匹 七 \mathcal{O} 第一条第 千平 未満 万九 方メ ぞ 方 \mathcal{O} 方 メ 方 方 エネ 十二万八 万七 方 工 + + 三十 \mathcal{O} ŧ 平 t 六 b Ł _ メ れ 兀 メ メ メ 方 _ \mathcal{O} X 条第 万二千 次に定 るも 千五 五万千ル 方 千 万 るも \mathcal{O} \mathcal{O} 万 ル 次 ル 万 万 メ ギ ギ に メ 九 八 六 七 ŧ 五. 1 1 ル 千 千 千 Ō 定 千 \mathcal{O} ル 百 ルチ 以 百 百 \mathcal{O} ル ル 1 ル 消 円 未 消 円 以 円 以 円 以 円 上 円 円 未 め 項 円 円 円 \Diamond 以 ル

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上 上千平方メートル未満のもの 上千平方メートル以上 15 床面積の合計が二千平方メートル以上 上五千平方メートルは 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートルよ満のもの 上五千平方メートルよ満のもの 上五千平方メートルよ満のもの 二十二万七千五百円 (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上 一戸埋ての住宅 次に掲げる額 と 「一の建築物ごとに定める額 を 「一の建築物ごとを含む建築物の住宅を含む建築物の住宅を含む建築物の住宅を含む建築物の住宅を含むますに適合するもの のの に定める額 (4) 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの 二十二万七千五百円 (5) 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの 二十五万五千円 (7) 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの 二十五万五千円 (7) 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの 二十五万五千円 一万八千五百円 (7) 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの 二十五万五千円 一方六千五百円 (7) 床面積の合計が二千平方メートル以上のもの 二十五万五千円 一方六千五百円 (7) 床面積の合計が二千平方メートルよ満のもの 二十五万五千円 一方六千五百円 (7) 床面積の合計が二千平方メートルよ満のもの 二十五万五千円 一方六千五百円 (7) 床面積の合計が二千平方メートルよ満のもの 二方九千五百円 二方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方十五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こ方九千五百円 こ方九千五百円 こ方十五百円 こ方より こ方十五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こ方十五百円 こう十五百円 こう十五百円 こう十五十五百円 こう十五百円 こう十五百円 こう十五百円 こう十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	 ○ 床面積の合計が二千平方メートル未満の ○ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万四千五百次に定める額 ○ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のの ○ 床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満のの
(2) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二子平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 二十一万七千五百 (1) 床面積の合計が二百平方メートル 上二方五千平方メートル未満のもの 二十二万七千五百 (2) 住宅用途を含む建築物エネルギー消費性能基準等を定める指令第 条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する。 条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する。 条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する。 条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する。 条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する。 条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する。 条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する。 条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する。 を定める額 (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十二万七千五百 日) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十二万七千五百 日) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十二万七千五百 日) 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 二方九千五百 日) 下入十二百日 日) 日) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二方九千五百 日) 日) 下入十二百日 日) 日) 下入十二百日 日) 下入十二十二百日 日) 下入十二十二百日 日) 下入十二百日 日) 下入十二百日 日) 下入十二百日 日) 下入十二十二百日 日) 下入十二百日 日) 下入十二百日 日 下入十二百日 日 下入十二百日 日 下入十二百日 日 下入十二百日 日 下入十二百日	□ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 一万四千五百 □ 床面積の合計が三百平方メートルよ満のもの 二万九千五百 次に定める額 □ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二万九千五百 の 市面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千五百
(2) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの上二子平方メートル未満のもの上二子平方メートル未満のもの上二子平方メートル未満のもの大に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二を示とし、八の次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二方五千平方メートル表満のもののでは関げる区分に応じそれぞに表面である額。日本面積の合計が三百平方メートル表満のものでに定める額の合計が三百平方メートル表満のもののの合計が三百平方メートル表満のものでに定める額の合計が三百平方メートル表満のもののの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のもののの合計が三百平方メートル表満のもののの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル表満のものの合計が三百平方メートル以上の表面積の合計が三百平方メートル以上の方を定する。	□ 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のは宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞ次に定める額 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万六千五百次に定める額
(2) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの上千五百日の合計が二百平方メートル未満のもの上五千平方メートル未満のもの上五千平方メートル未満のもの上五千平方メートル未満のもの上二十号金額の欄中「次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の上二万五千平方メートル未満のもの上二万五千平方メートル未満のもの上二万五千平方メートル未満のもの上二万五千平方メートル未満のもの二万五千五百日の全額では定める額」を「一の建築を第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する・2、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	○ 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二万九千五百次に定める額
(2) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの上千平方メートル未満のもの上五千平方メートル未満のもの上五千平方メートル未満のもの上五千平方メートル未満のもの上五千平方メートル未満のもの上五千平方メートル未満のもの上二万五千平方メートル未満のもの大に掲げる額」に改め、同欄中本をへとし、二を本とし、八の次に入の表都市整備部の項第百二十号金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築を第二号イ(1)及び口(2)又は同号イ(2)及び口(1)に定める基準に適合する人とし、二を本とし、八の次に次の表都市整備部の項第百二十号金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築を完める額」と、に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額」を「一の建築物・エルギー消費性能基準等を定める省令第二十二百年の合計が二百平方メートル以上のもの一方六千五百日では、大田積の合計が二百平方メートル以上のもの一方六千五百日では、大田積の合計が二百平方メートル以上のもの一方六千五百日では、大田積の合計が二百平方メートル以上のもの一方六千五百日では、大田積の合計が二百平方メートル以上のもの一方六千五百日では、大田積の合計が二百平方メートル以上のもの一方六千五百日では、大田積の合計が二百平方メートル以上のもの一方六千五百日では、大田積の合計が三百平方メートル以上のもの一方六千五百日では、大田積の合計が三百平方メートル以上のもの一方六千五百日では、大田積の合計が二百平方メートル以上のもの一方六千五百日では、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が二百平方メートル以上のものでは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三百平方メートルは、大田積の合計が三面積の合語が三面積の合計が三面積の合計が三面積の合語が一面積の合語が三面積の合語が三面積の合語が三面積の合語が三面積の合語が三面積の合語が一面積の合語が三面積の合語が一面積の一面積の一面積の一面積の一面積の一面積の一面積の一面積の一面積の一面積の	次に定める額 (注字用途を含む建築物の住宅部分)次に掲げる区分に応じそれぞは宅用途を含む建築物の住宅部分)次に掲げる区分に応じそれぞの、
(2) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの上千平方メートル未満のもの上五千平方メートル未満のもの大に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中京次に掲げる額」を「一の建築を第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する。ののは宅部分、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額では、まず、上、上、一方平方メートルは上のもの 二方六千五百円 一戸建ての住宅、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額で、建築物の住宅部分、次に掲げる区分に応じそれぞれ次のたに次の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額で表す。	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞ口 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万六千五百円 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千五百
(2) 床面積の合計が三百平方メートル 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル未満のもの 上二方五千平方メートル 上二方五千平方メートル 上二方五千平方メートル 大に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次の える。 (6) 床面積の合計が二千平方メートル 上二方五千平方メートル 上二方五千平方メートル 上二方五千平方メートル 十三万八千五百 二十一万七千五百 二十五万五千平方メートル 大に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める省令第 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める名額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 下面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千五百日 (2) 床面積の合計が二百平方メートル 大に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める名類 (3) 床面積の合計が二千平方メートル 十三万八千五百 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十五万五千 一万四千五百日 一万四千五百日 一万四千五百日 一万四千五百日 一万四千五百日 一万四千五百日 一万四千五百日 一万四千五百日 一万四千五百日 一万四千五百日	床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万六千五百床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千五百
(2) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、三をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、三をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、三をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、三をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、三をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、三をホとし、ハの次に次の次に掲げる額」を「一の建築を第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する。 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める省令第一条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する。の	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千五百
(2) 床面積の合計が三百平方メートル 大万五千五百八万五千五百八分五千五百八分五千五百八分五千五百八分四(2)又は同号イ(2)及び口(1)に定める基準に適合する。 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額のののののののでに掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額ので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額ののののののののののののとは、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額ので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額のをののののののののとは、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額のをのとのとし、三をホとし、八の次に次の次に入のでに次の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額のをのとのとし、三をホとし、八の次に次の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額ののののののののとのは、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額のとの上、一戸建年である。	
(2) 床面積の合計が三百平方メートル 上千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十五万五千平方メートル 大の次に次の える。 条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する。 条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する。	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める
(2) 床面積の合計が三百平方メートル 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル表満のもの 上二万五千平方メートル表満のもの 上二万五千平方メートル表満のもの 上二万五千平方メートル表満のもの 上二万五千平方メートル表満のもの 上二万五千平方メートル表満のもの 二十一万七千五百 一 イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 える。	0
(2) 床面積の合計が三百平方メートル 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル 十三万八千五百 一ル以上のもの 二十一万七千五百 一ル以上のもの 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十二万五千平方メートル 十二万九千五百 二十二万五千平方メートル 十八万千 十八万十 十八万千 十八万十 十十十 十十	イ⑴及び口⑵又は同号イ⑵及び口⑴に定める基準に適合する
(2) 床面積の合計が三百平方メートル 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル 大万五千五百 一川以上のもの 上二万五千平方メートル 十三万八千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十一万七千五百 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川以上のもの 二十一万七千五百 一川山 一川山 一川山 一川山 一川山 一川山 一川山 一川山	イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第
(2) 床面積の合計が三百平方メートル 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル 上二万五千平方メートル 十二万八千五百 十二万八千五百 十二万十十二万七千五百 ル以上のもの 二十一万七千五百 一人万千 十八万十 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万千 十八万十 十八万千 十八万十 十八十 十八	- 加 え
(2) 床面積の合計が三百平方メートル 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル 十三万八千五百 一八万五千五百 一八以上のもの 二十一万七千五百 二十五万五千平方メートル 十二万五千平方メートル	次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次の
上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル 床面積の合計が二千平方メートル 床面積の合計が二万五千平方メートル ホ面積の合計が二万五千平方メートル ホ面積の合計が二万五千平方メートル	表都市整備部の項第百二十号金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築
上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル 床面積の合計が五千平方メートル 床面積の合計が五千平方メートル 中二万八千五百 上二万五千平方メートル 大五千平方メートル 十二万八千五百 十八万千	以上のもの 二十五万五千
上千平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル未満のもの 上二万五千平方メートル 床面積の合計が五千平方メートル 床面積の合計が五千平方メートル 中二万八千五百 十二万八千五百	床面積の合計が二万五千平方メー
上千平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの 床面積の合計が千平方メートル以 床面積の合計が千平方メートル以 床面積の合計が二千平方メートル以 床面積の合計が五千平方メートル 床面積の合計が五千平方メートル 床面積の合計が五千平方メートル 上二万五千平方メートル未満のもの 十二万八千五百 十八万千	一万七千五百
上千平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 大万五千 床面積の合計が二千平方メートル 床面積の合計が二千平方メートル 床面積の合計が五千平方メートル 中三万八千五百 十二万平方メートル 未満のもの 十二万八千五百	五千平方メートル未満のも
上千平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの 床面積の合計が千平方メートル以 床面積の合計が千平方メートル以 床面積の合計が二千平方メートル 床面積の合計が二千平方メートル 上五千平方メートル未満のもの 十三万八千五百 十二万平方メートル	床面積の合計が一万平方メートル
上千平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの 床面積の合計が千平方メートル以 床面積の合計が千平方メートル以 床面積の合計が二千平方メートル 床面積の合計が二千平方メートル 床面積の合計が五千平方メートル	八万千
上千平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの 床面積の合計が千平方メートル以 床面積の合計が千平方メートル以 下五千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 十三万八千五百	万平方メートル未満のも
上千平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 上五千平方メートル未満のもの 十三万八千五百	床面積の合計が五千平方メートル
上千平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 八万五千五百 「八万五千五百」	三万八千五百
床面積の合計が三百平方メートル 上千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 二千平方メートル未満のもの 八万五千五百	五千平方メートル未満のも
上千平方メートル未満のもの 上千平方メートル未満のもの	床面積の合計が二千平方メートル
二千平方メートル未満のもの上千平方メートル未満のもの六万五千六万五千	万五千五百
床面積の合計が千平方メートル以 上千平方メートル未満のもの 六万五千	平方メートル未満のも
上千平方メートル未満のもの 床面積の合計が三百平方メートル	床面積の合計が千平方メートル以
上千平方メートル未満のもの床面積の合計が三百平方メートル	万五千
床面積の合計が三百平方メートル	平方メートル未満のも
	床面積の合計が三百平方メートル

面 \mathcal{O} が五千平 メー ル 以 Ĺ \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 十二万八千円

改め、 は を「三万四千円」に改め までを(6) 別表 に、 \sqsubseteq 同欄イ 都市 を から(9)までとし、 三万 からニ 整 (<u>2</u>) 中 備 千円」を 部 まで」 「一万四千円」 \mathcal{O} 項 中 に改め 第 「三万六千円」 同欄 (4)百二十号を第百二十二号 の次に イ (4) を「二万円」 司 | 号金 次 中 \mathcal{O} 五百 に改 額 ように加える \mathcal{O} 1平方メ め、 欄イ(1)中 に 改 同欄 \otimes とし、 七 同欄 中 ル _ 千円」 (9) を(10) とし、 同 を「三百平 イ(3)中「二万 項 第百 を 「八千円」 -九号中 (5) 方 四千円」 カュ メ 5 (8)

(5)面 積 \mathcal{O} 合計が三百平方 メ 1 ルを超え五百平 方メ 三万 ル 以 九 内 千 O円

える。 別表都市 備 \mathcal{O} 項 第百 -九号金 額 \mathcal{O} 中 をニとし、 口 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ように 加

- ごとに 項 定建築行 んただ 次に掲げる区分に 同 書 \mathcal{O} エ (同条 条第二項に \mathcal{O} 場合 ル 第三 ギ 申 請 項 お 消 応 に 1 係 じそれぞれ次 お 7 性 準 る V 特 7 用 \mathcal{O} 定建築行 準 する場合 向 用 する場合を含 に定める額 を含 為を行おうとす 関する法 Ē, Į. 律第十 又は第十二条第二 · 一条第 る 一 に 規定 \mathcal{O} てする特 建 項 築
- (1) を除 建 項 第 築 \mathcal{O} 号 イ エネ 文は ル ギ 口 消 に 定め 費 性 る基準 能 \mathcal{O} 向 上 に適合するも 等 に関 する 法 \mathcal{O} $\widehat{(2)}$ 施 に 行 掲 規 げ 則 るも 第 条 \mathcal{O}
- 戸 建 7 \mathcal{O} 住 宅 次 12 げ る 区 分に 応じそれ ぞ れ 次 に 定 \emptyset
- (口) (イ) 床面 面 積 積 $\widehat{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 合計 が が 二百 二 百 平方 亚 方 メ ル 未満 上 のも 0 b \mathcal{O} \mathcal{O} 万六千 万 四 千 円 Щ

合計

3

以

住 宅 途を含 む 建築 物 \mathcal{O} 住 宅 部 分 次 に 掲 げ る 区 分 に 応 U れ

 (\Box)

(ロ) (イ) れ 次に定め 床 面 積 る \mathcal{O} 合計 が三百 苸 方 ル 未 満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 七 千

メ

 \vdash

二万

Н

- t \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合計 が三百平 方 メ 1 ル 以 上二千 亚 方 メ 万三千 ル 円 \mathcal{O}
- t \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二千 亚 方 メ ル 以 上 五 千 亚 方 メ 万 ル 千 満 円 \mathcal{O}

(N)

第 項 ギ (=)項第 築 消 定 費 床 一号イ 性 \mathcal{O} 面 基 能 エ ネ づ \mathcal{O} 文は 向 ル ŧ> 上 ギ 等 口 \mathcal{O} が に 消 五 限 関 定 はする法 る。 性 \otimes 平 る基 能 方 \mathcal{O} メ 律 向 第 に 上 +適 築 ル 合す に 以 条第二 関 る す \mathcal{O} ŧ る 項 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 及 建 U 第 行 物 規 十二条第三 則 万 \mathcal{O} 第 八 工 ネ 千 Й 条

(2)

 \mathcal{O}

千

t

- (-)戸 建 て \mathcal{O} 住 宅 次 に掲 げ る 区 分に . 応 じ そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額
- (ロ) (イ) 面 積 \mathcal{O} 合計 が二百 苸 方 X ル 未 満 \mathcal{O} t \mathcal{O} 七千 円
- 面 積 \hat{o} 合計 が二百 1平方メ ル 以 上 $_{\mathcal{O}}$ b \mathcal{O} 八千 円
- (\Box) 次 住 宅用途を含 定定める 額 む 建築 物 \mathcal{O} 住 宅 部 分 次に 掲 げ る 区 分 に応じ そ n ぞ
- に 床 面 積 \mathcal{O} 合計 が 三百 平 方 メ ル 未 満 \mathcal{O} t \mathcal{O} 万 三 千 Ŧī. 百
- (口) (1) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が三百平 方 メ ル 以 人上二千平 方 メ ル 満 \mathcal{O}
- (N) Ł \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二千 平 方 メ ル 以 上 五. 千 平 方 メ 二万千五 ル 未 満 百 円 \mathcal{O}
- (=)Ł 床 Ō 面 積 \mathcal{O} 合計 が五千平 方 メ ル 以 上の t \mathcal{O} 几 三万四千 万 四千 円 円

欄 中 別 表都市整備 「次に掲げる額」 ニをホとし 部 \mathcal{O} 項 を 中第百十 の次に次 ____ 0 建築物ごとに次に掲げる 九号を第百二十一号とし、 \mathcal{O} ように 加える 額 同 に改 項第 め、 百 +同 一号金 ホ 額 \mathcal{O}

- \mathcal{O} 第二号イ 以外 \mathcal{O} ·1) 及び 場合で、 口 (2) 又 は 建築物 同号イ(2)及 エ ネ ル ギ びロ 消 費 (1) に 性能 定め 基準 - 等を定 る基 準 に \Diamond 適 る 合する 省 令 t
- (1) 戸 7 \mathcal{O} 住 宅 に 掲 げ る 区 分 に 応じ そ n ぞ れ 次 に 定 める
- (-) (\Box) 床 面 面 積 積 \mathcal{O} \mathcal{O} 合 合 計 計 が が <u>二</u>百 百 平 平 方 方 メ メ \vdash ル ル 未満 以 上 \mathcal{O} \mathcal{O} ₽ ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 二万 三万三千 九千
- (2)住 宅用 途を含 む 建 築物 \mathcal{O} 住 宅 部 分 次 E 掲 げ る 区 分 ĺĊ 応じそれ ぞ ħ
- 次に定め る
- 床面 積 \mathcal{O} 合 計 が 三百 平 方 メ \vdash ル 未 満 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 万 九 千 円
- (\Box) \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 計が三百 平 方 メ 1 ル 以上二千平 方 メ ル 未満 万 0 円 b
- (Ξ) \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 一千 平 方 メ 1 ル 以 上五 千 平 方 メ \vdash 七万 ル 未 五千 \mathcal{O} 円 t
- 面 \mathcal{O} 合計 デ 五 千 亚 方 メ ル 以 上 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} - 五. 万 六 千 円

百十四 号までを二号ず を 同 別 又 項 は 表 口 · 号 金 第 か 都市 5 百 ニニま 整備 を 額 六号とし、 \mathcal{O} でし からニま 欄イ」 9 部 繰り下げ \mathcal{O} に、 項 介中第 で 同 「当該 項 百 「第 に 中第百十三号を第百十五号とし、 十八号を第 同 改 項第百 百 口 め、 十二号 又 は 同号金 $\stackrel{\frown}{\sqsubseteq}$ + -四号中 金額 百 を 二十号とし、 額 $\tilde{\mathcal{O}}$ 当 \mathcal{O} 欄 「第百十 該 口 1 又 は \Box (1) か 中 <u>ハ</u> ·二 号 第百 6 七 ニまで」 十五号 を 金額 千 同項 第 円 \mathcal{O} に 欄 カュ 第百十二号中 百十四号金額 改 5 1 「八千円 め、 第 百 同 「第 号

に改 円 5 (8)までを(6) ル を め、 「三万 司 四 カコ 1 5 千 (2)(9)万 円 中 千 ま こでと 円 一万 改 四千 を 8 三万 (4)司 \mathcal{O} 六 次 を イ 千 (4)二万 に 次 円 中 \mathcal{O} 五 よう に 円 改 百 É 平 8 改 加 方 え 司 メ \Diamond る。 欄 同 1 1 中 ル 欄 _ (9)を (3)を (10)三百百 中 とし 「二万 亚 (5)方 兀 子 メ カン

- (5)床 面 積 \mathcal{O} 合計 が三百平 方 メ ル を超え五 一百平方 メ 三万 ル 以 九千 内 \mathcal{O} 円
- 別 表 都市 整 備 部 \mathcal{O} 項第百 十二号金 額 \mathcal{O} 中 ハをニとし、 口 \mathcal{O} 次に次のように加

える。

ごとに 定建築 た 建 書 次に 行 物 同 \mathcal{O} 掲 条第二 \mathcal{O} 同 エ げ 場 ネ る 合 条 ル 項 区 ギ . 分に 申 に 請 項 お 消 応 に V 費 じそ 係 お 7 性 る VI 進 能 ħ 甪 7 \mathcal{O} ぞ 定 す 向 用 る場 れ 建築行為 上 次 す 等 に る場 合 定 を含 関 の合を含 はする法 める を行 む こおうとす 額 $\overline{}$ Ē, 律 又は第 第 + 一条第 る に 規定 十二条第二 \mathcal{O} する 建 項 築 特 た 物

- (1) を除 項 築物 第 \emptyset エ ネ イ ル 又 は ギ 口 に 消 費 定 性 \otimes 能 る 基 \mathcal{O} 向 準 上 に 適合 等 に 関 す る す ŧ る 法 \mathcal{O} 律 (2) (C 施 行 掲 規 げ 則 る 第 b \mathcal{O} 条
- $\left(\longrightarrow \right)$ 戸建 て \mathcal{O} 住 宅 次 に 撂 げ る X 分 に 応 じそ れ れ 次 に 定 8 る
- (ロ) (イ) 床 面 面 積 積 \mathcal{O} \mathcal{O} 合 合 計 計 が二百 が 百 平 平 方 方 メ メ ル ル 未 以 満 上 \mathcal{O} \mathcal{O} ŧ ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 万 万 六 兀 千 千 円 円
- (\Box) れ 住宅 次 に定める 用途を含む 建 築 物 \mathcal{O} 住 宅 部 分 次 K 掲 げ る X 分 12 応 じ そ ħ ぞ
- (ロ) (イ) 面 積 0 合 計 が 三百 平 方 X \vdash ル 未 満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 万 七 千 円
- ŧ \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が三百 平 方 メ ル 以 上二千平 方 メ 兀 万 円 \mathcal{O}
- (N) to \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二千 亚 方 メ ル 以 上 五. 千 平 方 メ 六万 八千 未 円 \mathcal{O}
- ギ 建 (=)項第 築 床 性能 一号 \mathcal{O} 面 エ 積 1 ネ \mathcal{O} \mathcal{O} 又は 向 ル 上 ギ 計 等 口 が に 消 五. 関 定 費 千 はする法 \Diamond 性 亚 能 る 方 基 \mathcal{O} X 律 準 向 第 上 に 適合 等 +ル _ に 以 条 ロする 関 上 第二 す \mathcal{O} t る ŧ 項 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} 及 建 び 第 築 行 十二条 物 規 \mathcal{O} 則 万 第 八 エ ネ 千 第 円 ル 条
- (\longrightarrow) (ロ) (イ) 床 建 面 面 て 積 積 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 住 合 合 宅 計 計 が が ~二百 二百 に 掲 平 平 方 げ 方 る メ メ 区 分 12 ル ル 応 未満 じそ 上 \mathcal{O} \mathcal{O} れ t t ぞ \mathcal{O} n 次 に 定 め る 八 七 千 千 額 円円

項

 \mathcal{O}

規定に

基づ

ŧ

 \mathcal{O}

に

限

る。

 (\Box) 住 宅 用 途を含 む 建 築 物 \mathcal{O} 住 宅 部 分 次 E 掲 げ る 区 分に 応 じそ れ

れ 次 に 定 \Diamond る

丽

積

 \mathcal{O}

合計

が

 \equiv

百

平

方

メ

ル

未

 \mathcal{O}

t

 \mathcal{O}

万

三

千

五.

百

- (ロ) (イ) Ł \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 が 三百 亚 方 メ ル 以 上二千 亚 方 メ 万 千 ル 五. 百 満 円 \mathcal{O}
- (=)(N)Ł 床 \mathcal{O} 床 積 積 \mathcal{O} \mathcal{O} 合計 計 が が二千平 五 千 方 方 メ ル 以 以 上 上 五 \mathcal{O} 千 平 \mathcal{O} 方 メ 三万四 万 ル 兀 千 千 白 \mathcal{O}

面

メ

ル

b

ま に 法 五 十三号」 [項第百 千 項 項 より 律 号 項 0 七 第 8 第 第 中 第 表都 円 八 申 六 九十二号中 \equiv 八十二号 · 号 下 司 請 条 同 市 十三号と を「第百 万三千 をす 整備 金 げ 号 第 項 =同 单 \mathcal{O} 額 項 る場合 項 万 同 同 中 第 次 \mathcal{O} 部 項第 項 七 欄 0 円 に 八 + \mathcal{O} 第 万 規定 千 第 項 五号」に、 次 =八 中 + 円 に 六号 八 中 \mathcal{O} 八 \mathcal{O} 同 + 六千 に + 項 第 あ 下 五. 号 兀 に 中 百十 う 四 0 ょ カュ 七 百平 中 - 号 円 号 ては、 ŋ 号 12 改 6 を第 め、 とし 第九 加 同 九 IJ IJ 二号を第 (情 第百 を「二万二千円 方 十三号 項に規定す を え 八十 二万六千 同 + メ 報 を 同 通 第 +_ - 六号と 号 か \vdash \neg 項 信 四 百 中 ヌ | 号 单 ら第 IJ ル 技 ま -九号」 五. で を 第 る電子情 に 十二号 Ĺ を活 を ヌ を 百 を二号ず 百十号ま 号 改 とし 円 「第百 「三百平 لح に、 第八 め 用 に 改 カュ 同号 十三号を第 を加え、 ら第 処理 た行 つ繰 ホ 8 「一万千 でを二号 十六号」 からチ 方 項 同号を 八 組 政 第 メ り 同 + 下 \mathcal{O} 百 項 Ė までを 同号 に改 を使 推 げ ず 第 八 号まで 進 同 9 ル __-を +十三号と を 用 等 項第 8 号 同 五号と 「二万円 に、 \sim 同 す 項 中 12 ŋ んる方法 項第 カュ 関 同号を 下 5 す + げ 八 L ij + 兀 る 百 八

ホ 面 積 \mathcal{O} 合 計 が三百平 方 メ を 超え五 百 平 方 X ル 以 内 \emptyset ŧ \mathcal{O}

を 第 別 表 昘 都 と 市 L 整 備 第 部 七 \mathcal{O} 号 項 を 中 第 第 +八号とし、 号を第十二号 司 号 \mathcal{O} غ 次 に 次 第 \mathcal{O} 九 号 _-号を を 第 加 +え 号と る。 三万三千 円 号

九 第 る 完 建 \mathcal{O} +条 建 八条 了 規 第 築 物 定 基 第二 項又 に に 準 杳 関 基 法 建 す づ +は 第 に 建 為 定 要 通 係 築 又 建 確 知 る 行 特 は 築 認 建 定 要 行 特 前号 た る に to 第 建 七 額 \mathcal{O} 申 号 金 築 建 請 額 物 金 築 に に \mathcal{O} 額 物 係 0 \mathcal{O} 11 欄 又 7 イ に 定 は は 又 次 建 は 口 に 築 同 \mathcal{O} 口 行 定 額 欄 \mathcal{O} \Diamond 為 を 額 加 る を 又 (昇 算 額 行 は お 口 降 う た 加 \mathcal{O} 機 とす 額 額) を 含 に

えるもの 十三万三千円			
ヌ 床面積の合計が五万平方メートルを超			
六万六千円			
え五万平方メートル以内のもの			
リ 床面積の合計が一万平方メートルを超			
四万千円			
え一万平方メートル以内のもの			
チ 床面積の合計が二千平方メートルを超			
一万六千円			
二千平方メートル以内のもの			
ト 床面積の合計が千平方メートルを超え			
え千平方メートル以内のもの 一万千円			
へ 床面積の合計が五百平方メートルを超			
え五百平方メートル以内のもの 八千円			
ホ 床面積の合計が三百平方メートルを超			
え三百平方メートル以内のもの 七千円			
ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超			
二百平方メートル以内のもの 六千円			
ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え			
え百平方メートル以内のもの 五千円		る。)	
ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超		行為の場合に限	
三千円		基づく特定建築	
同じ。)が三十平方メートル以内のもの		第二項の規定に	
びに第百三十号イ(3)、ホ及びへにおいて		項又は第十二条	
へ並びに第百二十五号イ(3)、ホ及びへ並	料	律第十一条第一	
この号並びに第百二十四号イ(3)、ホ及び	検査手数	上等に関する法	
方法によって算定したものをいう。以下	する完了	ー消費性能の向	
イ 床面積の合計 (知事が別に定める算定	築物に関	築物のエネルギ	
_	_		

に、 方メートル以内」に、「三万五千円」を「三万七千円」に改め、同欄イ中⑨を⑩ とし、⑤から8までを⑥から⑨までとし、④の次に次のように加える。 の欄イ中「一万四千円」を「一万五千円」に、「一万七千円」を「二万四千円」 別表都市整備部の項第六号中「次号」の下に 「二万四千円」を「三万四千円」に、 「五百平方メートル以内」を「三百平 「及び第九号」を加え、 同号金額

(5) 床面積の合計が三百平方メー トルを超え五百平方メー ル以内のも

四万二千円

とし、 方メートル以内」に、「三万三千円」を「二万八千円」 別表都市整備 (5)から(8)までを(6)から(9)までとし、 部 0 項第六号金額 \mathcal{O} 欄 口 (4)の次に次の 一百平方メ に改め、 ように加える。 ル 以 同欄ロ中(9)を(10) 内」を「三百平

(5) 床面積の合計が三百平方メ ートルを超え五百平方メ ートル以内のも 三万六千円

を第四号とし、 十七号ニ」に改め、 百十九号ハ及び 別表都市整備部の 第百二十四号ハ」 第二号の次に次の一号を加える。 同号を同項第六号とし、 項中第六号を第七号とし、 を「第百十四号ニ、 同項中第四号を第五号とし、第三号 同項第五号中 第百二十一号ニ及び第百二 「第百十二号ハ、 第

Z		条項
める額次に掲げる区分に応じそれ		十二条第二項た含む。)又は第
② 住宅用途を含む建築物		準用する場合を
以上のもの		第二項において
二 床面積の合計が二百平方		ただし書(同条
未満のもの		第十一条第一項
○ 床面積の合計が二百		法律第五十三号)
応じそれぞれ次に定め		(平成二十七年
(1) 一戸建ての住宅 次	知手数料	等に関する法律
額	は計画通	消費性能の向上
での額)に、次に定める額を.	認申請又	物のエネルギー
物については、前号金額	関する確	する審査(建築
欄イからヌまでの額(昇降機を含	築行為に	計画の通知に対
に掲げるものを除く。)	な特定建	建築物に関する
イ又はロに定める基準に適合するも	較的容易	の規定に基づく
土交通省令第五号)第二条第一項第	ことが比	第十八条第二項
に関する法律施行規則	定を行う	の申請又は同法
イ 建築物のエネルギー消	適合性判	物に関する確認
ぞれ次に定める額	消費性能	定に基づく建築
の建築物ごとに次に掲げる	ネルギー	六条第一項の規
申請に係る特定建築行為を行	建築物工	三 建築基準法第

に限 む。 用 \equiv る 一項に 特 す る。 る場合を含 定建築行 に規定す お V

 (Ξ)

面

積

 \mathcal{O}

が二千平

方

メ

F

ル

万三

千

Щ

以

上 床

五.

千

平

方 合

メ 計

1

ル

未満

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

条第三項

 \mathcal{O}

規定に

基

当づく

ŧ

 \mathcal{O}

に

第

_

号金

額

の欄

1

ヌまで

 \mathcal{O} 限

額 る。

(昇

に

関する法

律第十

一条第二項

及 能

び第

号イ又は

口

に

定定め

る基

準

に

適合

す

る

ŧ

 \mathcal{O} _ 建築物

 \mathcal{O}

エ

ネ

ル

消

費性

能

 \mathcal{O}

上等

以

上

 \mathcal{O}

ŧ 積

 \mathcal{O} \mathcal{O}

万

八

千円

面

合

が

五.

千平

方

メ

1

ル

六

万

八

千円

関する法

律施行

規

則第二条第一

項 向

第

(建築物

 \mathcal{O}

エ

ネル

ギ

消

費性

 \mathcal{O}

向

上等

(1) 額

戸建

ての

住 額

宅

次

に

げ

る

区

分

(-)

床面

0

合計 次に

が二百平

方

メ

1

ル

未

満

 \mathcal{O}

ŧ 積

 \mathcal{O}

七

千

円

応じそれ

ぞれ

定め

る

額 掲 欄イ

からニまで

 \mathcal{O}

額)

に、

次

に定める

を加算した金

|機を含

む

建築

物

K

つい から

ては

前号金額

— 135 **—**

未 満 \mathcal{O} £ \mathcal{O}

万

七

千

円

合計

積 \mathcal{O}

が三百

平方

メ

 \vdash

ル

上二千平

方

メ

ル

未満

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

床面

 (\Box)

て

める額

次に掲げ

る区

分に

応じそれ

ぞれ

次

に

定

住宅用

途 ŧ

を

含

む

建築

物

 \mathcal{O}

住

宅

部

分

£

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

八

千

床

面

積

 \mathcal{O}

合

計

が

三百

平

メ

ル

ル

1

メ

五. 百円

が 二千平方

計

二万 千

 \mathcal{O}

積

面

 (Ξ)

 (\Box)

積

 \mathcal{O}

が

三百

メ

ル

上二千 床面

亚

方 合

メ 計

1

ル

未満 平方

 \mathcal{O}

t

 \mathcal{O} \vdash 未満

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O} \mathcal{O}

万三千五

百

円

床

面

積

合

計

が三百

平

方

メ

 \vdash

四 床面積の合計が五千平方メートル	床面積	
三万四千円		
以上五千平方メートル未満のもの		

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

-- + 項第百 三十号 六号中 十五号 とし、 百 同 二号ニ」 省二十 項 項 項第 第百 十四四 第百二十 一号 「第百 とし、 五. 二十三号中 $\dot{=}$ 百 1 「第百 百三十三号 司 \mathcal{O} に改 (2) 一十五号 項第 八号 (3)Ű ず 額 及 同 口 号金 め、 を 三 十 に \sim 改 項 \mathcal{O} 同 百 七 び 二十 省二十 号 中 中 項 改 1 \otimes を 第 (3) 金額 第百三十五号イ(2)」 中第百二十五号を第百三十号とし、 八 لح 8 同項第九号中 第百十五 口 額 百 「第百十四号金額の欄 「第百二十 号 同号 \mathcal{O} 八号 三十二号 項中 欄 音三 同 げ 百 を「第百十 1 を「第百三十号 七 第 \mathcal{O} 中 口 (2) 号 司 欄 項 第百 中第 Ť. 同 号を第百二十号とし、 項 第 イ を -二号金 号 項 中 中 1 百 号金額 -第百二 第 百二十六号」 百三十号を第百三十五号とし、 号 を 「第百二十四号イ 「第百二十六号 「第百三十三号イ 「第百 七号 百 九号金額 「第百三十二号金額 額 改 次 「第百二十号」 から第百二十二号までを五号ずつ繰り下 に改め \mathcal{O} + \mathcal{O} 百 八号とし、 1 (3) 干 イ」を「第百十九号金額の欄 七号を第百三十二号とし 次 口 \mathcal{O} \mathcal{O} イ 九 同 五号を 号 項第 号 に改 を 金額 =, 口 同号を同項第百二十九号とし、 1 「第百三十 (3) 第 六号 _ (2) 第百十 及 に、 に改 第百 び第 加 項 \mathcal{O} \otimes 第百三十号 百二十 を 欄 同 に 单 中 \mathcal{O} え -四号を第 二十六 第百 め、 口 改め 「第百二十 欄 項第百二十四 司 百二十 る。 「第百十 1 第 号 号 -六号金! に改め、 同号を同 を 百 に、 同 司 同 1 六 に 改 (3) · 四 号 カコ 百 号 項第百二十 ニ及び第百三十 項第百三十 額 九号イ(3)」 ら第 を 司 十九号と 「第百二十七 イ 同号を \mathcal{O} | 号中 め、 項第百二十 同項 項第 百 を に、 有二十 第 同号を 「第百 百三 · 四 号 九号 百三 百二 同項

十一号)第十二	六年法律第百九	制法(昭和三十	び特定盛土等規	百一 宅地造成及
事の許可	関する工	盛土等に	又は特定	宅地造成
ロ 盛土等の土地の面積が五百平方メート	内のもの 一万六千円	という。)の面積が五百平方メートル以	及び第百三号において「盛土等の土地」	イ 盛土又は切土をする土地(以下この号

計画の中語に対 大名審査(土石 ・ もの ・ 大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	更を伴う場合にあっては変更前の盛土等		する審査(次号
大学である。	土等の土地の面積(口に規定する		可の申請に
大学・一項の申請に対 一定する土石の堆積(同法第 二条第四号に規 二条第四号に規 一方大子・トルを超え三千平方メートル以 方メートルを超え三千平方メートル以 方メートルを超え三千平方メートル以 方メートルを超え三千平方メートル以 方メートルを超え三千平方メートル以 方メートルを超え三千平方メートル以 方メートルを超え五千平方メートル以 方メートルを超え五千平方メートル以 方メートルを超え五千平方メートル以 方メートルを超え五千平方メートル以 方メートルを超え五千平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートルル 三万四千 方メートルを超えこ万平方メートルル 一項又は特定 立土地の面積が二万 方メートルを超えて万平方メートルル ファン・大に掲げる額 の表記をさは、その額が六十七万 十一万二千 「円とする。 て 宅地造成又は特定盛土等に関する場合 の設計の変更(ロのみに該当する場合 の設計の変更(ロのみに該当する場合 の設計の変更(ロのみに該当する場合	除く。)	申請	計画の変更
大り上の企超之二千平方メートル以内の堆積(同法第 ちの あのもの は積をする土地の面積が二千定する土地の面積が二千元が特定盛土等規 又は特定 会第一項の規 事の計画 イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工 万円とする。 ただし、その額が六十七万円とする。 ただし、その額が六十七万円とする。 ただし、その額が六十七万円とする。 ただし、その額が六十七万円とする。 ただし、その手数料の額は六十万円とする。 ただし、その手数料の額は六十十万円とする。	設計の変更(ロのみに該当する場合	変更	に基づく工
	宅地造成又は特定盛土等に関する工	の 計	条第一項の
大学 1	万円とする。	する	項又は第三
大学 1	るときは、その手数料の額は六十	土 等	法第十六条
 三 宅地造成及 宅地造成及 宅地造成 変更許可申請・件につき、次に掲げる額 メートルを超え二千平方メートル以内方メートル以内方メートルを超え一万平方メートル以方メートルは積をする土地の面積が二千万のもの地積をする土地の面積が二千万のもの地積をする土地の面積が二万万メートル以方メートルを超えて万平方メートル以内方メートルは一方エモールを超えるもの十三万四千方メートル以内がより、次に掲げる額 	した額。ただし、その額が六十七万	特	特定盛土等
まで、	可申請一件につき、次に掲げる額	地造	宅地造成
マートルシ超え二千平方メートル以内 審査(土石 もの	メートルを超えるもの 十三万四千		
第四号に規 ちの もの	土石の堆積をする土地の面積が十万		
第四号に規 おされての地でである土地の面積が二千審査(土石の地でである土石の地でである土石の地でである土石の地でである土地の面積が二千のものである。)に限る。) に限る。) に限る。) たまりに係る たいう。以下 たまりに係る たいたを超え三千平方メートル以方がメートルを超え一万平方メートル以方がメートルを超え一万平方メートル以方がメートルを超え一万平方メートル以方メートルはである土地の面積が二万のもののもののもののもののものが出る土地の面積が二万がカメートルは方がカートルを超え一万平方メートル以方メートルはである土地の面積が二万がカメートルはであると、大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大	もの十一万二千		
の申請に対 三 土石の堆積をする土地の面積が二千審査(土石の堆積をする土地の面積が二千のもの。)に係る。) に限る。) 「 大メートルを超え三千平方メートル以内方メートルと超え三千平方メートル以内方メートルを超え三千平方メートル以方メートルルのもの。 「 大 土石の堆積をする土地の面積が三千のもの。 「 方 メートルを超え二万平方メートル以方メートルを超え二万平方メートル以方メートルを超え二万平方メートル以方メートル以方メートルと超え二万平方メートル以方メートルはである。 「 大 土石の堆積をする土地の面積が五千のもの。 「 方 メートルを超え二万平方メートル以方メートル以方メートルを超え二万平方メートル以方メートル以方メートルは一方と担てのもの。 「 大 土石の堆積をする土地の面積が四万である。) 「 大 土石の堆積をする土地の面積が五千のもの。 「 大 土石の堆積をする土地の面積が一方方メートル以方が、	メートルを超え十万平方メートル		
を整査(土石 もの よートルを超え二千平方メートル以内積(同法第 ニ 土石の堆積をする土地の面積が二千 のもの カメートル を超え三千平方メートル以内方メートル を超え二千平方メートル以内方メートル を超え二万平方メートル以方メートル を超え二万平方メートル以方メートル以方メートル を超え七万平方メートル以方メートル以方メートル以方メートル以方メートル以方メートル以方メートルと超え七万平方メートル以方メートル以方メートル以方メートル以方メートルと超え七万平方メートル以方メートル以方メートル以方メートル以方メートルは一方方メートルを超え七万平方メートル以方メートル以方メートルは一方と超えている。	土石の堆積をする土地の面積が七万		
本 土石の堆積をする土地の面積が二千年を (土石 もの メートルを超え二千平方メートル以内 方メートルを超え二千平方メートル以内 方メートルを超え二千平方メートル以内 方メートルを超え二万平方メートル以方 カメートルを超え二万平方メートル以方 カメートルを超え二千平方メートル以方 カメートルを超え二千平方メートル以方 カー・ルー・ ロガニ カー・ ロガニ カー・ ロガー・ ロガー・ ロガー・ ロガー・ ロガー・ ロガー・ ロガー・ ロガ	もの 七万七千		
田野に規 ました まで は で は で で で で で で で で で で で で で で で	メートルを超え七万平方メートル以		
審査(土石 もの メートルを超え二千平方メートル以内 精(同法第 ニ 土石の堆積をする土地の面積が二千 を 土石の堆積をする土地の面積が二千 がう。以下 た 土石の堆積をする土地の面積が二千 が カメートルを超え三千平方メートル以内 方メートルを超え五千平方メートル以内 方メートルを超え五千平方メートル以 方メートルを超え五千平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルを超え二万平方メートル以 方メートルと超え二万平方メートル以 五万七千	土石の堆積をする土地の面積が四万		
本 土石の堆積をする土地の面積が二千 を図え、三千平方メートル以内 を記さての堆 をする土地の面積が二千 を記え、一万九千 を記え、三千平方メートル以内 のもの た 土石の堆積をする土地の面積が三千 方メートルを超え、三千平方メートル以内 方メートルを超え、三千平方メートル以内 方メートルを超え、三千平方メートル以内 方メートルを超え、三千平方メートル以口 方メートルを超え、三千平方メートル以口 一万九千 一万九千 本 土石の堆積をする土地の面積が三千 のもの ・ 土石の堆積をする土地の面積が三千 方メートルと超え、一万平方メートル以口 一方以口 一方以口 一方以口 一方以口 一方以口 一方以口 一方以口 一方以口 一方以口 一方メートル以口 一方メートル以口 一方メートル以口 一方メートルと超え、一万平方メートル以口 一方メートル以口 一方メートル以口 一方メートル以口 一方メートル以口 一方メートル以口 一方メートル以口 一方メートルと超え、一万平方メートル以口 一方メートル以口 一方メートルと超え、一万平方メートル以口 一方メートル以口 一方、 一方、 一方、 一方、 一方、 一方、 一方、 一方、	もの 五万七千		
まった。 一方九千審査(土石 もの メートルを超え二千平方メートル以内 第四号に規 ちメートルを超え三千平方メートル以内 第四号に規 のもの ニ万二千 で)に係る た 土石の堆積をする土地の面積が二千 カメートルを超え三千平方メートル以内 カメートルを超え五千平方メートル以 カメートルを超え五千平方メートル以 カメートルを超え二万平方メートル以 カメートルを超え二万平方メートル以 一万九千 一万九千 でもの もの ニ万三千 のもの ニ万四千 のもの カサートルを超え二万平方メートル以 カメートルを超え二万平方メートル以 一方二千 のもの カサートルを超え二万平方メートル以 一方二千	メートルを超え四万平方メートル		
マートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 まの もの オートルを超え三千平方メートル以内で限る。) に係る カメートルを超え三千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え三千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え三千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え五千平方メートル以方メートル以方メートルは カメートルを超え一万平方メートル以方メートル以方メートルと超え二万平方メートル以方メートル以方メートルと超え二万平方メートル以方のもの フェール は カメートルを超え二万平方メートル以内の申請に対 カードルは カード 土石の堆積をする土地の面積が三千 アカメートルと超え二万平方メートル以内の申請に対 カードルは カード	土石の堆積をする土地の面積が二万		
(司法第 もの ー万九千審査(土石 第四号に規 カメートルを超え三千平方メートル以内のもの 一万九千る土石の堆積をする土地の面積が二千のもの がう。以下 ホ 土石の堆積をする土地の面積が二千本メートルと超え五千平方メートル以内のもの 二万三千のもの に限る。) のもの 三万四千カメートル以内のもの 方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 三万四千カメートル以内のもの 方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 三万四千カメートル以内のもの カメートル以内のもの 三万四千カメートル以内のもの カメートル以内のもの 三万四千カメートル以内のもの カメートル以内のもの 三万四千カメートル以内のもの	もの四万二千		
マートル以内の申請に対 メートルを超え二千平方メートル以内 (同法第 こ 土石の堆積をする土地の面積が二千 第四号に規	メートルを超え二万平方メートル		
の申請に対 メートルを超え二千平方メートル以内 市メートルを超え三千平方メートル以内 一万九千 市メートルを超え三千平方メートル以内 一万九千 市メートルを超え三千平方メートル以内 一万九千 市メートルを超え三千平方メートル以内 三万三千 市メートルを超え二千平方メートル以内 三万四千	・ 土石の堆積をする土地の面積が一万		
大メートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 メートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え三千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え三千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え三千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 カメートルを超え二千平方メートル以内の申請に対 カッド	もの三万四千		
でいう。以下 は	メートルを超え一万平方メートル		
に限る。) カメートルを超え五千平方メートル以内 でいう。以下 ホ 土石の堆積をする土地の面積が二千 本 土石の堆積をする土地の面積が二千 二万三千 本 土石の堆積をする土地の面積が二千 二万三千 本 土石の堆積をする土地の面積が二千 のもの で限る。) のもの	土石の堆積をする土地の面積が五千		
。)に係る 方メートルを超え五千平方メートル以内 市 土石の堆積をする土地の面積が三千 第四号に規 方メートルを超え三千平方メートル以内 市 土石の堆積をする土地の面積が二千 る土石の堆積をする土地の面積が二千 のもの 二万三千 ホ 土石の堆積をする土地の面積が二千	もの三万		のに
いう。以下ホ 土石の堆積をする土地の面積が三千ま工石の堆積をする土地の面積が二千カメートルを超え三千平方メートル以内のもの一万九千	メートルを超え五千平方メートル以)に係
る土石の堆のもの二万三千第四号に規カメートルを超え三千平方メートル以内審査(土石もの一万九千本型の申請に対カメートルを超え三千平方メートル以内	土石の堆積をする土地の面積が三千		いう。
第四号に規方メートルを超え三千平方メートル以積(同法第ニ 土石の堆積をする土地の面積が二千審査(土石もの一万九千の申請に対	もの 二万三千		る土石の
堆積(同法第 ニ 土石の堆積をする土地の面積が二千る審査(土石 もの ー 一万九千可の申請に対 メートルを超え二千平方メートル以内	メートルを超え三千平方メートル		第四号に
る審査(土石 もの 一万九千可の申請に対 メートルを超え二千平方メートル以内	土石の堆積をする土地の面積が二千		堆積(同法
可の申請に対 タートルを超え二千平方メートル以内	の一万九千		る審査
	ートルを超え二千平方メートル以内		の申請に

た工事の場合 千二百円 一項又は第三十五条第一項、第十六条第一項、第三十条第 条第一項、第三十条第	関 盛 工 宅 地 造 成 工 に 定 成	和三十七年建設 おいま おいま おいま で 特定盛土等 規 の で おいま が ま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か
ハ その他の変更 一万千円る金額		
地の面積に応じ第百二号金額の欄に定め新たに編入される土石の堆積をする土		
の変更の変更		
の編入に係る土石の堆積に関する工事の		
ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地へ		
十分の一を乗じて得た金額		
積)に応じ第百二号金額の欄に定める額では縮小後の土石の堆積をする土地の面		のに関る。
: :::、::・:::・::::::::::::::::::::::::::		堆積
の土石の堆積をする土地の面積、土石の		する審査(土石
定する変更を伴う場合にあっては変更前		許可の申請に対
土石の堆積をする土地の面積(口に規		の計画の変更の
(ロのみに該当する場合を除く。)	請手数料	定に基づく工事
イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更	更許可申	五条第一項の規
万四千円とする。	計画の変	一項又は第三十
円を超えるときは、その手数料の額は十三	る工事の	制法第十六条第
合算した額。ただし、その額が十三万四千	積に関す	び特定盛土等規
変更許可申請一件につき、次に掲げる額を	土石の堆	百四 宅地造成及
ハ その他の変更 一万千円		
に応じ第百一号金額の欄に定める金額		
新たに編入される盛土等の土地の面積		
事の設計の変更		
係る宅地造成又は特定盛土等に関する工		
ロ 新たな土地の盛土等の土地への編入に		
る額に十分の一を乗じて得た金額		
一号金額		
う場合にあっては縮小後の盛土等の土地		を除く。)
の土地の面積、盛土等の土地の縮小を伴		に規定する審査

		六条第一頁、第十条第一項、第十二
	料	成及び特定盛土
	交付手数	に基づく宅地造
	証明書の	八十八条の規定
イ以外の場合	事に係るロロ	省令第三号)第

附 即

施行期日

1 七月 一日から 条例 は、 行 令 する。 和 日 か 施行する。 ただ 0) 定 は 同 年

(経過措置)

- は、 に係 第 項に掲げ お 八 従 一 条 前 る 手数料 \mathcal{O} \mathcal{O} Ė 号、 条例 るも 例に \mathcal{O} 規定 よる。 第百十 12 \mathcal{O} \mathcal{O} を除 2 施 V 行 よる改正後 、て適用 -四号、 ₹, \mathcal{O} H (次項にお 第百二十 į 第二号 0 埼 同日 玉 号、 (金 額 県手 前 1 て にされた申請に係る手数料に 数料 「施行日 \mathcal{O} 第百二十四号 欄 条例 イ とい \mathcal{O} 別 規定に 表都 う。 市 及び第百二十七号 限る。 整 $\overline{}$ 備 以後にされる申請 部 \mathcal{O} つい 項第一 八十 、ては、 の規定 兀
- 3 模様替 第百二 る。 第 单 建 \mathcal{O} 計画 条 \mathcal{O} 工 九 \mathcal{O} 号 \mathcal{O} 係 事 七 規定による改正 \mathcal{O} る手数 号、 変更に係 \mathcal{O} 着手 規定 第九号、 するも 大規 は、 料 るも 模 施 9 第十 \mathcal{O} \mathcal{O} 行 \mathcal{O} 後 11 に関 に 修 7 \mathcal{O} 日 - 一 号、 埼玉県手 繕 限 は 以後に建築物 す る。 又 は る な お 申 大 十三号、 規 数料 従 請 第二号 前 に 係 0 条例 \mathcal{O} \mathcal{O} ぶる手数 模様 建築、 例 第 百 別 **金** 替 表 料 大規 都 \mathcal{O} 額 工 12 六 市 \mathcal{O} 号、 事 模 欄 整 0 備 V \mathcal{O} 口 着 第 百 及 部 適 ŢĶ 手 \mathcal{O} す 二十三号 項第 用 又 ハ は \mathcal{O} る 規 Ł 大 規 定 施 模の 及び に限 行 日

令和七年二月十九日提出

裕

る工事の許可申請手数料等の額を定めるととも及び特定盛土等規制区域を指定すること等に伴 地造成及び特定盛土等規 申請手数料等の額を定めるとともに、等規制区域を指定すること等に伴い、 理 由 制法 \mathcal{O} 規定に基づ **É** 、建築物エネルギー消費性能適合、宅地造成又は特定盛土等に関す、知事が宅地造成等工事規制区域

宅

性判定手数料の額を改定する等したい

ので、

この案を提出するも

のである。

— 141 —

第二十三号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

玉県職員定数条例 (昭和三十年埼 玉県条例第二号) の一部を次のように改正す

る。

第四号中「二十八人」を「三十一人」に改め、 十一人」に改める。 第一項第二号中 「七千百 五十 九人」を「七千二百五十三人」 同項第九号中「百十一 に改め、 人」を「百二 同項

この条例は、 令 和七年 几 月 日 から 施 行する。

七年二月 九 日 .提出

埼 玉 県 知

大

野

元

裕

由

るため、 児童虐待防止対策 職員の定数を改定したいので、 の強化、 第三十八回全国健 この案を提出するものである。 康福祉祭埼玉大会の開催等に対処す

第二十四号議案

号) \mathcal{O} 埼 玉 部を次 玉 県 個 個 人 、番号の 0 よう 番 号 13 利 \mathcal{O} 改 利 用 正する。 用 等 等 に 関する に 関 す る 条 条 例 例 \mathcal{O} 棄 部 -成二十 を 改正 す 年 る 埼 条 玉 例 県 条 (例第四 +

二条第十二項」 を「第二条第 第二条第二号 十 五. を 中 項 「第二条第 「第二条第十三項」 に改 \Diamond 八 る 「項」を 「第二条 に改め、 第 同 九 条第四号中 項 改 8 「第二条第 同 条 第 三号 + 匹 中 項 第

に改め は学生」 生徒又 教育法 学 え る。 校」 別表 八は学生 \mathcal{O} 第 昭昭 に改 下 _ 同 表中 和二十二年 \mathcal{O} に め、 \mathcal{O} 十三の \mathcal{O} 就学に要する経 同表 中 等 項 中 項を削 \mathcal{O} 法 教育 兀 律第二十 同法 \mathcal{O} 学校 り、 項 |第三条第二項第三号に規定 中 0 費を負担すべき者」に改 - 六号) 前 「進学準備給 匹 期課程」を加え、 \mathcal{O} 第十六条に 項を十三の項とし、 付金」 規定する を「進学・就職準備給付金」 「又は生徒」 め、 する 保護者 同 保護者 同表に次の 表 の三の項 を「、 その 他 を 一項を加 の児童、 生徒又 中

兀 育 委 員 会 $\frac{-}{+}$ て 立. 九 則 \mathcal{O} 年法 食費 で 中 定 学 律第 める を 校 いう。 に 百 ŧ お 六十 \mathcal{O} け る 号) 学 に係る援 校 第 給 食 助 費 条第二 に 学 関す 校 る事 項 給 に 食 規定 務 法 で す あ 昭 0 る 和

生徒」 同 表 の 二 表 を 第二 \mathcal{O} 項中 \mathcal{O} 生 徒又は学生」 「中学: \mathcal{O} 項 中 校_ 進 0 学 に改める 下に 準 \neg 給 付 中 金 等教育 を 学 進 校 学 \mathcal{O} 前 就 期 職 課 準 程 備 給 を 付 加 金 え、 に 改 \neg 又は \otimes

第二条 埼 玉県 人番 号 \mathcal{O} 利 用 等 に 関 する条例 \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} よう に 改 正 する。

育 規定する高等学 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 徒 法 別表第 別 を 又 校等就学支援 (昭 を三の を は 第 司 学 五. 表 中 和二十二年法律 生 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 項 \emptyset \mathcal{O} 校等 就 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 学 金 項 項 を 及 に要する経 \mathcal{O} を 支給に 父び二の + = V 次 第二十 う。 0 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 表 項を削 項 関 を 以下同じ。 う -六号) はする法: を六 中 費を負担 に 四 兀 改 \mathcal{O} \mathcal{O} b, \mathcal{O} 項 \otimes 項及び 第十 項と لح 律 る 同 すべ $\overline{}$ 棄 表の三の -六条に _ 五. の き者をいう。 を、 九 成二十二年 \mathcal{O} 項 を 項 規定する保護者その 兀 「保護 項 か \mathcal{O} 中「高等学校 削 5 項 り、 法律 者等 を 以 下 七 六 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 同じ。 項とす 項までを削 \mathcal{O} 十八号) 項 下に 等」の を二の $\stackrel{\smile}{}$ 他 下に「(高 第二条に \mathcal{O} 項とし、 (学校教 を加え、 児童、

知 事 立. \mathcal{O} 高 等学校 (特 别 支 生 活 保 護 法 昭 和 <u>-</u> 十 五. 年 第

<i>O</i>	務	の	護	<u>を</u>		 支	の	援
	であって規則で定めるも	給付金の支給に関する事	者等に対する奨学のため	をいう。以下同じ。)の保	三条第一項に規定する者	援金の支給に関する法律	生徒等(高等学校等就学	学校の高等部を除く。)
		て規則で定めるもの	保護関係情報」という。)であっ	に関する情報(以下「外国人生活	くは進学・就職準備給付金の支給	護の実施又は就労自立給付金若し	生活に困窮する外国人に対する保	百四十四号)の規定に準じて行う

活保護関係情報」 は就労自立給付 別表第二の二の項中 金若し とい . う。 くは進学 「生活保護関係情報 に 改 就 める。 職準備給付金の支給に関する情報 」を「生活保護法による保護の実施又 (以下「生

児慢性特定疾病医療費 十二年法律第 人生活保護関係 別表第二の三の項中 百六十四号) 情報」 に改め、 の支給に関する情報その 「児童福祉法 と 加える。 同表の五の (昭和二十 項中 他の 「児童福 二年法律第百六十四号) 利 用 特定個 [祉法] [人情報] の下に「 を (昭和二 よる小 外国

別表第三の一の項を次のように改める。

	則で定める	る事務でも	収金の徴見	定及び実施	に対する場	に困窮する	に準じて	一 知事 生活保護法	
	るもの	あって規	収に関す	施又は徴	保護の決	る外国人	行う生活	法の規定 教育委員会	
めるもの	であって規則で定	支弁に関する情報	ものを除く。)の	関する法律による	校への就学奨励に	経費(特別支援学	就学のため必要な	特別支援学校への	

別表第三の五の項及び六の項を次のように改める。

			五.
			教育委員会
校の後期課程の専	校及び中等教育学	等学校等(高等学	国立及び公立の高
			知事
	則で	係情	外国

		めるもの	
		であって規則で定	
		支給に関する事務	
則で定めるもの		する修学支援金の	
係情報であって規		専攻科の生徒に対	
外国人生活保護関	知事	県立の高等学校の	六 教育委員会
		で定めるもの	
		事務であって規則	
		金の支給に関する	
		奨学のための給付	
		保護者等に対する	
		生徒を含む。)の	
		期課程の専攻科の	
		中等教育学校の後	
		等(高等学校及び	
		を除く。)の生徒	
		支援学校の高等部	
		攻科を含み、特別	

第三条 \mathcal{O} 別表第一中七の項を八の項とし、 項の次 埼玉県個 に次 の 一 人番号の 項を 加 利用等に関する条例の一部を次のように改正する。 える。 二の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、

二知事	知事が指定した特定の疾患にり患した者に対する医療
	の給付に関する事務であって規則で定めるもの

阿

この条例は、 令和七年 十二月 一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第一及び別表第二の改正規定 公布の日
- 第一条の規定 (前号に掲げる改正規定を除く。) 令和七年四月一日
- 第二条の 規定 公布 \mathcal{O} 日から起算して六月を超えない 範囲内に お įν て規則で

定める日

裕

理

由

追加する等したいので、この案を提出するものである。とができる事務として特定の疾患にり患した者に対する医療の給付に関する事務を県民の利便性の向上及び行政事務の効率化等を図るため、個人番号を利用するこ

第二十五号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部改正)

 \mathcal{O} 改 正 0 す る に 関 す る 条 例 昭昭 和 <u>一</u> 十 七 年 埼 玉 例 第 九 号) \mathcal{O} 部 を

る を 第四 [条第 条第 \mathcal{O} 各 あ 号 0 七 に て 項 掲げ 单 は、 以 単 る 五. Ŀ に 赴 歳 を削 任 &以 手 上 り 同 \mathcal{O} 年 項 同 \mathcal{O} に 齢 条 下 次 で 第 \mathcal{O} 委 員 各 項 中 号 会 在 規 宅 加 則 五. 勤 +務 え で 五 定 等 歳 \otimes 丰 るも (委 員 を \mathcal{O} 会規 加 を え 超 則 る え る 定 X

- 員 会規 五. 十五歳 則 で 定 (委員· \otimes るも 会規 0 須則で定 を 超 8 え る職員 る職 員 K 次 あ 号 0 に \mathcal{T} 掲 は げ 五十 る 職 六 員 歳 を 以 除 上 \mathcal{O} で
- び £ 司 行 \mathcal{O} と 表 政 以 職 外 7 委員 0 料 各 表 給料 会規 \mathcal{O} 適 魺 表 用 で定め 0 を受ける 適 用 を受け る 職員 職 員 へでその る 職 員 職 で そ 務 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 級 が 務 八 \mathcal{O} 級 級 が 上 れ で に あ 相 る 当 t す \mathcal{O}

とい 養親族 該 人に 当 条第 11 同 6 条第二 CK う。 す 0 第 期 る扶 つき一万三千円 五. 項 次 とし 条 号 条 り 第三項 $\overline{}$ ただ 養親 上 項 ま \mathcal{O} 及 いでし に改 に 中第 げ て C_{k} 族 9 \mathcal{O} L \mathcal{O} 一号を 見出 12 書 V (次項に 同条第三項 に お て 中 前 以以 同条に は 改 11 次 しを 項第二号 Ŕ, 一人に 削 扶養親族とし て 下 お 項 り、 削 特 单 「扶 第一 り、 次 V 定 て つき \mathcal{O} 第二号を第一号とし、 「扶養親族 (以下 に該 養 号及 期 同条に 「扶 親族 間 項 _ 万円」 当 を 7 養親族としての Ű 「 行 とし لح する 第三号 加 \mathcal{O} 見 V え ح 九 出 \mathcal{T} . う。 を削 扶養親族 に る。 し 級 L の配 改 以上 から第 \mathcal{T} と か、 り、 \mathcal{O} L _ 偶 一職員等 配 7 者、 を 子」とい (以 下 六号 「 (以下 偶 第三号から第六号ま 同条第四項中 削 者、 _ り、 **(**扶 _ まで」を を 扶 _ لح 養 「第三項 を 「 前 う。 Į١ 行 手 特 養親 · う。 当 定 八級 次 期 \neg 族 $\overline{}$ 項第 \sqsubseteq 間に」 (以 下 職 0 \sqsubseteq お 項 を 員 第 で を 付 VY \mathcal{T} て を を \mathcal{O} は に _ Ø) 項 該 カン

前 養 各 手 項 当 に規 \mathcal{O} 定 支 す る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ な カュ 扶 項 養親 は 委員 族 \mathcal{O} 会 数 規 \mathcal{O} 則 変 更 で 定 に 伴 \otimes う 給 額 \mathcal{O} 定

宋九条を次のように改める。

^鬼九条 削除

五 を $\bar{+}$ \mathcal{O} • &項 五. 分 同 中 \mathcal{O} 項 十 三 第 二号 三 に 中 分 改 \mathcal{O} 8 + 百 分 同 \mathcal{O} + 項 第 八 _ 五. 中 分 を \mathcal{O} 百 百百 +分 分 \mathcal{O} \mathcal{O} +• \equiv 五 を 百百 分

 \otimes

 \mathcal{O}

同 九 様 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 事 五. 第 項 あ 第二 る を 含 中 む 配 第 偶 \mathcal{O} 12 下 お 11 7 (届 同 U 出 _ な V 加 が え 事 る 実上

に、 差 き、 きは 箇月 され 通 五. 号を 定 額 項 当 る 事 \mathcal{O} に改 当該 た 職 次 中 る 11 う。 及 加 分 月 り 員 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ U 職 \mathcal{O} 当 職 \mathcal{O} \mathcal{O} う 善 次 員 た 員 運 う ち、 同条第二項第 に に相 項 で た ŋ \mathcal{O} 賃 第 改 通 等 額 相 \mathcal{O} 下 に当該 運賃 を 当 当 勤 \aleph を \mathcal{O} 相 委員会規 下に 程 加 する る 手 当 中 度 等 当 え いう。 額 道 支給 資 額 相 に 及 委員 当 係 則 す び (そ 号)」に改 で で定 る 単 額 る 前 以 会規 支給 0 中 ŧ 位 号 そ \mathcal{O} 及 び 以以 \mathcal{O} 期 額 に 8 下 \mathcal{O} 第 利 則 間 定 る が 司 単 で 下 用 で 号 位 80 職 \Diamond あ \mathcal{O} \mathcal{O} __-が 定 万 に 員 項 項 る 期 る \mathcal{O} کے 数 円 委 \Diamond 定 間 額 及 \mathcal{O} 同 か 号 認 員 規 る を を & \mathcal{O} \mathcal{O} び 号 6 及び ただ 超える 定 乗じ 第三 \otimes 会 ŧ る う 合 規 \mathcal{O} 額 5 を に 6 計 次項」 ょ 則 加 項 n \mathcal{O} て \mathcal{O} 額 書 で う ときは、 合計 も長 が る え、 り で 定 ħ 在 ŧ た 五. を を 額) 宅勤 8 額 削 同 \mathcal{O} VI 万 を 五 次 り、 る 五. 項 二万 を 基 千 第 項及 三号中 等手当 万 円 同 削 単 円 五千 に照ら 削 位 を超 項第二号中 り (第 び り 期 円 間 えると 同 几 との 同 五. に 項 万 7 \sim

き に V 要 員会 す る 規 道 別 則 等 料 で \mathcal{O} 定め 利 金 等 用 \mathcal{O} るところ に 額 係 に る 相 特 に 当 别 す ょ 料 り算 る 金 額 等 次 出 に L 係 項 た当 る に 通 お 該 勤 V 職 手 て 員 当 特 \mathcal{O} 支給 支 別 給 料 単 単 金 位 位 築 期 相 間 当 \mathcal{O} 诵 \sim

三項 \mathcal{O} 次 条 に 中 次 第 \mathcal{O} 七 項 項 を 第 を 加 八 え 項 る 几 項 か ら 六 項 ま で を ___ 項 ず 0 繰 ŋ

 \mathcal{O} 場 あ て 額 相 運 5 当 る場 は 賃 た 最 額 等 額 前 お 相 t を とす 三項 長 V そ 当 V 7 \mathcal{O} お 額 支 は 支給 \mathcal{O} を 規 て そ は 単 定 単 \mathcal{O} E 支給 位 位 \mathcal{O} カュ 合 期 そ 期 計 \mathcal{O} カコ 間 間 わ に 額 位 \mathcal{O} 5 月 0 計 ず、 き、 \mathcal{O} 数 額 間 合 で \mathcal{O} 当該 計 月 除 五. 額 職 が 7 で 万 項 除 円 員 +得 五 に \mathcal{O} た 第 二号 通 万 額 当 該 勤 円 **(新** に定 手 支 を た 当 超 給 幹 に 単 線 \otimes え 係 位 る る 鉄 る 職 道 額 期 通 間 支 員 等 及 給 が \mathcal{O} \mathcal{O} び 単 月 诵 以 别 数 位 勤 期 手 を 上 間 当 あ 金 以

地方 用 な 法 \mathcal{O} 1) そ 情 れ 条 等 員 \mathcal{O} 第 他 \mathcal{O} 項 新 寸 体 中 V たに て委員会規則で定め に 使 職 給 用 員 料 され で 以 表 あ 外 \mathcal{O} る 0 \mathcal{O} 適用を受ける 者 地 方 者 (第 か 公 る + 務 5 職 員 引 条 員 に \mathcal{O} 玉 員とな 限 家 る。 第 公 務 料 つたこと」 項 員 \sqsubseteq Œ 又 \mathcal{O} を 適 お は 削 用 委 V 7 を 員 受 会 改め、 け 職 規 同 る 員 則 以 で 次 員 外 定 任 لح \mathcal{O} め

次 \mathcal{O} 条を え

宅 務

間 て、 るところに 一条の二 正 規 除 \mathcal{O}) の 全 勤務時 ょ ŋ 居 在 部 宅勤 を勤 他これ 休 **弱務等手** 務 暇 する 12 準 ょ ことを 当を支給する ず り 勤 る 務 ŧ 命 L \mathcal{O} ぜら な と い れ て 委員 間 そ (会規 \mathcal{O} 員 に 他 は、 委員 則 で定 委員 会 規 め 会規 則 る で 所 則 定 で \aleph に 定 る お

- で 定 在 める 宅勤務等手当 額 とする \mathcal{O} 額 は、 _ 箇月 当たり三千円 [を超え な 11 範 开 内 で委員会規 則
- 3 委員会規 前二 項に規定す で定める る ŧ \bigcirc \mathcal{O} ほ カ 宅 勤 務 等 手 当 \emptyset 支給 に 関 必 な 項

厠

条第三項 国家公務員 で定 手 て委員 十二条の三第二 六条 当 八 を 条 \mathcal{O} る 加 中 **第二項** え、 勤務 会規 額 に の二第二 又は委員 同 則 定 を に 加える で定め 中 あ 項 \otimes 第一号 (会規 項 項中 る 地域 9 ては、 中 額 る勤 則 午 单 \mathcal{O} 手 で そ 務 下 前 定 員 当 \neg E 8 以 \mathcal{O} (当 12 零 \mathcal{O} あ る 外 額 月 額 該 つては、 から 法 \mathcal{O} に (前二項 百 勤 務 方 の 下 分 そ 公 \mathcal{O} 12 を \mathcal{O} 務 に 百 従 そ 午 他 員 五. 事 0) 規 \mathcal{O} +定 後 す 寸 額 そ を る に す + 体 á 百 時 \mathcal{O} 乗 時 分の 勤務 間 から 使 U 月 等 用 \mathcal{O} 員以外 勤務 を考 翌日 得 3 百五十を乗じ 従 た れ に 額) 慮 事 \mathcal{O} る者」に改め \mathcal{O} _ す 対する在 地 て委員 に 改 る 方 時 を 公務 て得た 削 間 会規 宅勤 る。 を考 員、 る

·二 条 \mathcal{O} 九 二及 条 \mathcal{O} Ü 第二 第 十二条の三」 項中 カュ 6 を 第 九 \neg 及び 条ま 第 で、 八 条 九 に 改 \mathcal{O} \equiv Ø る。 から 九 条 \mathcal{O} 五. ま

九 \mathcal{O} 中 扶 ☆養手当」、 を 削る

か 別 表第 四までを次 のように 改め

- 1			1					
	37	234, 400	270,000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406,000	448,600
	39	236, 400	271,600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449,000
	40	237, 300				377, 900		449, 300
	41	238, 200	273, 000		360,000	378, 700		449, 600
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300		450, 300
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
	45	241, 400						450, 900
	46	242, 000			364, 800	382, 400	408, 700	
	47	242, 600	277, 400		365, 700	383, 100	409, 000	
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
	40	040.000	070 000	201 400	007 000	004 000	400 Ecc	
	49 50	243, 800			367, 600 368, 300	384, 300 384, 900		
	50 51	244, 400 245, 000				384, 900 385, 500		
	51 52				369, 000			
	92	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
	53	246,000	281, 500	326, 400	370,000	386, 600	410, 600	
	54	246, 400	282, 200		370, 600	387, 200	410, 600	
	55	246, 400			370, 600	387, 200		
	56	247, 000				388, 300		
	90	241,000	200, 500	329, 100	312,000	300, 300	411, 500	
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
	58	247, 600			373,000	389, 300		
	59	247, 900	285, 400		373, 700	389, 900		
	60	248, 200			374, 300	390, 400		
		,		,	,	,	,	
ń	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
用:用:	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413,000	
宇間	63	249, 100	288,000	334, 600	375, 700	391,800	413, 300	
穷職	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
外							l l	
損	65	249, 700			376, 600	392, 700		
	66	250, 000	289, 600		377, 200	393, 100		
	67	250, 300			377, 900	393, 500		
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
	69	250, 900	291, 200	338,600	378, 900	394, 200	414, 700	
	70	251, 200	291, 700		379, 400	394, 200		
	71	251, 200	292, 300	339, 700	380,000	394, 800		
	72	251, 800			380, 500	395, 000		
		301,000	202,000	310,000	300,000	300,000	110,000	
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381,000	395, 200	415, 700	
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381,600	395, 500		
- [75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
	76	253,000	294, 600	341, 900	382, 400	396,000		

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 繆
<i>Δ</i> ,))	号 給	給料月額	給料月額								
		H	円	円	円	円	円	円	円	円	
	1	183, 500	230, 000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200	408, 300	458, 300	510, 200	550, 80
	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	410, 200	463, 800	517, 100	558, 00
	3	185, 800	233,000	267, 300	301,800	324, 900	358, 500	412, 100	468, 800	522, 300	564, 10
	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100	413, 900	473, 500	526, 600	569, 1
	5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	415, 700	477, 500	530, 100	573, 1
	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330,000	363, 500	417, 500	481,000	533, 400	576, 1
	7	191, 300	239,000	271, 300	306, 700	331,700	365,000	419, 300	484, 000	536, 400	578, 6
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100	486, 500	538, 900	580, 6
	9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700	488, 500	540, 900	
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200			
	11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700			
	12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200			
	13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700			
	14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430,000			
	15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300			
		204, 400	251, 000	281, 200		346, 200	380, 200	431, 500			
	16	200, 100	251, 000	201, 200	320, 200	340, 200	360, 200	432, 300			
	17	207, 400	252, 100	282, 500	321,700	347, 600	381, 700	433, 700			
	18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000			
	19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300			
	20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500			
	21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700			
	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500			
	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300			
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100			
	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441,700			
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361,700	395, 300	442, 300			
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442,900			
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500			
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200			
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000			
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369,000	400, 900	445, 400			
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100			
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600			
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000			
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351,000	373, 400	404, 100	447, 400			
	36	232, 200	269, 300	305, 200	352, 800						
	90	∠აა, ა00	209, 300	J05, ∠00	JOZ, 600	374, 500	404, 600	441,000			

1	ı	I	1		l	l	I	1			
	117 118 119 120		306, 200 306, 400 306, 700 307, 000								
	121 122 123 124		307, 400 307, 600 307, 900 308, 200								
	125	基 準	308,500	基 準	基 準	基準	基準	基 準	基 準	基 準	基準
定年前 再任用 短勤員 備書		差 年 給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	<u>給料月額</u> 円	給料月額 円	給料月額 円

1 1	ĺ	1	ĺ	İ	ĺ
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200
78	253, 600	294, 800	342, 800	383, 300	396, 500
79	253, 900	295, 100	343, 300	383, 700	396, 800
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
00	204, 200	250, 000	343, 000	304, 100	391,000
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
0.1	200, 100	250, 000	010, 000	000,000	555, 555
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
86	256, 000	297, 100	346,000		·
87	256, 300	297, 400	346, 400		
88	256, 600	297, 700	346, 800		
89	256, 900	298, 000	347, 000		
90	257, 200	298, 300	347, 400		
91	257, 500	298, 600	347, 800		
92	257, 800	299, 000	348, 200		
93	258, 100	299, 200	348, 400		
94		299, 400	348, 800		
95		299, 700	349, 200		
96		300, 100	349, 500		
97		300, 300	349, 800		
98		300, 600	350, 200		
99		301, 000	350, 600		
100		301, 400	351,000		
101		301, 600	351, 500		
102		301, 900	351,900		
103		302, 200	352, 300		
104		302, 500	352, 700		
105		302, 700	353, 200		
106		303, 000	353, 600		
107		303, 300	353, 900		
108		303, 600	354, 200		
109		303, 800	354, 700		
110		304, 200			
111		304, 600			
112		304, 900			
l					
113		305, 100			
114		305, 300			
115		305, 600			
116	l	306, 000			

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員 を除く。 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101、39を乗じて得た額(その額に1円未 満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

1	Ī	1	1	1	I	1	1	ĺ	1
	37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	389, 000	408, 900	436, 400	458, 800
	38	274, 400	284, 300	293, 800	331, 500	390, 700	410, 100	436, 800	459,000
	39	275, 700	284, 900	294, 400	332, 700	392, 200	411, 200	437, 200	459, 300
	40	276, 900	285, 500	295, 000	333, 900	393, 700	412, 300	437, 500	459, 500
		210,000	,		,	,	123,000	,	,
	41	278, 100	286, 000	295, 700	335, 100	394, 900	413, 500	437, 800	459, 900
	42	278, 700	286, 600	296, 400	336, 300	395, 900	414, 300	438, 100	460, 100
	43	279, 300	287, 200	297, 100	337, 500	396, 900	415, 100	438, 400	460, 300
	44	279, 900	287, 700	297, 800	338, 700	397, 900	415, 700	438, 700	460, 500
	45	280, 300	288, 200	298, 400	339, 900	399, 000	416, 200	438, 900	460, 900
	46	280, 900	288, 700	299, 300	341, 200	400, 100	416, 900	439, 200	
	47	281, 400	289, 200	300, 100	342, 400	401, 200	417, 600	439, 500	
	48	281, 900	289, 700	300, 900	343, 600	402, 300	418, 200	439, 800	
	49	282, 400	290, 300	301, 700	344, 800	403, 600	418, 900	440, 100	
	50	283, 000	290, 800	302, 800	346, 200	404, 400	419, 300	440, 400	
	51	283, 500	291, 400	303, 900	347, 500	405, 200	419, 900	440, 700	
	52	284, 000	292, 000	304, 900	348, 800	405, 800	420, 500	441,000	
	02	201,000	202, 000	001, 000	010,000	100,000	120,000	111, 000	
	53	284, 500	292, 600	305, 900	349, 700	406, 300	420, 900	441, 200	
	54	285, 100	293, 300	307, 000	351,000	407,000	421, 300	441, 500	
	55	285, 600	294, 000	308, 000	352, 200	407, 700	421,800	441,800	
	56	286, 100	294, 700	309, 100	353, 400	408, 400	422, 300	442, 100	
	57	286, 600	295, 300	310, 100	354, 600	408, 700	422, 800	442, 300	
	58	287, 100	296, 200	311, 200	356, 000	409, 400	423, 400	442, 600	
	59	287,600	297, 000	312, 300	357, 400	410, 100	423, 800	442, 900	
	60	288, 100	297, 800	313, 400	358, 800	410, 600	424, 200	443, 100	
	61	288, 600	298, 600	314, 400	360, 100	411,000	424, 600	443, 300	
	62	289, 100	299, 500	315, 500	361, 600	411, 400	424, 900	443, 600	
	63	289, 600	300, 400	316, 600	363, 100	411, 900	425, 200	443, 900	
	64	290, 100	301, 300	317, 700	364, 500	412, 400	425, 500	444, 200	
	01	250, 100	301, 300	511, 100	504, 500	412, 400	420, 000	111, 200	
	65	290, 600	302, 100	318, 700	365, 700	412, 900	425, 800	444, 400	
	66	291, 100	303, 000	319, 800	367, 100	413, 300	426, 100	444, 700	
	67	291,600	303, 800	320, 900	368, 400	413, 800	426, 400	445,000	
	68	292, 100	304, 600	322, 000	369, 800	414, 300	426, 600	445, 300	
	69	292, 600	305, 500	323, 000	370, 900	414, 800	426, 800	445, 500	
	70	293, 100	306, 400	324, 200	372, 100	415, 300	427, 100	445, 800	
定年前	71	293, 600	307, 300	325, 400	373, 300	415, 900	427, 400	446, 100	
再任用	72	294, 100	308, 200	326, 600	374, 500	416, 400	427, 600	446, 400	
短時間									
勤務職	73	294, 600	309, 000	327, 300	375, 800	416, 800	427, 800	446, 600	
員以外	74	295, 200	309, 900	328, 600	377, 000	417, 400	428, 100		
の職員	75	295, 800	310, 800	329, 900	378, 200	417, 900	428, 400		
	76	296, 300	311, 600	331, 200	379, 300	418, 100	428, 600		

別表第2 (第3条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
区分	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232, 600	255, 500	295, 400	331,900	353, 300	384, 100	420, 300	466,000
	2	214, 000	234, 800	257, 500	296, 400	333, 400	355, 000	385, 800	421, 900	472, 200
	3	216, 400	237,000	259, 700	297, 400	334, 900	356, 700	387, 500	423, 500	477, 200
	4	218, 800	239, 200	261, 900	298, 300	336, 400	358, 300	389, 200	425, 000	481, 500
	5	221, 200	241, 400	264, 000	298, 900	337, 900	359, 900	390, 700	426, 500	485, 500
	6	223, 600	243, 400	265, 300	299, 600	339, 300	361, 600	392, 300	428, 100	489, 000
	7	226, 000	245, 400	266, 600	300, 300	340, 600	363, 200	393, 900	429, 500	492, 000
	8	228, 200	247, 200	267, 900	301, 000	341, 900	364, 800	395, 500	430, 900	494, 500
	9	230, 400	249,000	269, 200	301, 700	343, 200	366, 400	397, 100	432, 000	496, 700
	10	232, 500	250, 700	270, 500	302, 400	344, 800	368, 000	398, 700	433, 400	
	11	234, 600	252, 400	271, 800	303, 100	346, 400	369, 600	400, 300	434, 900	
	12	236, 600	253, 800	273, 100	303, 700	348, 000	371, 200	401, 900	436, 400	
	13	238, 600	255, 200	274, 400	304, 400	349, 500	372, 800	403, 400	437, 700	
	14	240,600	257,000	275, 600	305, 200	351, 100	374, 400	405, 400	439, 400	
	15	242,600	258, 400	276, 700	305, 900	352, 700	376, 000	407, 400	441,000	
	16	244, 200	259, 900	278, 200	306, 700	354, 200	377, 600	409, 400	442, 600	
	17	245, 800	261, 400	279, 500	307, 400	355, 700	379, 200	410, 900	444, 000	
	18	247, 300	262, 600	280, 800	308, 200	357, 300	380, 800	412, 600	445, 700	
	19	248, 800	263, 800	282, 100	309, 200	358, 900	382, 400	414, 200	447, 400	
	20	250, 300	264, 900	283, 300	310, 100	360, 400	384, 000	415, 900	449, 000	
	21	251, 800	266, 200	284, 500	311,000	361, 900	385, 600	417, 500	450, 400	
	22	253, 400	267, 400	285, 100	312, 300	363, 500	387, 200	419, 000	451, 100	
	23	254, 900	268, 700	285, 700	313, 600	365, 100	388, 900	420, 500	451, 800	
	24	256, 400	270, 000	286, 300	314, 900	366, 700	390, 600	421, 900	452, 500	
	25	257, 900	271, 400	286, 800	316, 200	368, 100	392, 300	423, 100	452, 900	
	26	259, 100	272, 800	287, 400	317, 700	369, 800	394, 300	424, 600	453, 400	
	27	260, 300	274, 100	288, 000	319,000	371, 500	396, 200	426, 100	454, 000	
	28	261, 500	275, 400	288, 500	320, 100	373, 100	398, 100	427, 500	454, 600	
	29	262, 700	276, 400	289, 000	321, 100	374, 700	399, 800	429, 000	455, 200	
	30	264,000	277, 700	289, 600	322, 300	376, 300	401, 200	430, 300	455, 900	
	31	265, 300	279,000	290, 100	323, 500	377, 900	402, 400	431,500	456, 400	
	32	266, 600	280, 200	290, 600	324, 600	379, 600	403, 700	432, 700	456, 900	
	33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	381, 300	404, 700	433, 700	457, 400	
	34	269, 400	282,000	291, 700	326, 900	383, 300	405, 800	434, 400	457, 700	
	35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	385, 300	406, 800	435, 200	458, 000	
	36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	387, 300	407, 800	435, 900	458, 400	

	1	1		i	1		1	1	1	
	117	325, 300	355, 000	375, 400	401, 800					
	118	326, 000	355, 400	375, 400	402, 300					
	119	326, 700	356, 000	376, 500	402, 700					
	120	327, 500	356, 600	377, 000	103, 200					
	120	321, 300	330, 000	311,000	103, 200					
	121	328, 100	356, 900	377, 200	403, 600					
	122	328, 400	357, 300	377, 700	,					
	123	328, 900	357, 700	378, 200						
	124	329, 400	358, 100	378, 600						
	125	329, 700	358, 500	379, 100						
	126		358, 900	379,600						
	127		359, 300	380, 100						
	128		359, 700	380, 600						
	129		360, 100	380, 900						
	130		360, 500	381, 400						
	131		360, 900	381, 900						
	132		361, 300	382, 400						
	133		361, 500	382, 700						
	134		362, 000	383, 200						
	135		362, 400	383, 600						
	136		362, 700	384, 000						
	137		363, 000	384, 300						
	138		363, 400	384, 800						
	139		363, 900	385, 300						
	140		364, 400	385, 800						
	* * * *		002, 100	555, 500						
	141		364, 700	386, 100						
	142		365, 200	,						
	143		365, 700							
	144		366, 200							
	145		366, 500							
siz de da		基準								
定年前 再任用		給料月額 円								
短時間		1.3	F3	1.3	1.3	173	173	173	1.3	1.3
勤務職		0.46 000	258,000	262, 200	293, 800	310, 600	324, 900	348, 600	204 000	416 000
貝		246, 200	200,000	202, 200	295, 800	210, 600	324, 900	340, 000	384, 200	416, 200

1	1 1	l l	1	1			
77	296, 800	312, 300	332, 500	380, 400	418, 400	428, 800	
78	297, 400	313, 200	333, 900	381,600	418, 900	429, 100	
79	298, 000	314, 100	335, 300	382, 700	419, 200	429, 400	
80	298, 600	315, 100	336, 700	383, 900	419, 500	429, 600	
	230,000	010, 100	550, 100	000, 500	115, 500	120,000	
81	299, 200	316, 000	338,000	385,000	419, 800	429, 800	
82	299, 900	317, 100	339,600	385,600	420, 200	430, 100	
83	300, 600	318, 100	341, 100	386, 100	420,600	430, 400	
84	301, 200	319, 100	342, 600	386, 600	421,000	430, 600	
05	301, 800	320, 000	344, 000	387, 200	421, 300	430, 800	
85					421, 300	430, 800	
86	302, 500	321, 000	345, 500	387, 800			
87	303, 200	322, 000	347, 000	388, 400			
88	303, 900	323, 000	348, 400	389, 000			
89	304, 600	324, 000	349, 700	389, 300			
90	305, 400	325, 300	350, 900	389, 800			
91	306, 200	326, 500	352, 100	390, 300			
92	306, 900	327, 700	353, 400	390, 800			
	,	,	,	,			
93	307, 400	328, 900	354, 700	391, 200			
94	308, 300	330, 200	356, 200	391,600			
95	309, 200	331, 400	357, 700	392, 100			
96	310, 000	332, 600	359, 100	392, 600			
97	310, 800	333, 800	360, 400	393, 000			
98	311, 800	335, 100	361, 600	393, 500			
99	312, 700	336, 300	362, 700	394, 000			
100	313, 600	337, 500	363, 900	394, 500			
101	314, 500	338, 900	365,000	394, 800			
102		339, 800	366, 100	395, 200			
103	l l	340, 800	367, 200	395, 700			
103		340, 800	368, 300	396, 000			
100	317, 100	511, 500	300, 300	330, 000			
105	318, 200	343, 000	369, 500	396, 300			
106	318, 800	344, 100	370,000	396, 800			
107	319, 400	345, 100	370,600	397, 300			
108	320,000	346, 100	371, 200	397, 800			
100	000 500	0.45, 0.00	971 000	000 100			
109		347, 300	371, 800	398, 100			
110		348, 300	372, 300	398, 600			
111		349, 300	372, 700	399, 100			
112	321, 900	350, 200	373, 200	399, 600			
113	322, 700	351, 100	373, 600	399, 900			
114		352,000	374, 000	400, 400			
115		353, 000	374, 500	400, 900			
116			375, 000	401, 400			
1 110	1 321, 100	551,000	5.5,000	101, 100	ı		

備考 1 この表は、警察官に適用する。 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額(その額に1円未 満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

1 1		1 1				1
	37	244, 700	306, 600	371,600	427, 100	
	38	246, 300	307, 500	372, 400	428, 500	
	39	247, 900	308, 400	373, 200	429, 900	
	40	249, 500	309, 300	374,000	431, 300	
	41	251, 100	310, 100	374, 800	432, 400	
	42	252,600	310,600	376, 100	433, 700	
	43	254, 100	311, 100	377, 400	435, 100	
	44	255, 600	311,600	378, 600	436, 400	
	45	257, 100	312, 100	379, 300	437, 200	
	46	258, 400	312,600	380, 300	438, 000	
	47	259, 600	313, 100	381, 100	438, 900	
	48	260, 800	313, 600	381, 800	439, 800	
	49	262,000	314,000	382, 500	440, 600	
	50	263, 100	314, 500	383, 200	441, 400	
	51	264, 200	315,000	383, 900	442,000	
	52	265, 300	315, 500	384, 600	442, 800	
	F0	900 400	215 000	205 200	449, 900	
	53	266, 400	315, 900	385, 200 385, 900	443, 200	
	54 55	267, 500	316, 400		443, 800	
	56	268, 500 269, 500	316, 800 317, 200	386, 700 387, 500	444, 300 444, 800	
	50	209, 300	317, 200	361, 300	444, 600	
	57	270, 500	317, 600	388, 100	445, 300	
	58	271, 200	318,000	388, 900	445, 900	
定年前	59	271, 800	318, 400	389, 600	446, 400	
再任用	60	272, 400	318, 800	390, 300	446, 900	
短時間			,	,	,	
勤務職	61	273,000	319, 200	390, 900	447, 400	
員以外	62	273, 600	319,800	391,600	·	
の職員	63	274, 200	320, 400	392, 300		
	64	274, 800	321,000	393, 000		
	65	275, 400	321,500	393, 700		
	66	276, 000	322, 100	394, 300		
	67	276, 600	322,700	394, 900		
	68	277, 200	323, 300	395, 600		
	69	277, 800	323, 800	396, 300		
	70	278, 500	324, 400	396, 800		
	71	279, 200	325,000	397, 400		
	72	279, 900	325, 600	398, 000		
	73	280, 500	326, 100	398, 500		
	74	281, 200	326, 800	399, 100		
	75 76	281, 900	327, 500	399, 700		
1 1	76	282, 600	328, 200	400, 200	l l	l

別表第3(第3条関係)

研究職給料表

載員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	H	円	E.
	1	183, 900	233, 900	326, 100	376, 000	446, 500
	2	185, 000	238, 200	328, 100	377, 400	456, 400
	3	186, 200	240, 900	330, 100	378, 800	465, 800
	4	187, 300	243, 600	332, 100	380, 200	475, 700
	5	188, 400	246, 200	333, 900	381,600	485, 30
	6	190, 500	247, 800	335, 900	383, 000	495, 10
	7	192, 600	249, 300	337, 800	384, 400	504, 00
	8	194, 700	250, 800	339, 700	385, 800	511, 90
	9	196, 800	252, 300	341, 500	387, 200	519, 70
	10	198, 800	254, 400	343, 100	388, 700	526, 80
	11	200, 800	256, 500	344, 700	390, 100	532, 10
	12	202, 800	258, 500	346, 300	391, 500	536, 60
	13	204, 800	260, 500	347, 900	392, 900	539, 60
	14	206, 700	262, 800	348, 900	394, 400	541,60
	15	208, 600	265, 100	349, 900	395, 900	
	16	210, 400	267, 300	350, 900	397, 400	
	17	212, 100	269, 500	352,000	398, 900	
	18	213, 900	271, 900	353, 300	400, 500	
	19	215, 700	274, 300	354, 500	402, 100	
	20	217, 500	276, 700	355, 700	403, 800	
	21	219, 300	279, 000	356, 900	405, 000	
	22	221, 100	281, 100	358,000	406, 400	
	23	222, 800	283, 200	359, 100	407, 800	
	24	224, 500	285, 200	360, 200	409, 100	
	25	226, 200	287, 200	361, 300	410, 400	
	26	228, 300	289, 100	362, 300	411, 700	
	27	230, 200	291,000	363, 300	413, 200	
	28	232, 100	292, 900	364, 300	414, 700	
	29	234, 000	294, 800	365, 200	415, 900	
	30	235, 100	296, 300	366, 100	417, 100	
	31	236, 200	297, 800	366, 900	418, 700	
	32	237, 300	299, 300	367, 700	420, 200	
	33	238, 700	300, 800	368, 400	421, 500	
	34	240, 200	302, 300	369, 200	422, 900	
	35	241, 700	303, 800	370, 000	424, 300	
	36	243, 200	305, 200	370, 800		

1 1		l I]
	117	303, 500	348, 300			
	118	303, 800	348, 700			
	119	304, 000	349, 100			
	120	304, 300	349, 500			
	121	304, 600	349, 900			
定年前		基準	基準	基準	基準	基準
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間		円	Н	Н	円	円
勤務職 員		221, 800	263, 600	288, 600	331, 400	390, 600

1	i	1	1		1
77	283, 200	328, 900	400, 700		
78	283, 900	329, 600	401, 200		
79	284, 600	330, 300	401, 700		
80	285, 200	331, 000	402, 400		
30	200, 200	331, 000	402, 400		
81	285, 800	331, 700	402, 800		
82	286, 500	332, 500			
83	287, 200	333, 200			
84	287, 800	333, 800			
85	288, 400	334, 300			
86	289, 100	334, 800			
87	289, 800	335, 200			
88	290, 400	335, 600			
89	291, 000	335, 900			
90	291, 700	336, 400			l
91	292, 400	336, 800			
92	293, 000	337, 200			
32	233, 000	551, 200			
93	293, 600	337, 500			
94	294, 300	337, 900			
95	294, 900	338, 300			
96	295, 500	338, 700			
97	295, 800	339, 200			
98	296, 400	339, 700			
99	297, 000	340, 200			
100	297, 500	340, 700			
101	298, 000	341, 200			
102	298, 400	341, 700			
103	298, 800	342, 200			
104	299, 200	342, 700			
105	299, 600	343, 100			
106	300, 100	343, 500			
107	300, 600	344,000			
108	300, 900	344, 400			
400	004 405	244.000			
109	301, 100	344, 900			
110	301, 500	345, 300			
111	301, 800	345, 700			
112	302, 000	346, 100			
113	302, 300	346, 600			
114	302, 600	347, 000			
115	302, 900	347, 400			
116	303, 200	347, 800			
,	• •		,	,	

備考
1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額(その額に1円未満の端級を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

1	ı	Í	1	1
	37	388, 100	459, 100	516, 600
	38	389, 600	460, 800	517, 900
	39	391, 100	462, 400	519, 200
	40	392, 600	464, 000	520, 500
定年前	41	394, 100	465, 600	521, 500
再任用	42	394, 800	466, 800	522, 300
短時間	43	395, 400	468, 000	523, 100
勤務職	44	396, 100	469, 100	523, 900
員以外	* *	030, 100	103, 100	020, 000
の職員	45	397, 000	470, 100	524, 800
V / HHA, GCQ.	46	397, 600	471, 100	525, 600
	47	398, 200	472, 000	526, 400
	48	398, 800	472, 800	527, 100
	40	390, 000	412, 600	321, 100
	49	399, 400	473, 500	527, 900
	50	399, 900	474, 200	528, 700
	51	400, 400	474, 900	529, 400
	52	400, 900	475, 500	530, 300
		,	,	,
	53	401, 400	476, 200	531, 200
	54	401, 800	476, 900	532,000
	55	402, 200	477, 500	532, 900
	56	402, 600	478, 100	533, 800
	57	403,000	478, 400	534, 600
	58	403, 400	479, 000	535, 500
	59	403, 800	479, 700	536, 400
	60	404, 200	480, 400	537, 100
	00	101, 200	100, 100	001, 100
	61	404, 600	480, 800	537, 900
	62	405,000	481, 400	538, 800
	63	405, 400	482, 100	539, 700
	64	405, 800	482, 800	540, 600
	65	406, 100	483, 200	541, 400
	66	100, 100	483, 800	542, 300
	67		484, 400	543, 200
	68		484, 900	544, 100
			,	,
	69		485, 400	544, 900
	70		485, 900	545, 800
	71		486, 400	546, 700
	72		486, 900	547, 600
	73		487, 300	548, 400
			101,000	0.10, 100
	74		487, 800	1
	74 75		487, 800 488, 200	

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(1)

区分	学 輸 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	帝科月額 円 291, 400 293, 700 296, 000 298, 200 300, 300 307, 300 310, 700	帝科月額 円 400,300 403,000 405,600 408,100 410,500 412,700 414,800 416,900	給料月額 円 455,100 457,100 459,000 460,900 462,300 464,100 465,900 467,700	給料月額 円 549,800 555,900 561,200 566,100 570,500 574,800 578,400
	2 3 4 5 6 7 8 9 10	291, 400 293, 700 296, 000 298, 200 300, 300 303, 800 307, 300 310, 700	400, 300 403, 000 405, 600 408, 100 410, 500 412, 700 414, 800	455, 100 457, 100 459, 000 460, 900 462, 300 464, 100 465, 900	549, 800 555, 900 561, 200 566, 100 570, 500 574, 800
	2 3 4 5 6 7 8 9 10	293, 700 296, 000 298, 200 300, 300 303, 800 307, 300 310, 700	403, 000 405, 600 408, 100 410, 500 412, 700 414, 800	457, 100 459, 000 460, 900 462, 300 464, 100 465, 900	555, 900 561, 200 566, 100 570, 500 574, 800
	3 4 5 6 7 8 9 10	296, 000 298, 200 300, 300 303, 800 307, 300 310, 700	405, 600 408, 100 410, 500 412, 700 414, 800	459, 000 460, 900 462, 300 464, 100 465, 900	561, 200 566, 100 570, 500 574, 800
	4 5 6 7 8 9 10	298, 200 300, 300 303, 800 307, 300 310, 700	408, 100 410, 500 412, 700 414, 800	462, 300 464, 100 465, 900	566, 100 570, 500 574, 800
	5 6 7 8 9 10	300, 300 303, 800 307, 300 310, 700	410, 500 412, 700 414, 800	462, 300 464, 100 465, 900	570, 500 574, 800
	6 7 8 9 10	303, 800 307, 300 310, 700	412, 700 414, 800	464, 100 465, 900	574, 800
	7 8 9 10	307, 300 310, 700	414, 800	465, 900	
	9 10 11	310, 700			578 400
	9 10 11		416, 900	467 700	010, 400
	10 11	314, 100	1	401, 100	581, 400
	11		419, 000	469, 500	583, 900
		317,600	420, 500	471, 300	586, 200
	10	321,000	422, 000	473, 100	
	12	324, 400	423, 500	474, 900	
	13	327, 800	424, 900	476, 700	
	14	331, 300	426, 400	478, 500	
	15	334, 700	427, 900	480, 300	
	16	338, 100	429, 300	482, 100	
	17	341, 500	430, 700	483, 900	
	18	344, 600	432, 200	485, 800	
	19	347, 700	433, 700	487, 700	
	20	350, 800	435, 100	489, 600	
	21	354,000	436, 500	491, 500	
	22	357, 100	438, 000	493, 200	
	23	360, 200	439, 500	495, 000	
	24	363, 200	440, 900	496, 800	
	25	366, 200	442, 300	498, 400	
	26	368, 500	443, 700	500, 200	
	27	370, 800	445, 100	502, 000	
	28	373, 000	446, 500	503, 600	
	29	374, 900	447, 900	505,000	
	30	376, 600	449, 300	506, 700	
	31	378, 300	450, 700	508, 500	
	32	380, 100	450, 700 452, 100	510, 200	
			450.5		
	33	381, 900	453, 500	511, 700	
	34	383, 700 385, 300	454, 900 456, 300	513,000	
	35			514, 300	

口 医療職給料表(2)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
区分	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188, 600	227, 400	263, 000	281, 800	315, 000	360, 700	415,000	479, 100
	2	190, 700	228, 700	263, 800	282, 600	316, 400	362, 400	416, 900	480, 400
	3	192,800	230,000	264, 600	283, 400	317, 800	364, 000	418, 800	481, 700
	4	194, 900	231, 300	265, 400	284, 100	319, 200	365, 600	420, 600	483, 000
	5	196, 900	232, 500	266, 200	284, 800	320, 600	367, 200	422, 400	484, 200
	6	198, 900	233, 600	267, 000	285, 500	322, 200	368, 800	424, 000	485, 600
	7	200, 900	234, 600	267, 800	286, 200	323, 700	370, 400	425, 600	487, 000
	8	202, 700	235, 600	268, 600	287, 000	325, 200	372, 000	427, 100	488, 200
	9	204, 500	236, 700	269, 400	287, 800	326, 700	373, 600	428, 600	489, 600
	10	206, 400	237, 900	270, 200	288, 600	328, 300	375, 600	429, 900	490, 900
	11	208, 300	239, 200	271,000	289, 400	329, 800	377, 600	431, 200	492, 300
	12	210, 400	240, 500	271, 800	290, 100	331, 300	379, 600	432, 500	493, 700
	13	212, 100	241,800	272, 600	290, 800	332, 800	381,000	433, 800	495, 100
	14	214, 100	243, 100	273, 400	291, 900	334, 400	382, 700	435,000	496, 200
	15	216, 300	244, 400	274, 200	293, 000	335, 900	384, 400	436, 200	497, 300
	16	218, 400	245, 600	275, 000	294, 200	337, 400	386, 100	437, 300	498, 400
	17	220, 500	246, 800	275, 800	295, 400	338, 900	387, 800	438, 500	499, 500
	18	221,600	248, 000	276, 600	296, 600	340, 500	389, 300	439, 600	500, 400
	19	222, 700	249, 200	277, 400	297, 800	342, 100	390, 800	440, 800	501, 300
	20	223, 800	250, 400	278, 200	299, 000	343, 600	392, 300	442,000	502, 200
	21	224, 900	251, 500	279, 000	300, 200	344, 900	393, 600	443, 100	503, 200
	22	225, 800	252, 400	279, 900	301, 400	346, 400	394, 900	443, 900	
	23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600	347, 900	396, 200	444, 300	
	24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800	349, 400	397, 300	445, 000	
	25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900	398, 400	445, 500	
	26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400	399, 500	445, 900	
	27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400, 600	446, 300	
	28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700	446, 700	
	29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500	447, 100	
	30	233, 000	258, 800	286, 900	311,000	358, 300	403, 300	447, 500	
	31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100	447, 900	
	32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900	448, 200	
	33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300	448, 500	
	34	236, 400	262,000	291,000	315, 700	363, 600	405, 900	448, 900	
	35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400	449, 200	
	36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800	449, 500	

		1			1
	77		489, 200		
	78		489, 800		
	79		490, 400		
	80		490, 800		
	81		491, 300		
	82		491, 900		
	83		492, 500		
	84		493, 000		
	85		493, 500		
-	80	基準	基準		基準
定年前		基 华 給料月額	基 华 給料月額	基 準 給料月額	基 毕 給料月額
再任用 短時間		円	円	円	円
勤務職 員		301,700	344, 400	399, 500	473, 300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

豆時間 助務職 員		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300	328, 400	371,000	433, 400
2年前 9任用		益 給料月額 円	A 給料月額 円	A 給料月額 円	A 給料月額 円	A 給料月額 円	差 給料月額 円	A 給料月額 円	益 給料月額 円
	109	基準	基準	338, 200 基 準	基準	基 準	基準	基準	基 準
	108			338, 000					
	107			337, 600					
	106			337, 200					
	105		298, 900	336, 800					
	104		298, 600	336, 600					
	103		298, 300	336, 400					
	102		298, 100	336, 000					
	101		297, 900	335, 800	358, 100				
	100		297, 600	335, 600	357, 600				
	99		297, 300	335, 400	357, 200				
	98		297, 100	335, 100	356, 800				
	97		296, 900	334, 800	356, 400				
	96		296, 600	334, 600	355, 900				
	95		296, 300	334, 300	355, 500				
	94		296, 100	334, 000	355, 100				
	93		295, 900	333, 700	354, 700				
	92		295, 500	333, 500	354, 400				
	91		295, 300	333, 200	354, 100				
	89 90		294, 900 295, 100	332, 600 332, 800	353, 500 353, 800				
	90		804.000	999 699	050 500				
	88		294, 500	332, 300					
	87		294, 300	332,000	352, 800				
	85 86	256, 500	293, 900 294, 100	331, 300 331, 700	352, 200 352, 500				
	84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800				
	83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500				
	81 82	255, 500 255, 800	292, 800 293, 100	330, 000 330, 400	350, 900 351, 200				
	80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400				
	79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100				
	78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900				
	77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600			

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに 適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額(その額に1円未 満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

1		1 1	i	1	ı	i	i	
	37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800
	38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400	
	39	240, 400	266, 000	296,000	321, 900	368, 700	407, 700	
	40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408,000	
					,	,	,	
	41	241,800	267, 600	298,000	324,000	370, 800	408, 300	
	42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600	
	43	243,000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900	
	44	243, 500	270,000	301, 400	327,600	373, 700	409, 200	
	45	244,000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400	
	46	244,600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700	
	47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410,000	
	48	245, 500	273, 100	305, 800	331,600	377, 000	410, 300	
	49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500	
	50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800	
	51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100	
	52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400	
定年前								
再任用	53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411,600	
短時間	54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381,000		
勤務職	55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700		
員以外	56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300		
の職員	57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700		
	58	248, 900	280, 200	316, 200	339, 100	383, 200		
	59	249, 500	280, 200	317, 200	339, 400	383, 800		
	60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400		
	00	213,000	201, 000	010, 100	010, 000	001, 100		
	61	250, 100	282, 100	319,000	341, 100	384, 800		
	62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300		
	63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800		
	64	251,000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300		
					.]	.]		
	65	251, 300	284, 700	321,800	343, 800	386, 900		
	66	251,600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400		
	67	251,900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000		
	68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600		
	69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100		
	70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600		
	71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100		
	72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600		
	73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900		
	74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400		
	75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800		
	76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200		

37	l l	1	1	1	ĺ	I	ı	1
39	37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
40	38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
41	39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
42 264,000 280,800 307,000 329,200 368,900 427,900 43 264,800 281,300 308,000 330,300 370,200 429,000 44 265,600 281,800 308,900 331,300 371,500 430,100 45 266,400 282,300 309,800 332,300 374,200 431,600 47 267,800 283,300 311,800 334,300 374,200 432,200 48 268,400 283,800 312,700 335,300 376,500 432,600 49 269,000 284,800 314,600 337,800 378,500 432,600 50 269,500 284,800 314,600 337,800 378,500 433,700 51 270,000 285,800 316,600 330,200 379,500 434,100 52 270,400 286,800 317,400 341,100 381,800 435,100 53 270,800 286,800 318,400 342,300 381,800	40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
42 264,000 280,800 307,000 329,200 368,900 427,900 43 264,800 281,300 308,000 330,300 370,200 429,000 44 265,600 281,800 308,900 331,300 371,500 430,100 45 266,400 282,300 309,800 332,300 374,200 431,600 47 267,800 283,300 311,800 334,300 374,200 432,200 48 268,400 283,800 312,700 335,300 376,500 432,600 49 269,000 284,800 314,600 337,800 378,500 432,600 50 269,500 284,800 314,600 337,800 378,500 433,700 51 270,000 285,800 316,600 330,200 379,500 434,100 52 270,400 286,800 317,400 341,100 381,800 435,100 53 270,800 286,800 318,400 342,300 381,800								
43 264,800 281,300 308,000 330,300 370,200 429,000 44 265,600 281,800 308,900 331,300 371,500 430,100 45 266,400 282,300 309,800 332,300 373,000 431,100 46 267,100 282,800 310,800 333,300 374,200 431,600 47 267,800 283,300 311,800 334,300 375,300 432,200 48 268,400 283,800 312,700 335,300 376,500 432,200 50 269,500 284,300 313,600 336,500 377,600 433,200 51 270,000 285,300 315,600 337,800 379,500 434,100 52 270,400 285,800 316,600 340,200 380,400 435,100 54 271,300 286,800 317,400 341,100 381,000 435,500 55 271,800 287,300 319,400 343,400 382,600 436,100 57 272,600 288,300 321,200 345	41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
44 265,600 281,800 308,900 331,300 371,500 430,100 45 266,400 282,300 309,800 332,300 373,000 431,100 46 267,100 282,800 310,800 333,300 374,200 431,600 47 267,800 283,300 311,800 334,300 375,300 432,200 48 268,400 283,800 312,700 335,300 376,500 432,200 49 269,000 284,300 313,600 336,500 377,600 433,200 50 269,500 284,800 314,600 337,800 379,500 433,700 51 270,000 285,300 316,600 339,000 379,500 434,100 52 270,400 286,300 317,400 341,100 381,000 435,100 54 271,300 286,800 318,400 342,300 381,800 435,800 56 272,200 287,800 320,300 344,700 383,400 436,100 57 272,600 288,300 321,200 345	42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
45	43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
46 267, 100 282, 800 310, 800 333, 300 374, 200 431, 600 47 267, 800 283, 300 311, 800 334, 300 375, 300 432, 200 48 268, 400 283, 800 312, 700 335, 300 376, 500 432, 600 49 269, 000 284, 800 314, 600 337, 800 378, 500 433, 700 50 269, 500 284, 800 314, 600 337, 800 378, 500 433, 700 51 270, 900 285, 300 316, 600 399, 000 379, 500 434, 100 52 270, 400 285, 800 316, 600 340, 200 380, 400 435, 100 53 270, 800 286, 800 318, 400 341, 100 381, 800 435, 500 54 271, 300 286, 800 318, 400 342, 300 381, 800 435, 800 55 271, 800 287, 300 319, 400 345, 700 384, 100 436, 100 57 272, 600 288, 300 321, 200 346, 700 384, 800 436, 500 58 273, 4	44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
46 267, 100 282, 800 310, 800 333, 300 374, 200 431, 600 47 267, 800 283, 300 311, 800 334, 300 375, 300 432, 200 48 268, 400 283, 800 312, 700 335, 300 376, 500 432, 600 49 269, 000 284, 800 314, 600 337, 800 378, 500 433, 700 50 269, 500 284, 800 314, 600 337, 800 378, 500 433, 700 51 270, 900 285, 300 316, 600 399, 000 379, 500 434, 100 52 270, 400 285, 800 316, 600 340, 200 380, 400 435, 100 53 270, 800 286, 800 318, 400 341, 100 381, 800 435, 500 54 271, 300 286, 800 318, 400 342, 300 381, 800 435, 800 55 271, 800 287, 300 319, 400 345, 700 384, 100 436, 100 57 272, 600 288, 300 321, 200 346, 700 384, 800 436, 500 58 273, 4								
47 267, 800 283, 300 311, 800 334, 300 375, 300 432, 200 48 268, 400 283, 800 312, 700 335, 300 376, 500 432, 600 49 269, 000 284, 800 313, 600 336, 500 377, 600 433, 200 50 269, 500 284, 800 314, 600 337, 800 378, 500 433, 700 51 270, 000 285, 300 315, 600 339, 000 379, 500 434, 100 52 270, 400 285, 800 316, 600 340, 200 380, 400 434, 100 53 270, 800 286, 800 317, 400 341, 100 381, 800 435, 100 54 271, 300 286, 800 318, 400 342, 300 381, 800 435, 500 55 271, 800 287, 300 320, 300 344, 700 384, 100 436, 100 57 272, 600 288, 300 321, 200 345, 700 384, 100 436, 500 58 273, 400 289, 900 3								
48 268, 400 283, 800 312, 700 335, 300 376, 500 432, 600 49 269, 000 284, 300 313, 600 336, 500 377, 600 433, 200 50 269, 500 284, 800 314, 600 337, 800 378, 500 433, 700 51 270, 000 285, 300 315, 600 339, 000 379, 500 434, 100 52 270, 400 285, 800 316, 600 340, 200 380, 400 434, 600 53 270, 800 286, 800 318, 400 342, 300 381, 800 435, 500 54 271, 300 286, 800 318, 400 342, 300 381, 800 435, 500 55 271, 800 287, 300 319, 400 343, 400 382, 600 436, 100 57 272, 600 288, 300 321, 200 345, 700 384, 100 436, 500 58 273, 000 289, 100 322, 200 346, 600 384, 800 386, 100 61 274, 200 291, 300 325, 000 350, 000 386, 100 61 274, 200 291, 3								
49				-				
50 269, 500 284, 800 314, 600 337, 800 378, 500 433, 700 51 270, 000 285, 300 315, 600 339, 000 379, 500 434, 100 52 270, 400 285, 800 316, 600 340, 200 380, 400 434, 600 53 270, 800 286, 800 317, 400 341, 100 381, 800 435, 100 54 271, 800 287, 300 319, 400 343, 400 382, 600 435, 500 55 271, 800 287, 800 320, 300 344, 700 383, 400 436, 500 56 272, 200 287, 800 321, 200 345, 700 384, 100 436, 500 57 272, 600 288, 300 321, 200 345, 700 384, 800 384, 800 59 273, 400 289, 900 322, 200 346, 600 384, 800 386, 100 61 274, 200 291, 300 325, 000 350, 000 386, 100 386, 100 62 274, 600 292, 200 3	48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
50 269, 500 284, 800 314, 600 337, 800 378, 500 433, 700 51 270, 000 285, 300 315, 600 339, 000 379, 500 434, 100 52 270, 400 285, 800 316, 600 340, 200 380, 400 434, 600 53 270, 800 286, 800 317, 400 341, 100 381, 800 435, 100 54 271, 800 287, 300 319, 400 343, 400 382, 600 435, 500 55 271, 800 287, 800 320, 300 344, 700 383, 400 436, 500 56 272, 200 287, 800 321, 200 345, 700 384, 100 436, 500 57 272, 600 288, 300 321, 200 345, 700 384, 800 384, 800 59 273, 400 289, 900 322, 200 346, 600 384, 800 386, 100 61 274, 200 291, 300 325, 000 350, 000 386, 100 386, 100 62 274, 600 292, 200 3	1 19	260 000	284 300	313 600	336 500	377 600	433 200	1
51 270,000 285,300 315,600 339,000 379,500 434,100 52 270,400 285,800 316,600 340,200 380,400 434,600 53 270,800 286,300 317,400 341,100 381,000 435,100 54 271,300 286,800 318,400 342,300 381,800 435,500 55 271,800 287,300 319,400 343,400 382,600 435,800 56 272,200 287,800 320,300 344,700 384,100 436,100 57 272,600 288,300 321,200 345,700 384,100 436,500 58 273,000 289,100 322,200 346,600 384,800 59 273,400 289,900 323,200 347,700 385,600 366,100 61 274,200 291,300 325,000 350,000 386,700 387,300 367,000 387,300 387,300 387,300 388,600 327,000 328,600 353,400			-					
52 270, 400 285, 800 316, 600 340, 200 380, 400 434, 600 53 270, 800 286, 300 317, 400 341, 100 381, 000 435, 100 54 271, 300 286, 800 318, 400 342, 300 381, 800 435, 500 55 271, 800 287, 300 319, 400 343, 400 382, 600 435, 800 56 272, 200 287, 800 320, 300 344, 700 383, 400 436, 100 57 272, 600 288, 300 321, 200 345, 700 384, 100 436, 500 58 273, 000 289, 100 322, 200 346, 600 384, 800 385, 500 59 273, 400 289, 900 323, 200 347, 700 385, 500 60 273, 800 290, 600 324, 100 348, 900 386, 100 61 274, 200 291, 300 325, 000 350, 000 386, 700 62 274, 600 292, 200 326, 200 351, 200 387, 300								
53 270,800 286,300 317,400 341,100 381,000 435,100 54 271,300 286,800 318,400 342,300 381,800 435,500 55 271,800 287,300 319,400 343,400 382,600 435,800 56 272,200 287,800 320,300 344,700 383,400 436,100 57 272,600 288,300 321,200 345,700 384,100 436,500 58 273,000 289,100 322,200 346,600 384,800 355,500 60 273,800 289,900 323,200 347,700 385,600 386,100 61 274,200 291,300 325,000 350,000 386,700 386,100 61 274,200 291,300 325,000 350,000 386,700 387,300 62 274,600 292,200 326,200 351,200 387,300 388,600 63 275,000 293,900 328,600 353,400 388,600								
54 271, 300 286, 800 318, 400 342, 300 381, 800 435, 500 55 271, 800 287, 300 319, 400 343, 400 382, 600 435, 800 56 272, 200 287, 800 320, 300 344, 700 383, 400 436, 100 57 272, 600 288, 300 321, 200 345, 700 384, 100 436, 500 58 273, 000 289, 100 322, 200 346, 600 384, 800 59 273, 400 289, 900 323, 200 347, 700 385, 500 60 273, 800 290, 600 324, 100 348, 900 386, 100 386, 100 61 274, 200 291, 300 325, 000 350, 000 386, 700 387, 300 387, 300 387, 300 387, 300 387, 300 388, 600 62 274, 600 292, 200 326, 200 351, 200 387, 300 388, 600 64 275, 000 293, 900 328, 600 353, 400 389, 800 388, 600 65 275, 800 294, 700 <td< td=""><td>0.2</td><td>2.0, 100</td><td>200,000</td><td>010,000</td><td>010, 200</td><td>000, 100</td><td>10 1, 000</td><td></td></td<>	0.2	2.0, 100	200,000	010,000	010, 200	000, 100	10 1, 000	
55 271, 800 287, 300 319, 400 343, 400 382, 600 435, 800 56 272, 200 287, 800 320, 300 344, 700 383, 400 436, 100 57 272, 600 288, 300 321, 200 345, 700 384, 100 436, 500 58 273, 000 289, 100 322, 200 346, 600 384, 800 39, 500 59 273, 400 289, 900 323, 200 347, 700 385, 500 60 273, 800 290, 600 324, 100 348, 900 386, 100 61 274, 200 291, 300 325, 000 350, 000 386, 700 62 274, 600 292, 200 326, 200 351, 200 387, 300 63 275, 000 293, 100 327, 400 352, 400 388, 600 64 275, 400 293, 900 328, 600 353, 400 389, 300 66 276, 200 295, 600 330, 400 355, 400 399, 800 67 276, 600 296, 400	53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381,000	435, 100	
56 272, 200 287, 800 320, 300 344, 700 383, 400 436, 100 57 272, 600 288, 300 321, 200 345, 700 384, 100 436, 500 58 273, 000 289, 100 322, 200 346, 600 384, 800 385, 500 59 273, 400 289, 900 323, 200 347, 700 385, 500 60 273, 800 290, 600 324, 100 348, 900 386, 100 61 274, 200 291, 300 325, 000 350, 000 386, 700 62 274, 600 292, 200 326, 200 351, 200 387, 300 63 275, 000 293, 100 327, 400 352, 400 388, 600 64 275, 400 293, 900 328, 600 353, 400 389, 300 65 275, 800 294, 700 329, 300 354, 400 389, 800 67 276, 600 296, 400 331, 500 356, 500 390, 400 68 277, 000 298, 000 333, 500	54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381,800	435, 500	
57 272,600 288,300 321,200 345,700 384,100 436,500 58 273,000 289,100 322,200 346,600 384,800 385,500 59 273,400 289,900 322,200 346,600 384,800 385,500 60 273,800 290,600 324,100 348,900 386,100 61 274,200 291,300 325,000 350,000 386,700 62 274,600 292,200 326,200 351,200 387,300 63 275,000 293,100 327,400 383,400 388,600 64 275,400 293,900 328,600 353,400 388,600 65 275,800 294,700 329,300 354,400 389,300 66 276,200 295,600 330,400 355,400 389,800 67 276,600 296,400 331,500 356,500 390,400 68 277,000 297,200 332,400 357,600 390,900	55		287, 300	319, 400	343, 400	382, 600		
58 273,000 289,100 322,200 346,600 384,800 59 273,400 289,900 323,200 347,700 385,500 60 273,800 290,600 324,100 348,900 386,100 61 274,200 291,300 325,000 350,000 386,700 62 274,600 292,200 326,200 351,200 387,300 63 275,000 293,100 327,400 352,400 388,000 64 275,400 293,900 328,600 353,400 389,300 65 275,800 294,700 329,300 354,400 389,300 66 276,200 295,600 330,400 355,400 389,800 67 276,600 296,400 331,500 356,500 390,400 68 277,000 297,200 332,400 357,600 390,900 69 277,400 298,900 334,200 359,500 391,900 70 277,900 298,900 <td>56</td> <td>272, 200</td> <td>287, 800</td> <td>320, 300</td> <td>344, 700</td> <td>383, 400</td> <td>436, 100</td> <td></td>	56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
58 273,000 289,100 322,200 346,600 384,800 59 273,400 289,900 323,200 347,700 385,500 60 273,800 290,600 324,100 348,900 386,100 61 274,200 291,300 325,000 350,000 386,700 62 274,600 292,200 326,200 351,200 387,300 63 275,000 293,100 327,400 352,400 388,000 64 275,400 293,900 328,600 353,400 389,300 65 275,800 294,700 329,300 354,400 389,300 66 276,200 295,600 330,400 355,400 389,800 67 276,600 296,400 331,500 356,500 390,400 68 277,000 297,200 332,400 357,600 390,900 69 277,400 298,900 334,200 359,500 391,900 70 277,900 298,900 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
59 273, 400 289, 900 323, 200 347, 700 385, 500 60 273, 800 290, 600 324, 100 348, 900 386, 100 61 274, 200 291, 300 325, 000 350, 000 386, 700 62 274, 600 292, 200 326, 200 351, 200 387, 300 63 275, 000 293, 100 327, 400 352, 400 388, 600 64 275, 400 293, 900 328, 600 353, 400 389, 300 65 275, 800 294, 700 329, 300 354, 400 389, 300 66 276, 600 296, 400 331, 500 356, 500 390, 400 68 277, 000 297, 200 332, 400 357, 600 390, 900 69 277, 400 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400	57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
60 273, 800 290, 600 324, 100 348, 900 386, 100 61 274, 200 291, 300 325, 000 350, 000 386, 700 62 274, 600 292, 200 326, 200 351, 200 387, 300 63 275, 000 293, 100 327, 400 382, 400 388, 600 64 275, 400 293, 900 328, 600 353, 400 388, 600 65 275, 800 294, 700 329, 300 354, 400 389, 300 66 276, 200 295, 600 330, 400 355, 400 389, 800 67 276, 600 296, 400 331, 500 356, 500 390, 400 68 277, 000 297, 200 332, 400 357, 600 390, 900 69 277, 400 298, 900 333, 500 358, 400 391, 300 70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400	58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
61 274, 200 291, 300 325, 000 350, 000 386, 700 62 274, 600 292, 200 326, 200 351, 200 387, 300 63 275, 000 293, 100 327, 400 382, 400 388, 600 64 275, 400 293, 900 328, 600 353, 400 388, 600 65 275, 800 294, 700 329, 300 354, 400 389, 300 66 276, 200 295, 600 330, 400 355, 400 389, 800 67 276, 600 296, 400 331, 500 356, 500 390, 400 68 277, 000 297, 200 332, 400 357, 600 390, 900 69 277, 400 298, 900 333, 500 358, 400 391, 300 70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400	59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
62 274, 600 292, 200 326, 200 351, 200 387, 300 63 275, 000 293, 100 327, 400 352, 400 388, 000 64 275, 400 293, 900 328, 600 353, 400 388, 600 65 275, 800 294, 700 329, 300 354, 400 389, 300 66 276, 200 295, 600 330, 400 355, 400 389, 800 67 276, 600 296, 400 331, 500 356, 500 390, 400 68 277, 000 297, 200 332, 400 357, 600 390, 900 69 277, 400 298, 900 333, 500 358, 400 391, 300 70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400	60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
62 274, 600 292, 200 326, 200 351, 200 387, 300 63 275, 000 293, 100 327, 400 352, 400 388, 000 64 275, 400 293, 900 328, 600 353, 400 388, 600 65 275, 800 294, 700 329, 300 354, 400 389, 300 66 276, 200 295, 600 330, 400 355, 400 389, 800 67 276, 600 296, 400 331, 500 356, 500 390, 400 68 277, 000 297, 200 332, 400 357, 600 390, 900 69 277, 400 298, 900 333, 500 358, 400 391, 300 70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400								
63 275,000 293,100 327,400 352,400 388,000 64 275,400 293,900 328,600 353,400 388,600 65 275,800 294,700 329,300 354,400 389,300 66 276,200 295,600 330,400 355,400 389,800 67 276,600 296,400 331,500 356,500 390,400 68 277,000 297,200 332,400 357,600 390,900 69 277,400 298,000 333,500 358,400 391,300 70 277,900 298,900 334,200 359,500 391,900 71 278,400 299,800 335,300 360,600 392,400								
64 275, 400 293, 900 328, 600 353, 400 388, 600 65 275, 800 294, 700 329, 300 354, 400 389, 300 66 276, 200 295, 600 330, 400 355, 400 389, 800 67 276, 600 296, 400 331, 500 356, 500 390, 400 68 277, 000 297, 200 332, 400 357, 600 390, 900 69 277, 400 298, 900 333, 500 358, 400 391, 300 70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400								
65								
66 276, 200 295, 600 330, 400 355, 400 389, 800 67 276, 600 296, 400 331, 500 356, 500 390, 400 68 277, 000 297, 200 332, 400 357, 600 390, 900 69 277, 400 298, 900 333, 500 358, 400 391, 300 70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400	64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
66 276, 200 295, 600 330, 400 355, 400 389, 800 67 276, 600 296, 400 331, 500 356, 500 390, 400 68 277, 000 297, 200 332, 400 357, 600 390, 900 69 277, 400 298, 900 333, 500 358, 400 391, 300 70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400	65	275 800	294 700	329 300	354 400	389 300		
67 276,600 296,400 331,500 356,500 390,400 68 277,000 297,200 332,400 357,600 390,900 69 277,400 298,000 333,500 358,400 391,300 70 277,900 298,900 334,200 359,500 391,900 71 278,400 299,800 335,300 360,600 392,400				-				
68 277, 000 297, 200 332, 400 357, 600 390, 900 69 277, 400 298, 000 333, 500 358, 400 391, 300 70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400								
69 277, 400 298, 000 333, 500 358, 400 391, 300 70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400								
70 277, 900 298, 900 334, 200 359, 500 391, 900 71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400				,	,	,		
71 278, 400 299, 800 335, 300 360, 600 392, 400	69	277, 400	298,000	333, 500	358, 400	391, 300		
	70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
72 278, 800 300, 700 336, 400 361, 600 392, 700	71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		1
	72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
73 279, 200 301, 600 337, 500 362, 300 393, 000				-				1
74 279, 800 302, 500 338, 700 363, 100 393, 500				-				
75 280, 400 303, 400 339, 800 363, 900 393, 900								
76 280, 900 304, 300 340, 900 364, 600 394, 200	76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		ļ

ハ 医療職給料表(3)

職員の	職務の級	1 級	2 殺	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区分	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207, 700	240, 600	281, 800	295, 200	319, 300	362, 000	416, 300
	2	209, 600	242, 800	282, 300	295, 800	320, 300	363, 700	418, 500
	3	211, 400	245, 000	282, 800	296, 400	321, 300	365, 400	420, 700
	4	213, 100	247, 200	283, 300	296, 900	322, 300	367, 100	422, 800
	5	214, 800	249, 400	283, 800	297, 400	323, 300	368, 900	424, 700
	6	216, 700	250, 400	284, 300	298, 000	324, 500	370, 900	426, 600
	7	218, 500	251, 300	284, 800	298, 600	325, 700	372, 900	428, 400
	8	220, 200	252, 200	285, 300	299, 100	326, 900	374, 900	430, 300
	9	221, 900	253, 100	285, 800	299, 600	328, 000	376, 600	432, 000
	10	223, 900	254, 300	286, 300	300, 200	329, 200	378, 700	433, 600
	11	225, 800	255, 400	286, 800	300, 800	330, 300	380, 800	435, 300
	12	227, 700	256, 300	287, 300	301, 300	331, 400	382, 800	436, 900
	13	229, 600	257, 100	287, 800	301, 800	332, 500	384, 700	438, 200
	14	231, 600	257, 800	288, 300	302, 500	333, 700	386, 300	439, 500
	15	233, 600	258, 500	288, 800	303, 200	334, 800	388, 100	441, 100
	16	235, 600	259, 400	289, 300	303, 900	335, 900	389, 900	442, 600
	17	237, 600	260, 500	289, 800	304, 600	337, 000	391, 600	444, 300
	18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500	338, 200	393, 300	445, 900
	19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400	339, 300	395, 200	447, 300
	20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400	396, 900	448, 700
	21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500	398, 600	449, 800
	22	246, 800	266, 000	292, 300	309, 000	342, 700	400, 300	451, 100
	23	248, 000	267, 100	292, 800	309, 900	343, 800	402, 100	452, 400
	24	249, 100	268, 200	293, 300	310, 800	344, 900	403, 800	453, 800
	25	250, 200	269, 200	293, 800	311,600	346, 000	405, 400	454, 800
	26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500	347, 300	407, 100	455, 500
	27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400	348, 600	408, 900	456, 300
	28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700	456, 900
	29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200	457, 800
	30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700	458, 500
	31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200	459, 300
	32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500	460, 100
	33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600	460, 800
	34	257, 500	276, 800	300, 600	320,600	358, 300	418, 700	461, 500
	35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200
	36	259, 000	277, 800	302, 100		361, 100	421,000	463, 000

117	299, 400	330, 600	365, 700				77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
118	299, 700	330, 900	366, 200				78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	
119	300, 000	331, 200	366, 700				79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500	
120	300, 300	331, 400	367, 200				80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
121	300, 600	331,600	367, 500				81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
122	301,000	331, 900					82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
123	301, 300	332, 200				定年前	83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
124	301, 600	332, 500				再任用	84	285, 100	311, 100	349,000	368, 800	397, 500	
		, i				短時間			,	,	,	,	
125	301, 800	332, 700				勤務職	85	285, 600	311,900	349, 900	369, 200	397, 900	
126	302, 000	333, 000				員以外	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600		
127	302, 300	333, 400				の職員	87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200		
128	302, 700	333, 600					88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700		
129	302, 900	333, 800					89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000		
130	302, 900	334, 000					90	287, 600	316, 900	352, 900	371, 000 371, 500		
131	303, 200	334, 400					91	288, 600	317, 900		371, 900		
132	304, 000	334, 600								354, 100			
132	304, 000	334, 600					92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200		
133	304, 200	334, 900					93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800		
134	304, 500	335, 300					94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300		
135	304, 800	335, 700					95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800		
136	305, 100	336, 100					96	291, 400	321,700	356, 400	374, 300		
137	305, 300	336, 400					97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900		
138	305, 600	336, 800					98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400		
139	305, 900	337, 200					99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900		
140	306, 200	337, 600					100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300		
141	306, 400	337, 900					101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900		
142	306, 800	338, 300					102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400		
143	307, 200	338, 600					102	295, 000	325, 300	359, 400	377, 400		
144	307, 500	339, 000					103	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400		
145	307, 700	339, 300					105	205 200	226 200	260 100	270 000		
146	307, 700	339, 700					105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000		
146	307, 900	340, 100					106 107	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400		
147	308, 200	340, 100					107	296, 800 297, 100	327, 200 327, 700	361, 100 361, 600	379, 900 380, 400		
140	300, 000	340, 300					100	291, 100	321, 100	301, 000	500, 400		
149	308, 800	340, 800					109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000		
150	309, 000	341, 200					110	297, 600	328, 500	362, 600			
151	309, 300	341,600					111	297, 800	328, 800	363, 100			
152	309, 600	342,000					112	298, 100	329, 100	363, 500			
153	310, 000	342, 300					113	298, 400	329, 400	363, 900			
154	310, 200						114	298, 600	329, 800	364, 300			
155	310, 400						115	298, 900	330, 100	364, 800			
156	310, 700			1			116	299, 100	330, 400	365, 300		1	

備考				<u> </u>			<u> </u>	
勤務職 員		239, 700	260, 200	267, 500	277, 900	294, 300	331, 900	376, 60
再任用 短時間		円	円	円	円	円	円	Н
定年前		給料月額						
		基 準	基 準	基 準	基 準	基準	基 準	基 準
	169	314, 900						
	168	314, 500						
	167	314, 200						
	166	313, 900						
	165	313,600						
	164	313, 200						
	163	312, 900						
	162	312, 600						
	161	312, 300						
	160	311, 900						
	159	311,600						
	158	311, 300						
	157	311,000						

^ભ ラ 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が 定めるものに適用する。 2 この表の適用を受ける職員の給料用額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額(その額に1円

未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

職 員 \mathcal{O} 退 職 丰 当 関 す る 条 例 \mathcal{O} __ 部 改

を 条 次 0 ょ 職 う 員 に \mathcal{O} 改 退 正 職 す 手 る 当 関 す る 条 例 昭 和 八 年 埼 玉 県 条 例 八 号 \mathcal{O} 部

IE.

間 規 を 項 を き に 0 職 職 超 則 関 加 7 各 \mathcal{O} は 号 員 え 員 H え す 以 4 \mathcal{O} な る 条 な 掲 第 下 条 V 埼 週 八 げ 同 範 例 日 日 玉 間 囲 項 る \mathcal{O} 亚 数 カコ H 県 当 内 号 第 6 \mathcal{O} で に 成 \mathcal{O} を と H 休 週 お 七 묶 数 を 年 中 V +H \mathcal{O} V う \Box は を 勤 勤 単 7 0 لح 務 位 定 務 玉 当 算 勤 県 8 日 時 め 該 数 務 入 る 6 H 条 以 7 時 例 れ を 数 第 な 例 لح 勤 加 上 た 務 条 え لح \mathcal{O} しい VI 日 亚 例 묶 る \mathcal{O} う 勤 時 差 務 等 成 間 0 に 時 条 に が 元 相 年 改 間 例 は 当 +埼 を 箬 \otimes 1 す H 玉 定 で う れ 及 る に 県 \Diamond 定 てド 満 H 条 + ら め 職 数 た 例 八 n る \mathcal{O} づ 員 な 第 目 規 を \mathcal{O} カュ 減 \sqsubseteq 定 埼 三 勤 V 号 0 H \mathcal{O} 玉 務 た 数 下 県 時 勤 第 日 に \mathcal{O} n 間 \mathcal{O} 人 数 事 合 条 間 兀 委 休 た 12 週 員 第 暇 以 に 目 月 下 あ \sim

た 務 八 き 日 時 第 が 九 条 7 条 勤 八 第 <u>L</u> 勤 第 勤 日 務 務 号 項 た 中 数 中 勤 が \exists そ 務 職 職 が \mathcal{O} 者 員 員 に 日 数 4 八 改 が な \sim \exists 8 が 職 11 7 同 員 員 を 数 定 4 条 に 第 な X 0 5 務 V ħ 号 改 H 7 \exists 数 8 数 中 7 定 い が X る 職 に 戸 勤 条 員 員 れ 務 第 4 に 引 時 な 9 い 間 ___ V き る 続 以 勤 項 日 7 第 数 上 定 務 V 勤 兀 \Diamond た 時 号 務 期 に ら 間 中 L 改 れ 以 た 上 め 7 職 目 る 勤 VI を 業 が る 務 引

日

日

日

なされ 該 る 定 る日 し 促 に 数 進 定 め 職 に 手 る 相当する」 に を 0 改 め、 7 雇 に改め、 同 用 司 6条第四 保険法 条第十五 同 項 第 \mathcal{O} 五. 項各号を削 項 十六条 規定により基本手当を支給したもの 中 次 の三第一 \mathcal{O} る。 各号 に掲 項 第 げ _ る退職手当ごとに、 号に該当す る

を 勤 則 第 日 五. 数 項 が 中 職 「職員につ 員 4 な 日 て 数 定めら に 改 れ 8 て る。 V る勤 務 時 間 以 上 勤 務 た 日 が +八 目

式 附 会社 第 等 に関 九項 する 中 引 法 律 き続 第 一条の二第 て 日 本電 _ 信 項に 電話 規 株 式 定 会社 す る 日 本 \mathcal{O} 電 下 に 信 電 話 日 株 式 本 会社 電 信 電 い

下こ \emptyset 項に お 11 て 同じ。 を加える。

則 則 第二十 第二十 九 八 項中 項中 附 「第三十五条」 則 別表第一」を「 を 「第三十 附 則 五 别 条 表」 (の 二) に 改 に \Diamond 改め る

則 第三十二 項 中 令 和 七年三月三十 月 を 令 和 九 年三月三十 日 15

める。

般 職 \mathcal{O} 付 研 究 員 \mathcal{O} 採 用 等 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} __-部 改 正

第三条 般 職 \mathcal{O} 任 期 付 究 員 \mathcal{O} 採用 等 に 関 す る 条 例 棄 成十三年 埼玉 県 条 例 第 五.

号)の一部を次のように改正する。

五. 条第 項 \mathcal{O} 表 備 及 び 同 条第 項 \mathcal{O} 表 考 中 0 0 分 9 0 \vdash Ŋ \sim

を「100分の101.39」に改める。

六条の二第 第 六条第 _ 項 項 中 を 第 「第十 九 条 六 ま で \mathcal{O} を 「第八条 に 改 \otimes ま で に 改 め 同 . 条 第 項 中 +

(一般 職 \mathcal{O} 任 期 員 \mathcal{O} 採 用等 に関 す る条 例 $\overset{\mathcal{O}}{-}$ 部 改 正

第 兀 八 条 _ \mathcal{O} 般 _ 職 を \mathcal{O} 次 \mathcal{O} ように 付 職 員 改 \mathcal{O} 採 正 が用等に す 関 はする条 例 棄 成 +兀 年 埼 玉 県 例 第 六 +

に改め、 を同条第 第四条第 9 に 兀 及 [項とす 改 び \Diamond 項 0 前 Ź 表備 項 同 条 \mathcal{O} 規 第 考 四 定 中 によ 項 \neg を 削 る 0 特 り、 0 定 分の 任 同 . 条第 期 \vdash 付 0 職 五. 項 員 業績 中 \circ 手 第三 当 \emptyset を 項 支給」 を 0 を 0 及 削 分 び り 9 前 項 0 項

分 び \mathcal{O} 百 五. 第十 条第 百 改 七 百 十五 する 項 五. \otimes 及 び 同 Ĥ 場 \mathcal{O} 条第二 あ を 合 兀 る 及 を 云百 お を \mathcal{O} CK は 分 第 第 V 及 中 0 7 +云百 九 九 は び 条 第十 十五」 第 条 分 百 の 三 \mathcal{O} 分 九 六条の二第 八 \mathcal{O} 条 れ ٤, 百七十、 第 + \mathcal{O} 5 五に、 七 \mathcal{O} · 五 項 給与条例 規 定を 及 び 二月に 項 こを 第二 に改 「第十二条 第十 を 8 項 支給 第十 並 九条 び 同 E 条第三項 0 す 0 六条の二」 五. る場合に 兀 に、 第二 を「第十二 一項第一 中 \neg お 九 条 号中 学 7 \mathcal{O} は 条 Ŧī.

六 の

百

条

分 Ŧi. る を \mathcal{O} 員 定 員 を 及 合 定 及 百 を てド 五 一百 \otimes び 7 与 お 7 と 分 11 あ \mathcal{O} て 用 0 さ る 九 は \mathcal{O} れ \mathcal{O} 百 は 五. 分 期 職 員 \mathcal{O} ٤, 百 員 百 員 職 司 <u>ر</u> ک 条第二 分 七 0 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 校 八 用 +職 項 用 校 等 該 七 員 中 に 職 関 給 月 に 指 関 五. 与 に 員 定 す 指 条 支 給 す る 定 る条 例 給 に 与 玾 管 改 条 第 す 職 例 理 る場合 十二条 例 8 例 員 第 とに る 員 第二条第 と 改め あ 第 لح \mathcal{O} に 五. お る 第二 VI \mathcal{O} 項 る 項 T は 項 \mathcal{O} 規 は は 当 第 百 六 規 定 月 定 該 分 に 指 に \mathcal{O} に 指 定 百 支 定 り 七 給 り 管 任 +任 す 玾 期

(会計 年 度任 用 職 員 \mathcal{O} 報酬 等 に す る 条 例 \mathcal{O} 部 改 正

五. 条 会計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 報酬 等 12 関 す る条 例 伞 成 三十 年 埼 玉 第 六

の一部を次のように改正する。

第六条第 第二条第 七 _ 項 項 及 中 び 支給 第 兀 項 さ 中 れ る 通 \sqsubseteq 勤手当」 \mathcal{O} 下 に \mathcal{O} 在 下 宅 に 勤 務 等手 在宅勤務等手当」を加 当、 加 え る。 え

職 員 の定 年 等 関 す る 条 例 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 等 \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 部 改 正

六条 例 第 三十 員 \mathcal{O} _ 号) 定 年 の 一 等 に関す 部 を る条 次 \mathcal{O} よう 例 等 に改 \mathcal{O} __ 部 正 す を Ź 改 正 す る等 \mathcal{O} 条 例 令 和 兀 年 埼 玉

項」に改 則 常三条 Ø 第一 項 第 兀 号 及 び 第 四 項 中 _ 附 則 第 九 項 を 附 九 条 第

び に 第 則 十二条 第 九 条 の 三 中 を カュ 並 6 第 び 九 に 条 第 ま 八 で . 条 _ に 九 改 条 \aleph \mathcal{O} る 九 条 \mathcal{O} 五. 十二条 \mathcal{O} 並

則 第二十 · 条、 第二十 应 条 第二十 八 条 及 U +九 条 中 九

項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 H カュ 12 関 5 施 す 条 る条 行 例 ける は 例 和 則 七 第 年 + 兀 九 月 項 第二十 日 か 6 八 項 行 及 す る。 75 第 二十 た だ 九 項 第 \mathcal{O} 正 規 中 定 は 員 \mathcal{O} 布

(号給の切替え)

す 表 務 に お る 掲 げ け 及 7 七 年 び **(以** 兀 同 n V 日 て 下 月 に V 日 る 給 お 員 職 と V で 与 V 務 以 て 条 あ そ う \mathcal{O} 0 例 \mathcal{O} 級 7 で لح 者 戸 切 あ が は Ħ V 受 う。 0 に 目 切 け た お to 7 い 7 別 日 \mathcal{O} V V そ 表 う。 た \mathcal{O} \mathcal{O} 묽 $\overline{\mathcal{O}}$ 前 切 第 者 給 目 替 に 日 が 同 お に 6 属 表 お 別 11 日 け に 7 表 T に そ お る 第 V お 0 号 た い 兀 レン 者 職 7 ま 務 が で 次 旧 属 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 号 \mathcal{O} 7 及 が い び た 同 則 \mathcal{O} に 適 関 い 職 表 別

う。 7 表 定 \otimes る号給と

切 日 前 \mathcal{O}

3 当 0 事 該 る 項 · 委 準 ŧ 員 ず \mathcal{O} 次 日 会 を 項 る 及 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} た び 8 を 職 附 る 昌 \mathcal{O} た ところ \mathcal{O} 第 ŧ 新 九 を \mathcal{O} 項 号 に 給 に に ょ L お に す た り、 9 V る て い 合 人 必 7 動 要な調 と は、 を \mathcal{O} 事 L 権 その ·委員 た 衡 職 整 上 を行うことが 者 会 員 必 が 及 切 لح び と 替 V 埼 認 う。 H 玉 め 6 できる $\overline{}$ お れ 事 \mathcal{O} V る 7 定 委 当 め 員 該 る 会 お れ 以 又 下 は 淮

令 和 八 年 三月 三十 __ 日 ま で \mathcal{O} 間 に お け る 扶 養手当 に関 す る 経 過 措 置

は \mathcal{O} 12 給与 \mathcal{O} 職 切 務 該 替 \mathcal{O} 当 条 務 日 級 す 項 例 カコ \mathcal{O} る た 6 が 以 八 だ 令 が 下 級 和 親族 以 れ 書 八 改 中 年 Ŀ に -三月三十 正後給与 相 で 12 対 当 あ 係 す る る し 扶 る 7 ŧ は」と 条例 養手当は、 t \mathcal{O} 及 目 \mathcal{O} び لح ま とい 司 ある で 表以 o7 う。 行 \mathcal{O} 間 人 事 政 外 は に 職給 お 委 O各給料 員 対 け 八条 して る第 会 料 表 規 \emptyset は、 則 \mathcal{O} 表の適用 規 適 で 定 定 支給せず、 0 用を受け の適用に \emptyset る職 を受ける職 定 員 る よる 五 つい 12 職 対 員 項 し 員 でそ 心 正 て で 身

同 条 項 中 五. 心 身 に 著 11 障 害 が あ る 者 あ る \mathcal{O} 配 偶

VY 障 が る

第三項 者 (届 中 項 L __ 万 三千 該 が 事 当 円 す 実 る 上 扶 あ 養 る 親 \mathcal{O} 関 族 は __ 同 0 万 V 7 千 \mathcal{O} は 五 事 三千 百 情 円 円 あ ۲, とす る者 る を含 と とす する」 む る あ る 同 \mathcal{O} は 条

単 赴 任 手 当 に 関 す る 経 過 措 置

5 る 正 後 員 لح 給 な 与 0 条 た 例 第 者 に +b 適 第三 用 す 項 \mathcal{O} 定 は 切 H 前 新 料 表 \mathcal{O} 用

(再 任 用 職 員 \mathcal{O} 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手当 関 す る 経 過 置

6 占 を に た ょ め 0 法 切 れ 正 る ŋ 律 す 採 第 7 5 日 任 適 を 用 以 用 る \mathcal{O} 百 用 職 さ 後 を す 員 \mathcal{O} V ħ 六 \mathcal{O} う。 + 又 項 た 新 は に 職 例 た 号) 員 条 お 切 附 \mathcal{O} 及 で 定 い 則 第 年 7 第 U 司 日 暫 法 二十二条 前 以 \mathcal{O} 条 第二十二 再 再 定 後 定 任 第 再 任 に 用 兀 任 同 は 用 \mathcal{O} 職 項 用 短 項 に 員 条 兀 時 職 切 に 0 規 替 規 第 間 員 定 定 兀 勤 と 日 (職 第 項 す 以 V す 務 又 る 後 う る 員 項 公 暫 \mathcal{O} は 員 署 定 定 に 同 第二十二 規 地 に 再 年 0 等 定 移 対 方 任 転 用 に す 公 関 条 る 務 が 項 7 短 員 す あ 適 \mathcal{O} 員 用 る 時 五 法 を 0 規 定 さ 条 間 第 V す 例 昭 う。 勤 再 れ る 務 項 和 任 る \mathcal{O} \mathcal{O} 動 。 以 職 部 を 定 Ŧī.

 \mathcal{O} 職 手 関 す 条 例 \mathcal{O} 部 改 IE. 伴 う 経 措

司 以 日 後 前 退 \mathcal{O} 期 \mathcal{O} 五 当 間 項 手 \mathcal{O} に 該 当条 規定によ \mathcal{O} お 期 規 け 間 定 る退 は \mathcal{O} 計 る 算に 職手 改 11 正 う \mathcal{O} 当 9 後 い \mathcal{O} 例 \mathcal{O} 支給の 第二条 て \mathcal{O} 施 は 員 行 の退 基 な 第 \mathcal{O} お従 職手 礎となる勤続 日 項 次 当に 前 第 \mathcal{O} 項 例 関 に 九 条及 に お する条例 期 ょ V る。 間 び第 て \mathcal{O} 施施 計算に 十三条第二項 次 行日 頃に 0 V お て W VI 適用 て び

7

に安定 なさ 項に 当 \mathcal{O} 例に ٧ì に 改 た 関 お れ 正 る者 する ょ 者 した職業に 後 1 る。 に対 7 退 準用 を含 条 職 す 例 手 当 る する場合を含 む。 第二条第 就 条 就 例 業 V た者 をい 第十 促 進 _ 項に -三条第 う。 手 当 9 to 規定 以下 V $\overline{}$ 相 て 当す 適 す \mathcal{O} 規 項 用 \mathcal{O} る 職員 定 る 項 (第四 退 12 は 職 退 お 同 職 退 号 手 V 職 条 に 当 職 て \mathcal{O} 員 同 職 係 第二項の 支給 で 員 る 部分 あ (退 0 7 規 職 E で 0 施 限 あ 定 7 行 た 0 ŋ て 職 日 ょ は 前 施 り 員 同 な に 行 \mathcal{O} 職 員 退 お 目 とみ 職手 従 業 以後 + 前

、人事委員会への委任

9 附則 第 項 カュ 5 前 項 まで 定 \otimes る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カゝ \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 行 関 な

項は、人事委員会が定める。

(職 員 \mathcal{O} 育 児休 業 等 に関 民する条 例 \mathcal{O} 部 改 正

10

員

 \hat{o}

育

児

休

業

等

に

関

ける

条

例

平

成

兀

年

埼

玉

県条例

第六号)

 \mathcal{O}

__-

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

うに

改

Ē

する。

九 \mathcal{O} 五 六条 ま で \mathcal{O} 表 第十 第 -<u>-</u>二条 九 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 三及 六 第二 び 第 項 + \mathcal{O} -二条 項 中 の 三 カュ 6 第 を 九 「 及 び 条ま で、 第 八 条 第 九 \mathcal{O} 三か 第 6 八

第九条」を「第八条」に改める。

42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			

附則別表 号給の切替表(附則第2項関係)

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

1E1 E1 6/A		新 号 給												
旧号給	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級						
1	1	1	1	1	1	1	1	1						
2	1	1	1	1	1	1	1	1						
3	1	1	1	1	1	1	1	1						
4	1	1	1	1	1	1	1	1						
5	1	1	1	1	1	1	1	1						
6	2	1	1	1	1	1	1	1						
7	3	1	1	1	1	1	1	1						
8	4	1	1	1	1	1	1	1						
9	5	1	1	1	1	1	1	1						
10	6	2	2	1	1	1	1	2						
11	7	3	3	1	1	1	1	2						
12	8	4	4	1	1	1	1	2						
13	9	5	5	1	1	1	1	2						
14	10	6	6	2	1	1	1	3						
15	11	7	7	3	1	1	1	3						
16	12	8	8	4	1	1	1	3						
17	13	9	9	5	1	1	1	3						
18	14	10	10	6	2	1	2	3						
19	15	11	11	7	3	1	2	4						
20	16	12	12	8	4	1	2	4						
21	17	13	13	9	5	1	2	4						
22	18	14	14	10	6	1	2							
23	19	15	15	11	7	1	3							
24	20	16	16	12	8	2	3							
25	21	17	17	13	9	2	3							
26	22	18	18	14	10	2	3							
27	23	19	19	15	11	2	4							
28	24	20	20	16	12	3	4							
29	25	21	21	17	13	3	4							
30	26	22	22	18	14	3	4							
31	27	23	23	19	15	3	5							
32	28	24	24	20	16	3	5							
33	29	25	25	21	17	3	5							
34	30	26	26	22	18	4	5							
35	31	27	27	23	19	4	6							
36	32	28	28	24	20	4	6							
37	33	29	29	25	21	4	6							
38	34	30	30	26	22	4	6							
39	35	31	31	27	23	4	6							
40	36	32	32	28	24	4	7							
41	37	33	33	29	25	4	7							

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

ID 8 40	新号給						
旧号給	4 級	5級	6級	7級	8級	9級	
1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	
6	2	1	1	1	1	1	
7	3	1	1	1	1	1	
8	4	1	1	1	1	1	
9	5	1	1	1	1	1	
10	6	2	2	1	1	1	
11	7	3	3	1	1	1	
12	8	4	4	1	1	1	
13	9	5	5	1	1	1	
14	10	6	6	2	1	1	
15	11	7	7	3	1	1	
16	12	8	8	4	1	1	
17	13	9	9	5	1	1	
18	14	10	10	6	2	1	
19	15	11	11	7	3	1	
20	16	12	12	8	4	1	
21	17	13	13	9	5	1	
22	18	14	14	10	6	1	
23	19	15	15	11	7	1	
24	20	16	16	12	8	2	
25	21	17	17	13	9	2	
26	22	18	18	14	10	2	
27	23	19	19	15	11	2	
28	24	20	20	16	12	3	
29	25	21	21	17	13	3	
30	26	22	22	18	14	3	
31	27	23	23	19	15	3	
32	28	24	24	20	16	3	
33	29	25	25	21	17	3	
34	30	26	26	22	18	4	
35	31	27	27	23	19	4	
36	32	28	28	24	20	4	
37	33	29	29	25	21	4	
38	34	30	30	26	22	4	
39	35	31	31	27	23	4	
40	36	32	32	28	24	4	
41	37	33	33	29	25	4	

85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107		,			
112	108					
113	109					

86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	99	00		
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		

	1		
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		

ハ 研究職給料表の適用を受ける職員

III II AA		新 号 給		
旧号給	3級	4級	5 級	
1	1	1	1	
2	1	1	1	
3	1	1	1	
4	1	1	1	
5	1	1	1	
6	1	1	1	
7	1	1	1	
8	1	1	1	
9	1	1	1	
10	2	1	1	
11	3	1	1	
12	4	1	1	
13	5	1	1	
14	6	1	1	
15	7	1	1	
16	8	1	1	
17	9	1	1	
18	10	2	1	
19	11	3	1	
20	12	4	1	
21	13	5	2	
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	

ニ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

	新 号 給					
旧号給	2 級	3級	4級			
1	1	1	1			
2	1	1	1			
3	1	1	1			
4	1	1	1			
5	1	1	1			
6	1	1	1			
7	1	1	1			
8	1	1	1			
9	1	1	1			
10	1	1	1			
11	1	1	1			
12	1	1	1			
13	1	1	1			
14	2	1	1			
15	3	1	1			
16	4	1	1			
17	5	1	1			
18	6	2	1			
19	7	3	1			
20	8	4	1			
21	9	5	1			
22	10	6	1			
23	11	7	1			
24	12	8	1			
25	13	9	1			
26	14	10	1			
27	15	11	1			
28	16	12	1			
29	17	13	1			
30	18	14	1			
31	19	15	1			
32	20	16	1			
33	21	17	1			
34	22	18	1			
35	23	19	1			
36	24	20	1			
37	25	21	1			
38	26	22	2			
39	27	23	2			
40	28	24	2			
41	29	25	2			

86	78	
87	79	
88	80	
89	81	

86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	

10	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			

ホ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
IH 2 MI	3級	4 級	5級	6級	7級	8級	
1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	
6	2	2	1	1	1	1	
7	3	3	1	1	1	1	
8	4	4	1	1	1	1	
9	5	5	1	1	1	1	
10	6	6	2	1	1	1	
11	7	7	3	1	1	1	
12	8	8	4	1	1	1	
13	9	9	5	1	1	1	
14	10	10	6	2	1	1	
15	11	11	7	3	1	1	
16	12	12	8	4	1	1	
17	13	13	9	5	1	1	
18	14	14	10	6	2	2	
19	15	15	11	7	3	3	
20	16	16	12	8	4	4	
21	17	17	13	9	5	5	
22	18	18	14	10	6	6	
23	19	19	15	11	7	7	
24	20	20	16	12	8	8	
25	21	21	17	13	9	9	
26	22	22	18	14	10	10	
27	23	23	19	15	11	11	
28	24	24	20	16	12	12	
29	25	25	21	17	13	13	
30	26	26	22	18	14	14	
31	27	27	23	19	15	15	
32	28	28	24	20	16	16	
33	29	29	25	21	17	17	
34	30	30	26	22	18	18	
35	31	31	27	23	19	19	
36	32	32	28	24	20	20	
37	33	33	29	25	21	21	
38	34	34	30	26	22		
39	35	35	31	27	23		
40	36	36	32	28	24		
41	37	37	33	29	25		

へ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

DE EL 66	新 号 給					
旧号給	3級	4級	5 級	6級	7級	
1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	
6	2	2	1	1	1	
7	3	3	1	1	1	
8	4	4	1	1	1	
9	5	5	1	1	1	
10	6	6	2	1	1	
11	7	7	3	1	1	
12	8	8	4	1	1	
13	9	9	5	1	1	
14	10	10	6	2	1	
15	11	11	7	3	1	
16	12	12	8	4	1	
17	13	13	9	5	1	
18	14	14	10	6	2	
19	15	15	11	7	3	
20	16	16	12	8	4	
21	17	17	13	9	5	
22	18	18	14	10	6	
23	19	19	15	11	7	
24	20	20	16	12	8	
25	21	21	17	13	9	
26	22	22	18	14	10	
27	23	23	19	15	11	
28	24	24	20	16	12	
29	25	25	21	17	13	
30	26	26	22	18	14	
31	27	27	23	19	15	
32	28	28	24	20	16	
33	29	29	25	21	17	
34	30	30	26	22	18	
35	31	31	27	23	19	
36	32	32	28	24	20	
37	33	33	29	25	21	
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	

86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

87 83 83 79 88 88 84 84 80 89 85 85 85 81 90 86 86 86 82 91 87 87 87 87 87 87 87 87 87 87 87 87 87	86	82	82	78	
88 84 84 80 89 85 85 81 90 86 86 82 91 87 87 83 92 88 88 84 93 89 89 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 98 94 94 94 99 95 95 95 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 100 100 105 101 101 101 106 102 102 102 107 103 103 108 104 10					
89 85 85 81 90 86 86 82 91 87 87 83 92 88 88 84 93 89 89 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 98 94 94 94 99 95 95 95 100 96 96 96 101 97 97 102 102 98 98 98 103 99 99 104 104 100 100 100 105 101 101 101 106 102 102 102 107 103 103 108 108 104 104 104 104					
90 86 86 82 91 87 87 83 92 88 88 84 93 89 89 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 98 94 94 94 99 95 95 95 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 100 100 105 101 101 101 106 102 102 102 107 103 103 103 108 104 104 104 109 105 105 11 111					
91 87 87 83 92 88 88 84 93 89 89 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 98 94 94 99 99 95 95 95 100 96 96 96 101 97 97 102 98 98 103 99 99 99 104 100 100 105 101 101 101 106 102 102 107 103 103 103 103 103 103 103 103 103 104 104 104 104 104 104 104 104 104 104 104 105 105 105 105 105 105 105 105					
92 88 89 89 85 94 90 90 90 95 91 91 96 92 92 92 97 93 93 98 94 94 99 99 95 95 95 96 96 96 96 100 96 96 96 101 97 97 102 98 98 98 98 103 99 99 99 99 104 100					
93 89 89 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 98 94 94 94 99 95 95 96 100 96 96 96 101 97 97 102 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 100 100 105 101 101 101 106 102 102 102 107 103 103 103 108 104 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114<					
94 90 90 95 91 91 96 92 92 97 93 93 98 94 94 99 95 95 100 96 96 101 97 97 102 98 98 103 99 99 104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 111 115 111 113 117 113 113 118 114 119 115 116 116 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>					
95 91 91 96 92 92 97 93 93 98 94 94 99 95 95 100 96 96 101 97 97 102 98 98 103 99 99 104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 111 115 111 113 118 114 119 115 116 119 116 120 116 120 116 117				85	
96 92 92 97 93 93 98 94 94 99 95 95 100 96 96 101 97 97 102 98 98 103 99 99 104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 111 115 111 111 116 112 113 119 115 115 120 116 116 121 117 117					
97 93 93 98 94 94 99 95 95 100 96 96 101 97 97 102 98 98 103 99 99 104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 117 113 113 118 114 119 115 116 119 115 116 120 116 121 117					
98 94 94 99 95 95 100 96 96 101 97 97 102 98 98 103 99 99 104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 117 113 113 118 114 119 115 111 115 110 116 120 116 121 117					
99 95 95 100 96 96 101 97 97 102 98 98 103 99 99 104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 117 113 114 119 115 114 119 115 116 120 116 121 117 117 117					
100 96 96 101 97 97 102 98 98 103 99 99 104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 117 113 114 118 114 114 119 115 116 120 116 121					
101 97 97 102 98 98 103 99 99 104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 116 112 113 118 114 119 115 116 115 120 116 121		95			
102 98 98 103 99 99 104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 117 113 113 118 114 114 119 115 116 120 116 121	100	96			
103 99 99 104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 115 111 111 116 112 113 118 114 119 115 115 116 120 116 121	101	97	97		
104 100 100 105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 115 111 116 117 113 114 119 115 115 120 116 121 117 117 116	102	98	98		
105 101 101 106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 115 111 116 117 113 118 118 114 119 115 120 116 121 117	103	99	99		
106 102 102 107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 111 116 112 117 113 118 114 119 119 115 116 120 116 121	104	100	100		
107 103 103 108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 115 111 116 112 113 114 116 112 117 118 114 119 115 120 116 120 116 121	105	101	101		
108 104 104 109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 111 116 112 117 113 118 114 119 115 120 116 121 117	106	102	102		
109 105 105 110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 115 111 116 117 113 118 118 114 119 119 115 120 116 121 117	107	103	103		
110 106 106 111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 115 111 116 117 113 118 118 114 119 119 115 116 120 116 121 117 117 118	108	104	104		
111 107 107 112 108 108 113 109 109 114 110 115 115 111 116 117 113 118 118 114 119 119 115 120 120 116 121 121 117 117	109	105	105		
112 108 108 113 109 109 114 110 115 115 111 116 117 113 118 118 114 119 119 115 116 120 116 121 121 117 117	110	106	106		
112 108 108 113 109 109 114 110 115 115 111 116 117 113 118 118 114 119 119 115 116 120 116 121 121 117 117	111	107	107		
113 109 109 114 110 115 115 111 116 116 112 117 118 114 119 119 115 120 120 116 121 121 117 117		108			
114 110 115 111 116 112 117 113 118 114 119 115 120 116 121 117		109	109		
115 111 116 112 117 113 118 114 119 115 120 116 121 117					
116 112 117 113 118 114 119 115 120 116 121 117					
117 113 118 114 119 115 120 116 121 117					
118 114 119 115 120 116 121 117					
119 115 120 116 121 117					
120 116 121 117					
121 117				1	
123 119				1	
124 120				1	
125 121					

42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		

令和七年二月十九日提出

知 事

大

野

元

裕

提 理 曲

を提出するものである。 告等を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等をしたいので、合和六年十月十七日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の給与につい この案

第二十六号議案

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例の一部改正)

 \mathcal{O} 条 よう ĸ 改 員 É 0 す رِّ چ 費に 関 す ,る条例 留 和二十 七 年 埼 玉 県 条 例 第二十号) \mathcal{O} 部 を 次

則 項 でし 中 第三条第二 「本条」 に 改める。 を「こ 項 中 \mathcal{O} 左 条」 \mathcal{O} 各 に、 号 \mathcal{O} 「埼玉県規則 _ を 次 \mathcal{O} 以 各号 \mathcal{O} 「規則」 11 ず れ لح カコ V に · う。 改 \otimes 0) 司 __ を 第 Ŧī.

第四条第一項中「左」を「次」に改める。

第五条第一項中「本条」を「この条」に改める。

八項を 定 る 額」 第六条第一 削 を り、 夜に 項中 第九 項を第: つき、 食卓料」を削 宿 八 項と 泊に 要する費 b, 第十 同条 項 用 カン 12 つい ら第十三項 第 七 て、 項 中 実 夜 (までを 費 額 数 に 一項ず 応 に 改 じ \Diamond __-0 同 当 中 り げ \mathcal{O}

れ条を削る。

当又は とし に お 第十条 て て同 宿 計算するも 泊 中 ľ 一日 料 を を \mathcal{O} を加え、 一日 と \mathcal{O} する。 下 当を」に改 に 第十 月 午 当又は 八 前 め、 条、 零時 同条 宿 第二十二 カコ 泊 5 を第 料 午 に 後 条 十二時 九条とす 2 V 第 て 項及 ま を Ź で び \mathcal{O} <u>-</u> 十 日 第三十一 当 \mathcal{O} 兀 時 条第 に、 間 を 項 H H

げる。 第二章 中 条を第 第 + 兀 条 十条と を第十三条と 第十二条を第十 į 第 + 五. 条 条と カン 5 第 + 第 七 条ま 十三条を第十二条と でを一 条ず 9 繰 り上

る 則 で定 かる 八 条第 額による」 項 中 十八 に改 8 円と する 同条を第十七条とし、 を ガ ソ IJ ン \mathcal{O} 司 小 売 条 \mathcal{O} 価 次に 格 次 を基 \mathcal{O} 条を 加 7 規

(日当)

号に定め 八条 る 日 当 額 \mathcal{O} ょ 額 る。 は、 次 0 各号に 掲 げ る 日 \mathcal{O} 区 分に . 応 じ、 日 12 0 き、 当 該

行程二百 口 メ ル 以 上 \mathcal{O} 旅 行 中 に 午 後十二 至 る H 三千 六 百

Э

- 千二百 程 三百 Н 口 メ ル 以 上 \mathcal{O} 県 外 旅 行 を L た 日 前 号 撂 げ る 日 を 除
- H 内 千四 旅 行 又 は 円 行 程 百 丰 \Box X \vdash ル 未 満 \mathcal{O} 県 外 旅 行 中 午 後十二時 至

る

第十九条を次のように改める。

(宿泊料)

一項におい 公務 て規則 て規則 員 で定 て \mathcal{O} 泊 定 「法」という。 料 \otimes \mathcal{O} に関 る る場合 額に は す よる。 る法 は、 旅 行 $\overline{}$ 当該宿泊に要する費用 律 中 ただ に基づき国家公務 \mathcal{O} (昭 宿 和二十五 泊 に要する 当該宿泊 年 法 員に に 律 用 係 第 \mathcal{O} \mathcal{O} る特 支給 額 額による。 百 + 別な事 ·四 号。 さ れ る 宿泊 第三十一条第 に がある場合 0 を基準 玉

宿 ħ 泊 か 少 0 な 支給 額は、前 額とする。 項 0 規定により計算した額と現に支払 つた 額 を 比

同 項第 第二十条及び第二十 中 「別表第一」を「別表」に改め、 一条を削 り、 第二十二条第 同 条を第二十条とする 一項 单 左 」を「次」 改

び 宿泊 第二十三条第一項第一号中 同 条を第二十 に改め 一条とす 同項第三号中 左 宿泊料及び 「次」に、 食卓料」 宿 <u>-</u>泊料 を . 及び 「及び宿泊料」 食卓 に改

第二十四条を第二十二条とする。

二号の規定 二十三条とする。 て支給され 第二十五条中「第十九条第二項に該当 によ 。 日 当 る 額 目 「 当 が の二分の一に相当する額」 支給される」に 改め、 「する 旅 を「千二百円」 同 行 条ただ \bigcirc を し書 第 中 +当該 に 八 改め、 条 第一 旅 号 司 行 又 9 は い 第

第二十六条を第二十四条とする。

第二十七条第三項中 第二十八 条ただし書中「及び食卓料」を削 賃及び食卓料」を「及び車賃」に改め、 「第二十三条第一項第一号」を「第二十 り、 第三 同条 章 中 を第二十五条とする。 同条を第二十六条とす 条第 項 号

第二十九 2条とす 条を 第二十七 条とし、 第三十条を第二十八条とし、 第三十 条を第二

第三十二条を第三十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(日当)

第 手当 三十一条 「を基準 H 当 7 \mathcal{O} 規則 額 は で 定め 日 る額 に 0 に き、 ょ る に づ き 玉 家公 務 員 に 支給され

目 当は、 旅 行 中 に 午 後 十二時 に 至 る 日 に 限 り 支給 す る

(宿泊料)

第三十三条を削 第 り 九 条 第三十 \mathcal{O} 規 定 兀 は 条を第三十三条とす 玉 旅 行 \mathcal{O} 場合 \mathcal{O} 宿 泊 料 0 い て 用

改 \aleph を第三十四条と 第三十五 同 同 条 第 二項 条第 第 三項 する 中 項 中 第 单 二十 第二十七条第二項」 別 七 表 条第 第二 \mathcal{O} _ 項第一 定 額 によ 号」を を「第二十五 る を 「第二十五 五 条第 十万 二項」 五. 条第 千 円 項 とする に 改 第 号 め、 に 同 に 改

五条とする 第三十六条 中 「第六条第十三項」 を 「第六条第十二項」 に 改 \otimes 同 条 第 $\overline{+}$

七条とし 七条を削 第 匹 り、 + 条を第三十 第三十 八 条を第三十 八条とし、 六条と 司 条 0) į 次 に 第 次 \mathcal{O} 匹 章 _ 条 中 第三 を 加 + え 九条を第三

) 旅 費 \mathcal{O} 返納

第三十 た場合に 九条 は、 任命権 当 該 者 旅 費 は を 返納 旅 行 させ 者が な この け れ ば 例 なら \mathcal{O} 規 な 定 に 違 反 L 旅 費 \mathcal{O} 受 H

引くことが 支出 旅 派行者が 前項に規定する 。 こ の できる 又は支払う 条例 返納 \mathcal{O} 規 定に 与 に 代 又 え 違 は 反 旅 て 費 て \mathcal{O} 旅費 額 該 任 カュ 命権者 $\widehat{\mathcal{O}}$ ら、 支給 当 該 が を 受け そ \mathcal{O} 後 た に 相 お 合 す V る 7 は そ \mathcal{O} 額 任 命 に対

2

3 前 項に 規定する給 与 \mathcal{O} 種 類 は 則 で 定 \otimes る

兀 +一条を第四十 条と す る

則 第六項を削 る。

別表第二を削 り、 別 表第 中 別 表 第 移 転 (第二十二条 関 別

表 (第二十条関 莂 職 \mathcal{O} 員 への給与 係) _ 及び 改 旅 費に · 関 表 する条例 を別 表 \mathcal{O} す 改正

X

る

第二条 (特 特別 職 \mathcal{O} 職員の給与 及 び旅費に関 はする条 例 (昭 和 <u>二</u> 十 匹 年 埼

玉

県

例

十八号 第二条第 \mathcal{O} 部を 中 次 0 別 よう 表第一及 に 改 び別 正する。 表第二」 を 次 項 か ら 第 兀 項 ま で 及 び 別 表

同 条中第二 項 を第 五. 中 項とし、 「前二項 第 項 \hat{o} 「前 次 に次 の三項を加 える。 項

に改

Ó

同

条

第

三項

を

各

項

に

改

 \otimes

同

を

同

条第

六

項

کے

- に \mathcal{O} 係 支給 宿 とす \mathcal{O} 泊 別 さ 旅 料 な事 ħ 費 \mathcal{O} る 額 宿 関 は 情 泊 が す 費 る あ 旅 行中 を基 法 る 律 場 合と 準 \mathcal{O} (昭 宿 和二十五 泊 て規則 て 要する費用 規 則 で定め 年 で 定 法 律 \otimes る る 第 \mathcal{O} 場 額 額 百 1十四号) とす 合 と し、 一 は る。 当 ただ 該宿 夜に に 基 づ 0 泊 き き、 に 要 玉 す 該 家 玉 宿 公 務員 泊 公 費 務
- 3 い 宿 n 泊 料 カン 0) 少 支給 な 額 額 は する 項 \mathcal{O} 定 に ょ V) た 額 現に 支払 9 た 額 比
- \mathcal{O} 外 玉 旅 行 中 に 死亡 た場合に お け る死亡手当 \mathcal{O} 額 は 知 事

4

0 て は 八 万 円 副 知 公営企 業管理 水道事業管理者及び常 0)

鱼委員にあつては八十万円とする。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表 移転料 (第二条関係)

	垣川、〇〇〇円	トル未満
	中中、〇〇〇門	1 1 22
	五三、〇〇〇円 1七七、〇〇〇円 111八、〇〇〇円 11六九、〇〇〇円 三五六、〇〇〇円 三七五、〇〇〇円 四〇一、〇〇〇円 四六五、〇〇〇円	- トル未満 - トル未満 メートル未満 - トル未満 メートル未満 ロメートル未満 ロメートル未満 - トルス上百キロメル以上三百キロメトル以上五百キロトル以上千五百キロートル以上二千キトル以上和程五十キロメー 路程百キロメート路程三百キロメー路程五十キロメー路程 - トル未満 - トル未満 - トル未満 - トル未満 - トルス - トルス - トル - トル - トル - トル - トル -
	二六九、〇〇〇円	メートル未満トル以上五百キロ路程三百キロメー
-) =	三五六、〇〇〇円	トル以上千キロメトル以上千キロメー
3	三七四、〇〇〇田	メートル未満路程千キロメート
•	国01,000年	ロメートル未満ートル以上二千キ路程千五百キロメ
	四六五、〇〇〇円	トル以上

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 七号) 埼 玉 \mathcal{O} 一部を次 有委員 会教 \mathcal{O} うに 改 0 正 立する 与等 に す る 条 例 昭 和 七 年 玉

第三条中 を 教 育長 0 旅 費」 別 表 第 及 び 別 次

項

ら第 四項まで及 び 別表 に改 同条に次 の 三 項 を 加 える。

- に支給され 泊料 \mathcal{O} 当該宿 要する 費 0 額 る 関す 泊 宿 は 費 に 泊 っる 法律 係 用 費 旅 行 を基 \mathcal{O} る 額とす 特 中 別な 準と \mathcal{O} (昭 宿 事 泊 和 て に 埼 要する費用 が 玉 五. あ る場合とし 県教育委員 年 律 第 \mathcal{O} 額 百 会規 とし、一 て 应 同 号) 規則 則で定め で定める場合は、 る づ 9 額とする。 き 国家 玉 公 員
- 3 VI 宿 ħ 泊 カン 料 少 0 支給 な 額とする。 額 は、前 項 \mathcal{O} 規定により計 算した 額 と現に支払 0 額 を比
- 4 とする。 出 張 \mathcal{O} た \aleph \mathcal{O} 外 玉 旅 行 中 に 死亡 た場合 に お け る死亡 手当 \mathcal{O} 額 万

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表 移転料 (第三条関係)

一五三、〇〇〇日	トル未満 路程五十キロメー
五三、〇〇〇円 1七七、〇〇〇円 111人、〇〇〇円 11元九、〇〇〇円 三五六、〇〇〇円 三七五、〇〇〇円 四〇1、〇〇〇円 四六五、〇〇〇円	トル以上百キロメートル未満
二八、000円	ル以上三百キロメート路程百キロメート
二六九、〇〇〇円	メートル未満 路程三百キロメー
三五六、000円	トル以上千キロメートルよ満
三七五、〇〇〇円	メートル未満メートル未満
四〇1、〇〇〇円	一トル未満 メートル未満 メートル未満 メートル未満 メートル未満 ロメートル未満 トル以上百キロメル以上三百キロメトル以上五百キロトル以上千キロメル以上千五百キロートル以上二千キ 解程五十キロメー路程百キロメート路程三百キロメート路程丁五百キロメートの大満 メートル未満 メートル未満 メートル未満 メートル未満 メートル未満 メートル未満 メートル未満 ロメートの未満 ロメートの未満 ロメートの未満 ロメートの未満 ロメートの未満 ロメートル未満 ロメートル エス・ロメート ロメートル ロメーカー ロメートル ロメート ロメートル ロメール ロメートル ロメートル ロメートル ロメートル ロメール ロメートル ロメートル ロメートル ロメール ロメートル ロメートル ロメートル ロメートル ロメートル ロメートル ロメートル ロメール ロメートル ロメートル ロメートル ロメートル ロメートル ロメール ロメール ロメール ロメール ロメートル ロメートル ロメール ロメートル ロメール ロメートル ロメール ロメール ロメール ロメール ロメール ロメール ロメール ロメー
四六五、〇〇〇円	路程二千キロメー

行 委員 会 0 委員 及 び 査 委員 \mathcal{O} び 費 用 弁 償 に 関 す る 例 \mathcal{O} 正

匹 条 行 政 委員 0 委員 及 U 監 查 員 \mathcal{O} 酬 及 U 費 用 弁 償に 関 す る 和

十一年埼玉県条例第三十号)の一部を次のように改正す

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条第二 項 中 別 表第二及び別 表 第 を 次 項 か 5 第 五. 項 ま で 改 \otimes

同 中 第三 項を第六 項とし、 第二項 \mathcal{O} 次 に 次 の三 項 を 加 える。

3

宿 泊 \mathcal{O} 旅 料 \mathcal{O} 額 関 は、 す る 法 行 律 0) 昭 宿 和二十 泊 に 要する費 五. 年法 用 第 \mathcal{O} 百 +匹 に 基 づ 0 き国 [家公 玉 一務員 公務

に 係る特別な事 \mathcal{O} 支給される宿泊費を基準として規則で定める額とする。 とする。 情 がある場合として規則で定める場合は、 当該宿泊に要する費用 ただし、 当該 路宿泊に

- 4 V 宿泊料 ħ カコ の支給 少ない額とする。 額 は、前 項 \mathcal{O} 規定により 計算した額と現に支払 0 た額 を比 較 Ļ
- 5 とする。 出 張 \mathcal{O} ため の外 国旅行中に死亡した場合に お け る死亡手当の 額 は、 八 + 方円

別表第二及び 別 表第三を 削 り、 別 表第 __ 中 別 表 第 報 酬 を 別 表 に 改

め、同表を別表とする。

附則

1 こ の 条 例 は、 令 和 七 年 几 月 _ 日 カュ b 施 行 す ź。

2 る。 出発する旅行 こ の 条例による改正後の から適用 し それ 同 日 前 ぞ に れ 出 \mathcal{O} 条例 発した旅行に \mathcal{O} 規定は、 9 V て \mathcal{O} 条例 は な \mathcal{O} 施 お 従 行 前 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 例 以 によ 後に

- 和七年二月十九日提出

埼玉県知事

大 野 元

裕

案 理 由

し等をしたい 国家公務員等 \mathcal{O} の旅費に関する法 で、 この案を提出するものである。 律 \mathcal{O} 部改正 等を踏まえ、 職員等 \mathcal{O} 旅 費 制 度 \mathcal{O} 見

直

第二十七号議案

員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} __-部 を 改 正 す る 条

0 よう 員 12 勤 改 正 務 する。 時 間 休 暇 等 に 関 す る 例 棄 成 七 年 埼 玉 県 条例 第二号) \mathcal{O} __ 部 を

る者 及 削 る 間にお 間 び ŋ を ŧ 第 \neg に 割 \mathcal{O} を 「なる (第三 割 と 限 を除 同 り ŋ 11 条 V る。 振 \mathcal{O} う。 て、 な職員 振ら 第三項中 項 前 ように」 及 \mathcal{O} 委員会規則 な に U 見 _ 出 0 (埼玉県 を 第 に 0 V 目 \neg V 五. L 改 を設 下 て うに (委員· 条 中 め、 に は 第二 け、 人事委 割 \mathcal{O} 会規 定め 改 項 「始業及び 日 振 又は」 第 曜 8 に ŋ 烈」を (員会規 Ċ 項 お るところ 日 を 及 同 11 項た を加える の規定によ び て読 終業 割 土 則 \neg によ み替 曜 以 だ 振 (埼 \mathcal{O} り等」 日 L 時 に加えて 玉県 り、 下 書 え 刻 る週休 中 7 に に 準用す 週休 人事 委員会規 0 改 1 \otimes 委員 月 第三 目 日 て を設 曜 る \mathcal{O} 同 会規則 項 同 日 則 ほ を 条第 カコ けることが カュ \mathcal{O} 削 第 規定 ら金 に と · 当 該 いう。 以 項 曜日 項 中 職員 考 下 ょ \mathcal{O} でき」 まで 規 ŋ 「委員· を 勤 定 \mathcal{O} で い 務時 定め 勤務 \mathcal{O} う 五 ょ

五条 中 この を [کی \mathcal{O} 項 に 改め、 同 条 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 え る

2 \sum_{i} さ 日 に \mathcal{O} れ 前 場 た 項 と読 合 H \mathcal{O} に に 規定 み替える お お は V V١ て特 て、 ŧ 前 員 勤務 \mathcal{O} 項 に第三条第三項 とす 中 週休 すること る 日 を命 に \mathcal{O} 規定 とあ ず る 必 に る ょ \mathcal{O} 要 が ŋ は あ 勤 務 る 「勤務 場 時 間 合 時 を に 9 割 を割 ŋ V て 振 準 り 6 振 用 な 6 す い る。 な 日 上 い

第六条第二項を次のように改める。

が 間 できる。 を一斉に与えな 任命権者 は、 次に V ことそ 掲 げ うる場合 \mathcal{O} 他 に \mathcal{O} は、 休 憩 時 委 間 員 会 \mathcal{O} 規 基 準 則 に \mathcal{O} 0 定 11 8 7 るところ 別 段 0 定 に め ょ を 1) す る 休 時

- 職 務 \mathcal{O} 特 殊 性 又 は 当該 公署 \mathcal{O} 特 殊 \mathcal{O} 必 要が あ ると き
- 員 \mathcal{O} 健 康 及 び 福 祉 に 重 大 な影 響 を 及ぼ Ļ 又 は 能 率 を 甚 だ L < 阻 害 す る
- \equiv 職 員 カン 6 \mathcal{O} 申 告 を考 慮 7 休 憩 時 間 を 置 < ことが 適 当 で あ る لح き

 \mathcal{O} 七 に 改 第 &几 項及 る び 第 五. 項 中 三歳 に 満 た な 11 \sqsubseteq を 小 学 校 就 学 \mathcal{O} 始 期 に 達 す る ま

で

と 五. . う。 条 第 項 中 加え 定 る め る 者 \mathcal{O} 下 に 第 五. 条 \mathcal{O} 三 第 項 に お VI 7 配 偶

第十五条の二の次に次の二条を加える

配配 偶 者等 が 介 護 を必要とす Ś 状 況 に至 0 た 職 員 12 対 す る 意 向 確 認

+五. の 三 任 命 権 者 は 職 員 が 配 偶者 等 が 当 該 職 員 \mathcal{O} 介 護 を 必 要とす 状

条 そ 0 至 12 \mathcal{O} 度 0 お 又 \mathcal{O} は 置 7 と を 項 置 請 を 申 **(以** じ 求 知 なけ 等 6 出 下 世 た とい れ と る \mathcal{O} ば き 条 . う。 なら とも は、 及 び $\overline{}$ 当該 な 次 い に 条 介 係 職 に 護 る 員 お 両 当 に VI 立 該 対 7 支 職 援 員 て、 介 制 \mathcal{O} 護 度 仕事 意 両 箬 向 立 \mathcal{O} と介 を 支援 申 確 告、 護 認 制 す 請 度 るた \mathcal{O} 等 求 又 \Diamond 立 は لح \mathcal{O} 申 い 面 出 う す 談 次 そ

日 せ 任 な か け 6 れ 꽢 者 年 ば は な 0) 三月 職 な 員 三十 対 て、 日 ま でを 当 該 職 11 う。 員 が 兀 に +お 歳 に いく 7 達 た 前 項 \Box に \mathcal{O} 規定 属 す す る 年 る 事 度 項 を 匹 知 月

勤 務 環 境 0 整 備 に 関 す る

+五. 条 \mathcal{O} 兀 任 命権 者 は 介 護 両 立 支援 制 度 等 \mathcal{O} 求 が Щ 滑 行 わ n る う

す る \otimes 次 に 掲 げ る措 置 を講 ľ な け れ ば な ら な い

- 職員 に 対 す る 介 護 両 立 支援 制 度 等 に 係 る 研 修 \mathcal{O} 実
- 護 両 立. 支 援 制 度 等 に 関 す る 相 談 体 制 \mathcal{O} 整
- そ $\bar{\mathcal{O}}$ 他 介 両 立 支 援 制 度 等 に 係 る 勤 務 境 \mathcal{O} 関 す

則

行 期 日

1 \mathcal{O} 条 例 は 令 和 年 兀 月 日 か ら 行 す

員 \mathcal{O} 給与 に 関 す る 例 \mathcal{O} 部 改 正

2 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 条 例 昭 和二十 七 年 埼 玉 県 条 例 第 九 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ

E 改 正 す

お \exists を 加 11 て読 六条 \mathcal{O} え 下 不第三項 にっ み替えて準 週 並 休 び 月 に -用する 勤務 及 び を 時 第 [۲] 同条第 五. 間条例第三条第三項 れ 条 5 を \mathcal{O} 項 Ħ 及 \mathcal{O} を 規 び 週 定に基 第 休 五. 及 日等」 条 づ 第 び 勤 勤 項 に 務 務時 改 時 \Diamond 間 間 条 改 を割 例 \otimes 第 1) 五. 振 条 基 5 第二 な づ VI 項 週 日 に 休

四 条 第 四 項 及 び 第 六 条 \mathcal{O} _ 第 項 中 週 休 日 を 週 休 日 等 に 改 &る

職 員 \mathcal{O} 勤 務 手 当 K 関 す る 条例 \mathcal{O} __ 部改 正

3 員 \mathcal{O} 特 ·殊勤 務手 当 に 関 す る 条 例 平 成 +__ 年 埼 玉 県 条 例 第 Ξ. 号 \mathcal{O} __ 部 を 次

0 う 改 正 す る。

す 務 2 0 下 る え 第二 +条 条 準 第 例 五. 用 第三条第 勤 す 中 項 時 \mathcal{O} 規 第 戸 間 中 定 条 条 及 五. に 項 第 例 条 第 び 基 及 項 第 てド づ を 条 五. \mathcal{O} 勤 規定 第三 勤 務 第 務 時 五. 項 間 12 を 時 条 基 条 及 間 第 び 及 例 づ を 勤 割 第 項 U 務 第 五 勤 務 時 五. 振 条 に 第 時 間 条 b 改 第 な 間 条 \Diamond 例 項 を VI 項 割 月 第 に Ŋ 五. お 凋 に 振 V 条 休 第二 5 改 加 て 読 8 え な 項 4 い \mathcal{O} 替 に 下 お 週 え に を VI 休 7 て 準 加 日 読 え 用

る

日

る。

4

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

次 職 \mathcal{O} よう 員 \mathcal{O} に改 正 部 する。 分 休 業 に 関 す る 条 例 棄 成二十三年 埼 玉 県条 例第 九 号) \mathcal{O} _ 部

勤 する 務 時 同 間 条第 条例 第 四 項 第三条第三 項 中 · 「第 \mathcal{O} 規定に 五. 条 項 基 及 び を づ 勤務 < 第 勤 務 時 五. 時 間 条 間 条 第 を割 例 _ 第 項 五. り 条第二項 振 に 改 Ò な \aleph 11 日 に お 週 を加える。 V 休 て読 日 み替 \mathcal{O} 下 え

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

5

次 職 \mathcal{O} ょ 員 う \mathcal{O} 12 高 改正 齢 者 する 部 分休 業に 関 す る 条 例 令 和 几 年 埼 玉 県 条 例 第三十 号) \mathcal{O} _ 部

用 勤 務 第三条 す る 間 司 条第 条例第三条第三 第 兀 項 _ 項 单 \mathcal{O} 規定に 第 五 一項及び 条 基 づ を く 勤 勤務 第 務 時 五. 時 間 条 条例第五 間 第 を割 __ 項 り 振らな 条第二項 に 改 8 V 日 に お 週 を 11 加える て読み替えて進 日 \mathcal{O} 下

和七年二月十九日提出

案 理 由

関 正 育 員 する 15 児休 伴 \mathcal{O} 報告 業、 範囲を拡 VΝ を踏 及 び 介護休業等 まえ、 令 大する等 和六年 職 育 児 員 月 又は た \mathcal{O} 申 + V -告を考 家族 \mathcal{O} 七 で、 日 付 介 護を行 慮 け で埼 \mathcal{O} 案を提 7 勤 玉 う 務 県 労 出 時 人 事 す 間 者 る 委 を \mathcal{O} 員会 ŧ 割 福 り \mathcal{O} 祉 振る で カュ 関 あ 5 る。 制 さ す 度 れ る た 法 \mathcal{O} 対 人 7象とな 八事管理 \mathcal{O}

るに

改

第二十八号議案

埼玉県土採取条例を廃止する条例

玉 土採 取 昭昭 和 兀 九 年 埼 玉 県条例第六号) は、 廃 止 す

附則

(施行期日)

この条例は、令和七年七月一日から施行する

(経過措置)

- 2 な \emptyset V 申 こ の **(**以 とき 請 が 下 条 は あっ 例 旧 \mathcal{O} 当 た場合にお 施 該 行 申 \mathcal{O} 日 は **(以** う。 ٧١ . て、 下 同 日 施行 に、 第三条第 行 却 Ħ H 下 \mathcal{O} さ 前 と 項又は ħ 日 う_。 た までに当該 t 第 \mathcal{O} とみ 七条 なす。 申請に 第 廃 止 項 対 \mathcal{O} 0 す 規 埼 る 定 玉 処 に 分 ょ 土 が 採 さ 認 取 条 可
- 3 命 が 規 採 満了 定 取 令 で 0) \mathcal{O} に \mathcal{O} · 係る 問) す 適 関 る日 用 す 例 は、 事 12 る \mathcal{O} 由 ま 0 施 でに な が 条 行 消 お 7 例 \mathcal{O} 第 従 滅 旧 は 現に する 条 六条 前 例 当 \mathcal{O} 第十条 から 例 該 日又は当 旧 認 に 条例第三条第 第 ょ 可 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定によ 該 七条ま 期 認 間 可 が で及 満 \mathcal{O} る命 項 期 間 す び \mathcal{O} 第 認 が 令 る を受け 満了 日 可 を受け ま 八条 す で た者に Ź \mathcal{O} (第 目 間 7 一 号 行 \mathcal{O} (当該 あ V わ ず 9 を n て 認 除 れ 7 は 可 カン V \mathcal{O} 当 期 土 11 該 H 間 \mathcal{O} \mathcal{O}
- た者 する 行 日 対 日 ま す 前 で る 12 さ \mathcal{O} 旧 間 条 れ は 例 た 第 旧 な 例 お 七 従 条 第 前 \mathcal{O} 九 規定 条、 \mathcal{O} 例 に \mathcal{O} 第 よる 適 + 用 条 12 及 75 0 V 第 て + 三条 は 0 当 該 規 命令 定 に に ょ 係 る る 命 事 令 を受け 由 が 消
- 5 に 合に 施行 おけ 日 前 る施 に た行 行 日 以 為 後 及 Ü 前 た 項の 行 為 規定によ 12 対 する 罰 0 則 な \mathcal{O} お 適 従 用 前 に \mathcal{O} 例 9 11 に よることとさ て は、 な お 従 前 れ \mathcal{O} る

知 事 \mathcal{O} 限 に 属 す る 事 務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} __ 部 改 正

6 知 事 \mathcal{O} \mathcal{O} 限 部 に を 属 次 す る \mathcal{O} よう 事 務 に改 処 理 正す \mathcal{O} 特 Ź。 例 に 関 す る 条 例 伞 成 + 一年 埼 玉 県 例 第六

くまでを 別 表中 項 百 ず -項を 0 繰 ŋ 削 り、 げ 第百 る。 + _-項を第 百 項 į 第 百 十二項 カコ 5 第百

八

^令和七年二月十九日提出

玉

ある。 及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制され宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域 ること等を踏まえ、埼玉県土採取条例を廃止したいので、この案を提出するもので